

令和7年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況

第1章 高齢化の状況

第1節 高齢化の状況	2
1 高齢化の現状と将来像	2
表1-1-1 高齢化の現状	2
図1-1-2 高齢化の推移と将来推計	3
図1-1-3 出生数及び死亡数の将来推計	4
図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計	5
2 高齢化の国際的動向	6
表1-1-5 世界人口の動向等	6
図1-1-6 世界の各年代別高齢者割合及び推移	7
図1-1-7 主要国における高齢化率が7%から14%へ達するまでの所要年数	8
3 家族と世帯	9
図1-1-8 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と 全世帯に占める65歳以上の者がいる世帯の割合	9
図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向	10
4 地域別に見た高齢化	11
表1-1-10 都道府県別高齢化率の推移	11
図1-1-11 都市規模別に見た65歳以上人口指数（令和2（2020）年＝100）の推移	12
5 高齢化の要因	13
図1-1-12 死亡数及び年齢調整死亡率の推移	13
図1-1-13 出生数及び合計特殊出生率の推移	14
6 高齢化の社会保障給付費に対する影響	15
図1-1-14 社会保障給付費の推移	15
第2節 高齢期の暮らしの動向	16
1 就業・所得	16
図1-2-1-1 労働力人口の推移	16
図1-2-1-2 労働力人口比率の推移	17
図1-2-1-3 65歳以上の就業者数及び就業率の推移	18
図1-2-1-4 主な産業別65歳以上の就業者及び割合	19
図1-2-1-5 60歳以上の者の就業状況	20
図1-2-1-6 雇用形態別雇用者及び非正規雇用者率（役員を除く。）	20

図1-2-1-7	職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための 自己啓発の実施率	21
図1-2-1-8	70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳	21
表1-2-1-9	高齢者世帯の所得	22
図1-2-1-10	高齢者世帯の所得階層別分布	22
図1-2-1-11	公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における 公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合	23
図1-2-1-12	世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、 年間収入、持家率	24
図1-2-1-13	貯蓄現在高階級別世帯分布	24
図1-2-1-14	世代別金融資産分布状況	25
図1-2-1-15	金融資産の保有割合	25
図1-2-1-16	被保護人員の推移	26
2	健康・福祉	27
図1-2-2-1	新体力テストの合計点	27
図1-2-2-2	健康寿命と平均寿命の推移	28
図1-2-2-3	運動習慣のある者の割合	29
図1-2-2-4	年代別健診等受診率	29
図1-2-2-5	主な死因別死亡率の推移（65歳以上の者）	30
図1-2-2-6	認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計	31
図1-2-2-7	第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移	32
表1-2-2-8	第1号被保険者（65歳以上）の要介護等認定の状況	32
図1-2-2-9	要介護者等から見た主な介護者の続柄	33
図1-2-2-10	介護・看護により離職した人数	33
図1-2-2-11	介護施設等の定員数（病床数）の推移	34
図1-2-2-12	介護職員数の推移	35
図1-2-2-13	有効求人倍率（介護関係職種）の推移	36
表1-2-2-14	介護サービス利用者と介護給付費の推移	37
3	学習・社会参加	38
図1-2-3-1	65歳以上の者の参加している学習活動（複数回答）	38
図1-2-3-2	65歳以上の者の社会活動への参加状況と生きがいの感じ方 （複数回答）	38
図1-2-3-3	65歳以上の者のインターネット利用率	39
4	生活環境	40
図1-2-4-1	65歳以上の者の住居形態（択一回答）	40
表1-2-4-2	全世帯における年代別持ち家率	40
表1-2-4-3	公営住宅等の高齢者向け住宅供給戸数	41

表 1-2-4-4	高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況	42
図 1-2-4-5	交通事故死者数、65歳以上人口10万人当たりの交通事故死者数 及び交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合の推移	43
図 1-2-4-6	75歳以上の一般原付以上運転者（第1当事者）による死亡事故件数 及び運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数の推移	44
図 1-2-4-7	主たる被害者の年齢が65歳以上の者の刑法犯認知件数	45
表 1-2-4-8-1	特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移	46
表 1-2-4-8-2	特殊詐欺における65歳以上の被害の認知件数及び割合 （令和7年）	46
図 1-2-4-9	65歳以上の者による犯罪 （65歳以上の者の刑法犯包括罪種別検挙人員と犯罪者率）	47
図 1-2-4-10	契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数	47
図 1-2-4-11	養護者による虐待を受けている高齢者の属性	48
図 1-2-4-12	成年後見制度の利用者数の推移	48
図 1-2-4-13	東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での 死亡者数	49
図 1-2-4-14	60歳以上の自殺者数の推移	49
5	研究開発等	50
図 1-2-5-1	医療機器の国内市場規模の推移	50
図 1-2-5-2	医療機器輸出金額の推移	50

第3節	〈特集〉国際比較調査に見る日本の高齢者の生活と意識の特徴	51
1	生活満足度・生きがいについて	51
	（1）現在の生活に満足しているか	51
	（2）どの程度生きがいを感じているか	51
	（3）生きがいを感ずる時について	53
2	就労について	53
	（1）収入を伴う仕事をしたいと思うか	53
	（2）収入を伴う仕事をしたい主な理由	54
3	人付き合いについて	55
	（1）同居の家族以外に頼れる人について	55
	（2）近所の人との付き合いについて	55
4	社会活動や社会との関わりについて	57
	（1）ボランティア等の社会活動について	57
	（2）社会活動に参加していない理由	58
	（3）利用している情報通信機器	59
	（4）情報通信機器を使って、どのようなことをするか	60

(5) 新しく得たいと思う知識やスキル	61
5 まとめ	62

第2章 令和7年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み	64
1 高齢社会対策基本法	64
2 高齢社会対策会議	64
3 高齢社会対策大綱	64
(1) 基本的考え方	64
(2) 分野別の基本的施策	65
(3) 推進体制等	65
4 高齢社会対策関係予算	66
5 総合的な推進のための取組	66
(1) 全世代型社会保障制度の構築に向けて	66
(2) ユニバーサル社会の実現に向けて	67
第2節 分野別の施策の実施の状況	68
1 就業・所得	68
(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備	68
① 高齢期を見据えたスキルアップやり・スキリングの推進	68
② 企業等における高齢期の就業の促進	68
③ 高齢期のニーズに応じた多様な就業等の機会の提供	70
(2) 公的年金制度の安定的運営	72
(3) 高齢期に向けた資産形成等の支援	72
2 健康・福祉	73
(1) 健康づくりの総合的推進	73
① 生涯にわたる健康づくりの推進	73
② 介護予防の推進	74
(2) 持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実	74
① 地域包括ケアシステム構築の深化・推進	74
② 必要な介護サービスの確保	75
③ 介護サービスの質の向上	76
④ 仕事と介護の両立支援	76
(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営	77
(4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進	77
(5) がん対策の推進	78
(6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備	78
(7) 身寄りのない高齢者への支援	78
(8) 支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進	79

(9) 加齢による難聴等への対応	80
3 学習・社会参加	80
(1) 加齢に関する理解の促進	80
(2) 高齢期の生活に資する学びの推進	80
① デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進	80
② 社会保障教育及び金融経済教育の推進	80
③ 消費者教育の推進	81
④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実	81
(3) 地域における社会参加活動の促進	82
① 多世代による社会参加活動の促進	82
② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備	83
4 生活環境	83
(1) 豊かで安定した住生活の確保	83
① 居住支援の充実	83
② 空き家対策の推進	84
③ 安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現	84
(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進	86
① 地域における移動手段の確保	86
② 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進	86
③ 農山漁村のコミュニティの維持	87
(3) 金融経済活動における支援	87
(4) 消費者被害の防止	88
(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策	88
(6) 情報アクセシビリティの確保	90
(7) 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化	90
(8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策	92
① 防災施策の推進	92
② 犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護	94
(9) 成年後見制度の利用促進	96
5 研究開発・国際展開等	97
(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進	97
① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進	97
② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等	99
③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用	99
(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信	100
① 健康・医療産業の国際展開	100
② 国際社会への知見等の発信	100

トピックス 目次

トピックス 1	静岡市認知症ケア推進センターかけこまち七間町 ～認知症のこと、気軽に話してみませんか～	102
トピックス 2	多世代、多様な主体が集まる場づくり ～「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指して～	104
トピックス 3	デジタル技術を活用した高齢者の日常生活を支える事例 ～高齢者を支える人をも支える技術～	106
トピックス 4	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (住宅セーフティネット法) 等の一部を改正する法律の概要	108

令和8年度 高齢社会対策

第3章 令和8年度高齢社会対策

第1節	令和8年度の高齢社会対策の基本的な取組	114
1	高齢社会対策関係予算	114
2	全世代型社会保障制度の構築に向けて	114
3	ユニバーサル社会の実現に向けて	114
第2節	分野別の高齢社会対策	115
1	就業・所得	115
(1)	年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備	115
①	高齢期を見据えたスキルアップやり・スキリングの推進	115
②	企業等における高齢期の就業の促進	115
③	高齢期のニーズに応じた多様な就業等の機会の提供	116
(2)	公的年金制度の安定的運営	118
(3)	高齢期に向けた資産形成等の支援	118
2	健康・福祉	119
(1)	健康づくりの総合的推進	119
①	生涯にわたる健康づくりの推進	119
②	介護予防の推進	119
(2)	持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実	119
①	地域包括ケアシステム構築の深化・推進	119
②	必要な介護サービスの確保	120
③	介護サービスの質の向上	121
④	仕事と介護の両立支援	121
(3)	持続可能な高齢者医療制度の運営	122
(4)	認知症施策の総合的かつ計画的な推進	122
(5)	がん対策の推進	122
(6)	人生の最終段階における医療・ケアの体制整備	122
(7)	身寄りのない高齢者への支援	123
(8)	支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進	123
(9)	加齢による難聴等への対応	124
3	学習・社会参加	124
(1)	加齢に関する理解の促進	124

(2) 高齢期の生活に資する学びの推進	124
① デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進	124
② 社会保障教育及び金融経済教育の推進	124
③ 消費者教育の推進	124
④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実	125
(3) 地域における社会参加活動の促進	125
① 多世代による社会参加活動の促進	125
② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備	126
4 生活環境	126
(1) 豊かで安定した住生活の確保	126
① 居住支援の充実	127
② 空き家対策の推進	127
③ 安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現	127
(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進	128
① 地域における移動手段的確保	128
② 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進	129
③ 農山漁村のコミュニティの維持	129
(3) 金融経済活動における支援	130
(4) 消費者被害の防止	130
(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策	130
(6) 情報アクセシビリティの確保	131
(7) 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化	132
(8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策	133
① 防災施策の推進	133
② 犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護	134
(9) 成年後見制度の利用促進	136
5 研究開発・国際展開等	136
(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進	136
① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進	136
② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等	138
③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用	138
(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信	139
① 健康・医療産業の国際展開	139
② 国際社会への知見等の発信	139

第1章

高齢化の状況

第1節 高齢化の状況

1 高齢化の現状と将来像

表1-1-1 高齢化の現状

- 我が国の総人口は、令和7年10月1日現在、1億2,322万人となっている。
- 令和7年の65歳以上人口は、3,622万人となり、総人口に占める割合（以下「高齢化率」という。）は29.4%となった。
- 令和7年の65歳以上人口を男女別に見ると、男性は1,570万人、女性は2,052万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は76.5であり、男性対女性の比は約3対4となっている。
- 令和7年の65歳以上人口のうち、「65～74歳人口」は1,495万人（男性717万人、女性777万人）で総人口に占める割合は12.1%となっている。また、「75歳以上人口」は2,127万人（男性852万人、女性1,275万人）で、総人口に占める割合は17.3%であり、65～74歳人口を上回っている。

単位：万人（人口）、%（構成比）

		令和7年10月1日		
		総数	男	女
人口	総人口	12,322	5,996	6,326
			(性比) 94.8	
	65歳以上人口	3,622	1,570	2,052
			(性比) 76.5	
	65～74歳人口	1,495	717	777
			(性比) 92.3	
	75歳以上人口	2,127	852	1,275
			(性比) 66.9	
	75～84歳人口	1,435	627	808
構成比			(性比) 77.6	
	85～94歳人口	616	210	406
			(性比) 51.8	
	95歳以上人口	76	15	61
			(性比) 25.0	
	15～64歳人口	7,353	3,736	3,617
			(性比) 103.3	
	15歳未満人口	1,347	690	657
			(性比) 105.0	
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口（高齢化率）	29.4	26.2	32.4
	65～74歳人口	12.1	12.0	12.3
	75歳以上人口	17.3	14.2	20.2
	75～84歳人口	11.6	10.5	12.8
	85～94歳人口	5.0	3.5	6.4
	95歳以上人口	0.6	0.3	1.0
	15～64歳人口	59.7	62.3	57.2
	15歳未満人口	10.9	11.5	10.4

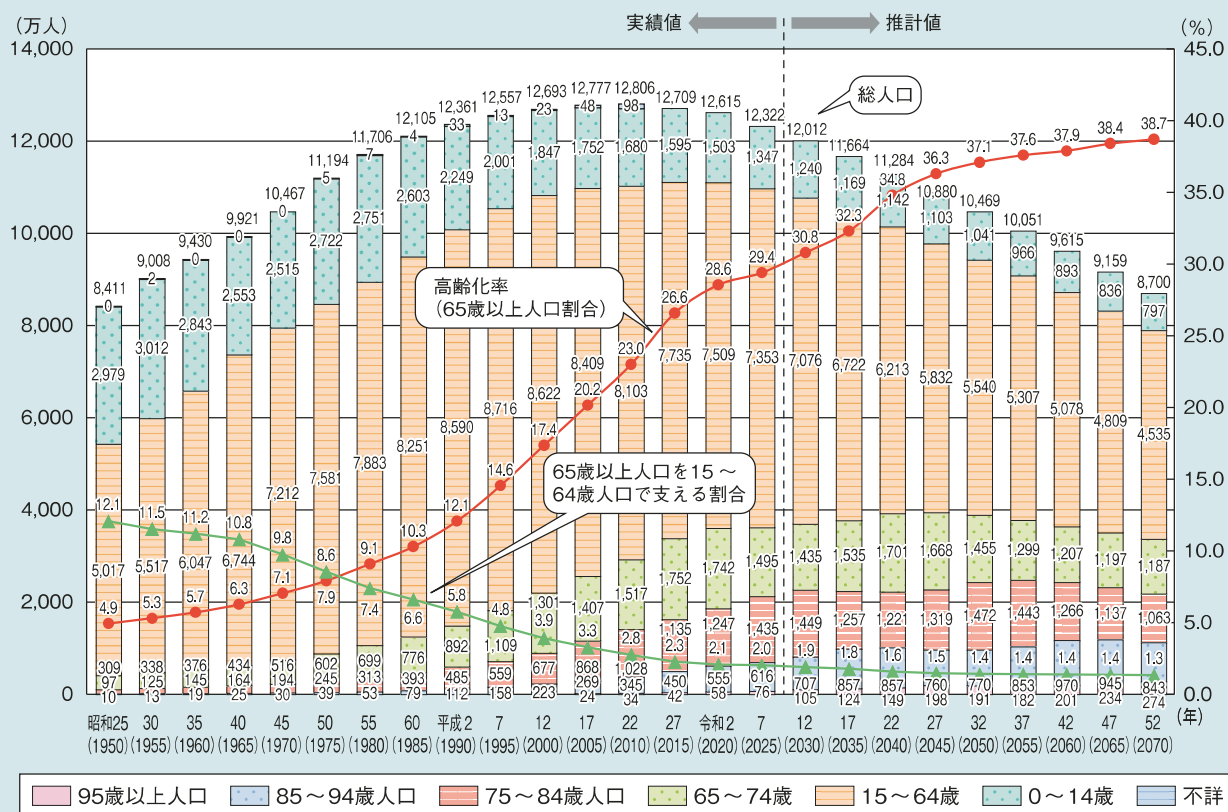
資料：総務省「人口推計」令和7年10月1日（令和2年国勢調査を基準とする確定値）

（注1）「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合又は総数と一致しない場合がある。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計

- 我が国の65歳以上人口は、令和7年は3,622万人となっており、令和25年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。
- 令和25年以降、65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年には38.7%に達し、国民の2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。
- 総人口に占める75歳以上人口の割合は、令和52年には25.1%となり、約4人に1人が75歳以上の者となると推計されている。
- 65歳以上人口と15～64歳人口の比率を見ると、昭和25年には65歳以上の者1人に対して現役世代（15～64歳の者）12.1人がいたのに対して、令和7年には65歳以上の者1人に対して現役世代2.0人になっている。令和52年には、65歳以上の者1人に対して現役世代1.3人という比率になると見込まれている。



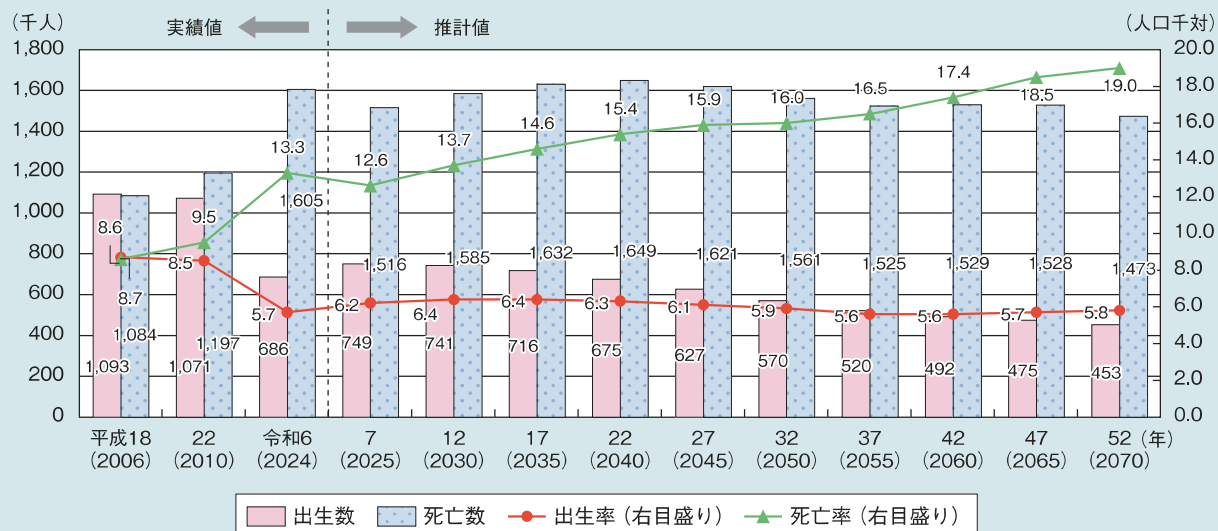
コラム 「高齢者」とは

高齢者の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義がない。「高齢社会対策大綱」（令和6年9月閣議決定）では、「我が国の平均寿命は世界で最も高い水準となり、高齢者の体力的な若返りも指摘されている。また、65歳以上の就業者等は増加し続けており、その意欲も高い状況にある。このような状況を踏まえれば、65歳以上を一律に捉えることは現実的ではない。」とした上で、便宜上、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いている。本白書においても、各種の統計や制度の定義に従う場合のほかは、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いることとする。

なお、高齢者の定義と区分に関しては、日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」（平成29年3月）において、75歳以上を高齢者の新たな定義とすることが提案されている。また、日本老年学会「高齢者および高齢社会に関する検討ワーキンググループ報告書」（令和6年6月）においても、75歳以上を高齢者の新たな定義とする意義を確認するとともに、今後の社会において実現を目指すべきなのは、年齢にかかわらず、希望と能力に応じて参加と活動を可能にするエイジフリーな社会である旨提言されている。

図1-1-3 出生数及び死亡数の将来推計

- 出生数は減少傾向が続き、令和52年には45万人になると推計されている。
- 65歳以上人口の増大により死亡数は平成18年から令和22年まで増加傾向にあり、その後令和52年にかけて減少傾向となる。死亡率（人口1,000人当たりの死亡数）は令和7年以降上昇傾向となり、令和52年には19.0になると推計されている。

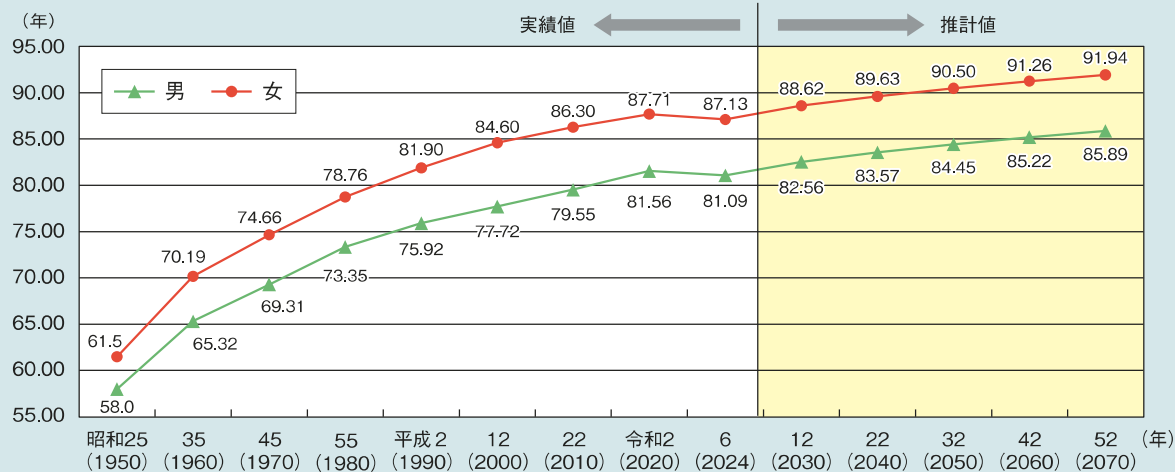


資料：2006年、2010年、2024年は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。いずれも日本における日本人について。

図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計

○我が国の平均寿命は、令和6年現在、男性81.09年、女性87.13年となった。

○今後、男女とも平均寿命は延びて、令和52年には、男性85.89年、女性91.94年となると見込まれている。



資料：1950年、2024年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

2 高齢化の国際的動向

表 1-1-5 世界人口の動向等

- 令和 2（2020）年の世界の総人口は78億8,700万人であり、令和 42（2060）年には99億8,923万人になると見込まれている。
- 世界の高齢化率は、昭和 25（1950）年の5.1%から令和 2（2020）年には9.3%に上昇しており、更に令和 42（2060）年には18.5%にまで上昇するものと見込まれている。
- 地域別には高齢化率の今後の推計を見ると、先進地域はもとより、開発途上地域においても、高齢化が急速に進展すると見込まれている。

	昭和 25（1950）年	令和 2（2020）年	令和 42（2060）年※中位推計
総人口	2,493,093 千人	7,887,001 千人	9,989,232 千人
65歳以上人口	126,319 千人	737,325 千人	1,851,539 千人
先進地域	61,754 千人	245,953 千人	358,050 千人
開発途上地域	64,565 千人	491,372 千人	1,493,489 千人
75歳以上人口	38,039 千人	276,286 千人	904,045 千人
先進地域	19,684 千人	110,385 千人	210,726 千人
開発途上地域	18,355 千人	165,901 千人	693,318 千人
85歳以上人口	5,234 千人	65,740 千人	289,186 千人
先進地域	2,902 千人	32,094 千人	82,866 千人
開発途上地域	2,332 千人	33,646 千人	206,320 千人
65歳以上人口比率	5.1 %	9.3 %	18.5 %
先進地域	7.6 %	19.1 %	28.6 %
開発途上地域	3.8 %	7.4 %	17.1 %
75歳以上人口比率	1.5 %	3.5 %	9.1 %
先進地域	2.4 %	8.6 %	16.8 %
開発途上地域	1.1 %	2.5 %	7.9 %
85歳以上人口比率	0.2 %	0.8 %	2.9 %
先進地域	0.4 %	2.5 %	6.6 %
開発途上地域	0.1 %	0.5 %	2.4 %
平均寿命（男性）	44.5 年	69.3 年	75.8 年
同（女性）	48.4 年	74.7 年	80.4 年
合計特殊出生率	4.85	2.32	2.03

資料：UN, World Population Prospects : The 2024 Revision

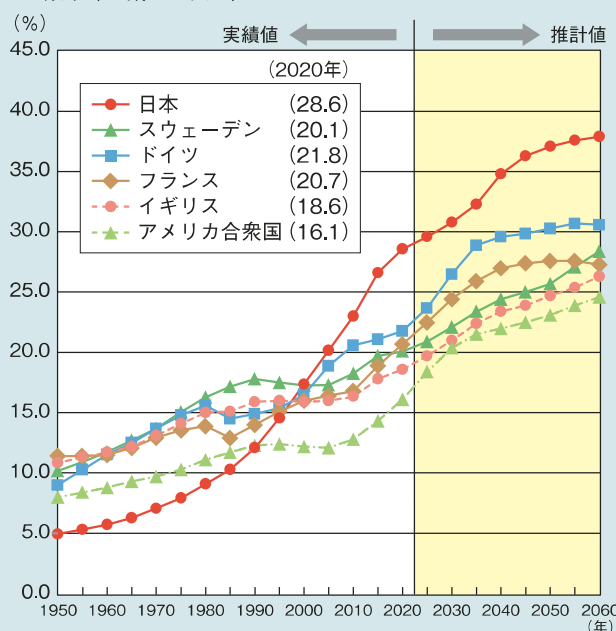
（注）先進地域とは、ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域をいう。

開発途上地域とは、アフリカ、アジア（日本を除く）、中南米、メラネシア、ミクロネシア及びポリネシアからなる地域をいう。

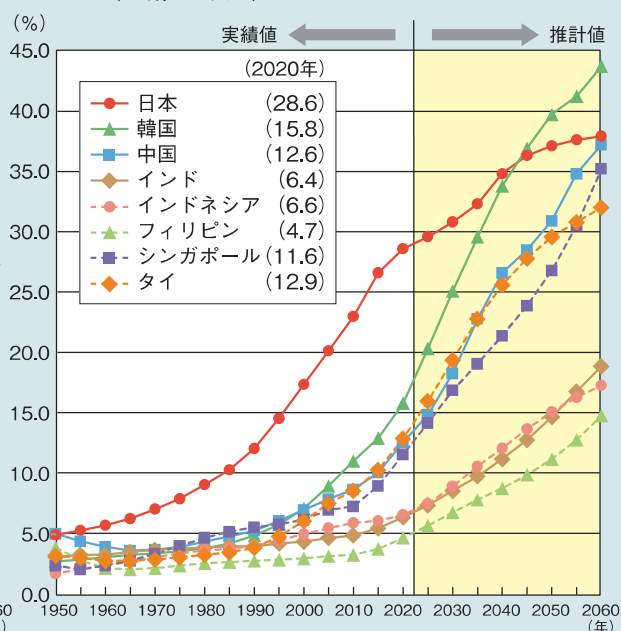
図1-1-6 世界の各年代別高齢者割合及び推移

○我が国と欧米諸国の高齢化率を比較すると、我が国の65歳以上人口は平成2（1990）年までは下位であったが、平成17（2005）年には最も高い水準となり、今後も高水準が続くと見込まれている。

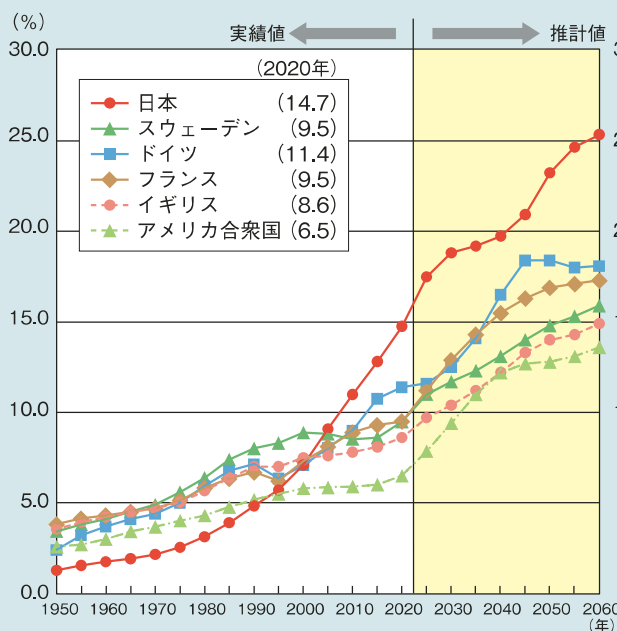
1. 欧米（65歳以上人口）



2. アジア（65歳以上人口）



1. 欧米（75歳以上人口）



2. アジア（75歳以上人口）

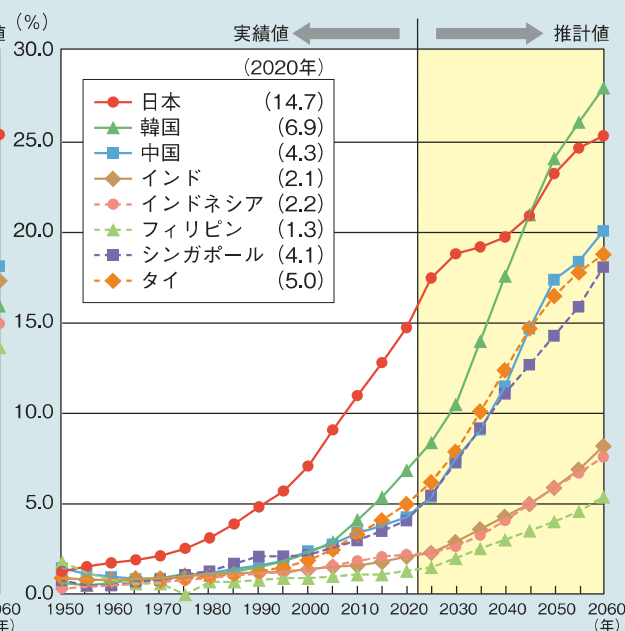


図 1-1-6 世界の各年代別高齢者の割合及び推移（続き）

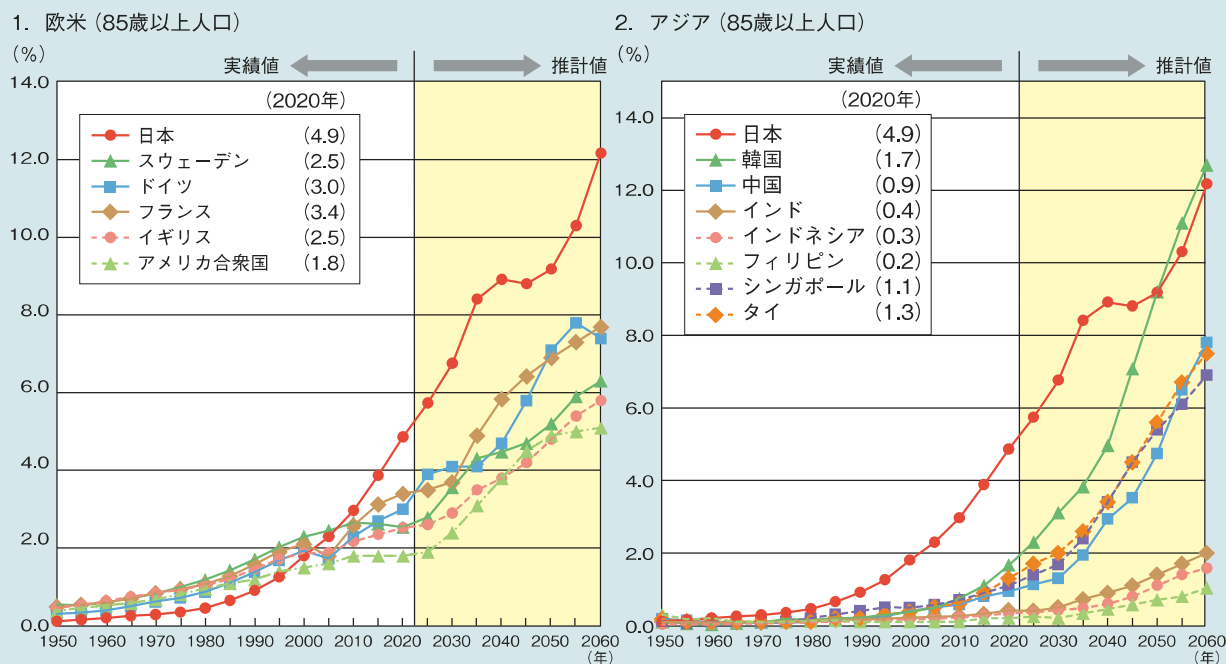
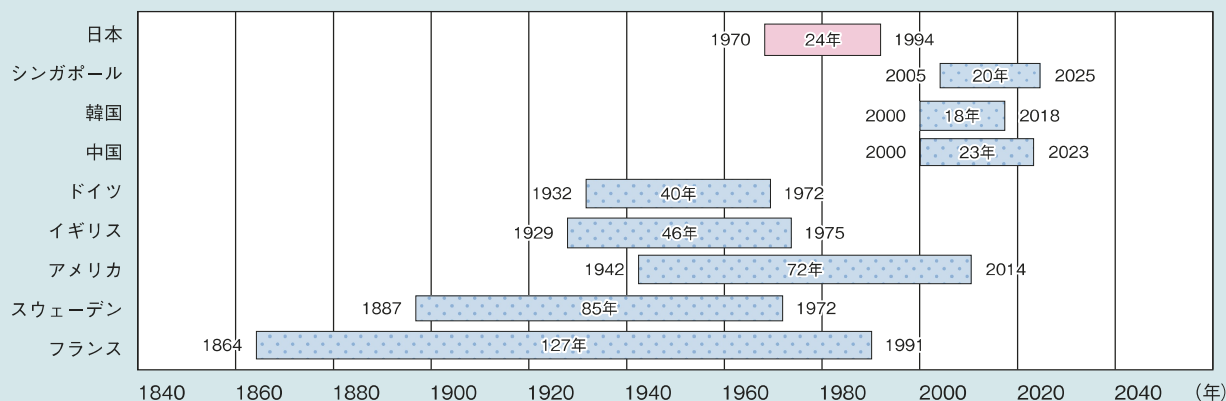


図 1-1-7 主要国における高齢化率が7%から14%へ達するまでの所要年数

- 高齢化率が7%を超えてからその倍の14%に達するまでの所要年数（倍加年数）は、フランスが127年、スウェーデンが85年、アメリカが72年、比較的短いイギリスが46年、ドイツが40年であるのに対し、我が国は、昭和45（1970）年から24年後の平成6（1994）年に14%に達した。
- アジア諸国については、韓国が18年、シンガポールが20年となっており、今後も、一部の国で我が国を上回るスピードで高齢化が進むことが考えられる。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」（2026）

（注）1950年以前はUN, The Aging of Population and Its Economic and Social Implications (Population Studies, No.26, 1956) 及び Demographic Yearbook, 1950年以降はUN, World Population Prospects: The 2024 Revision (中位推計) による。ただし、日本は総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和5年推計）による（〔出生中位（死亡中位）推計値〕）。1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。

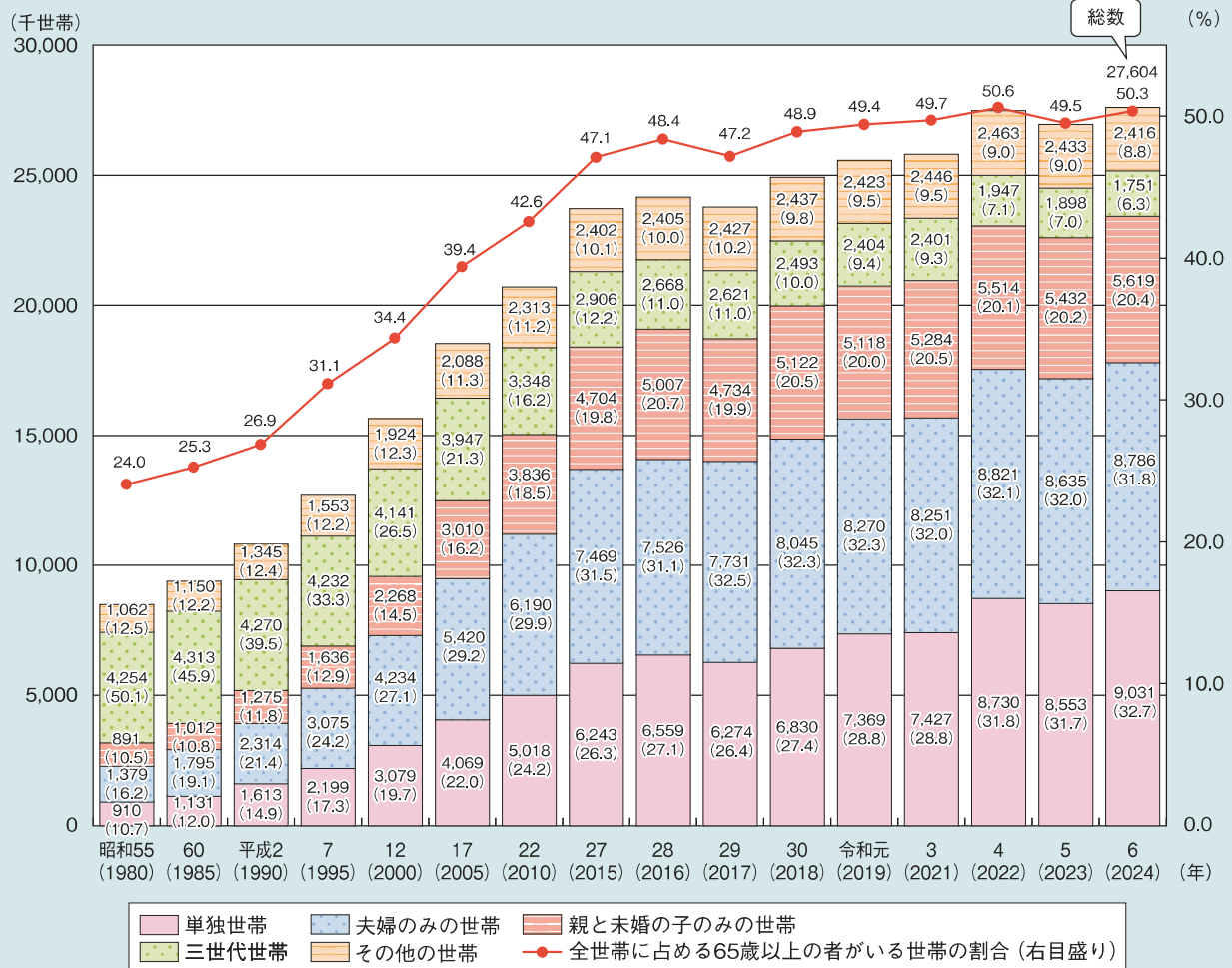
3 家族と世帯

図1-1-8

65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と全世帯に占める65歳以上の者がいる世帯の割合

○65歳以上の者のいる世帯について見ると、令和6年現在、世帯数は2,760万4千世帯と、全世帯（5,482万5千世帯）の50.3%を占めている。

○昭和55年では世帯構造の中で三世代世帯の割合が一番多く、全体の半数を占めていたが、令和6年では夫婦のみの世帯及び単独世帯がそれぞれ約3割を占めている。



資料：昭和60年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の数値は厚生省／厚生労働省「国民生活基礎調査」による。

(注1) 平成7年の数値は兵庫県を除いたもの、平成28年の数値は熊本県を除いたものである。

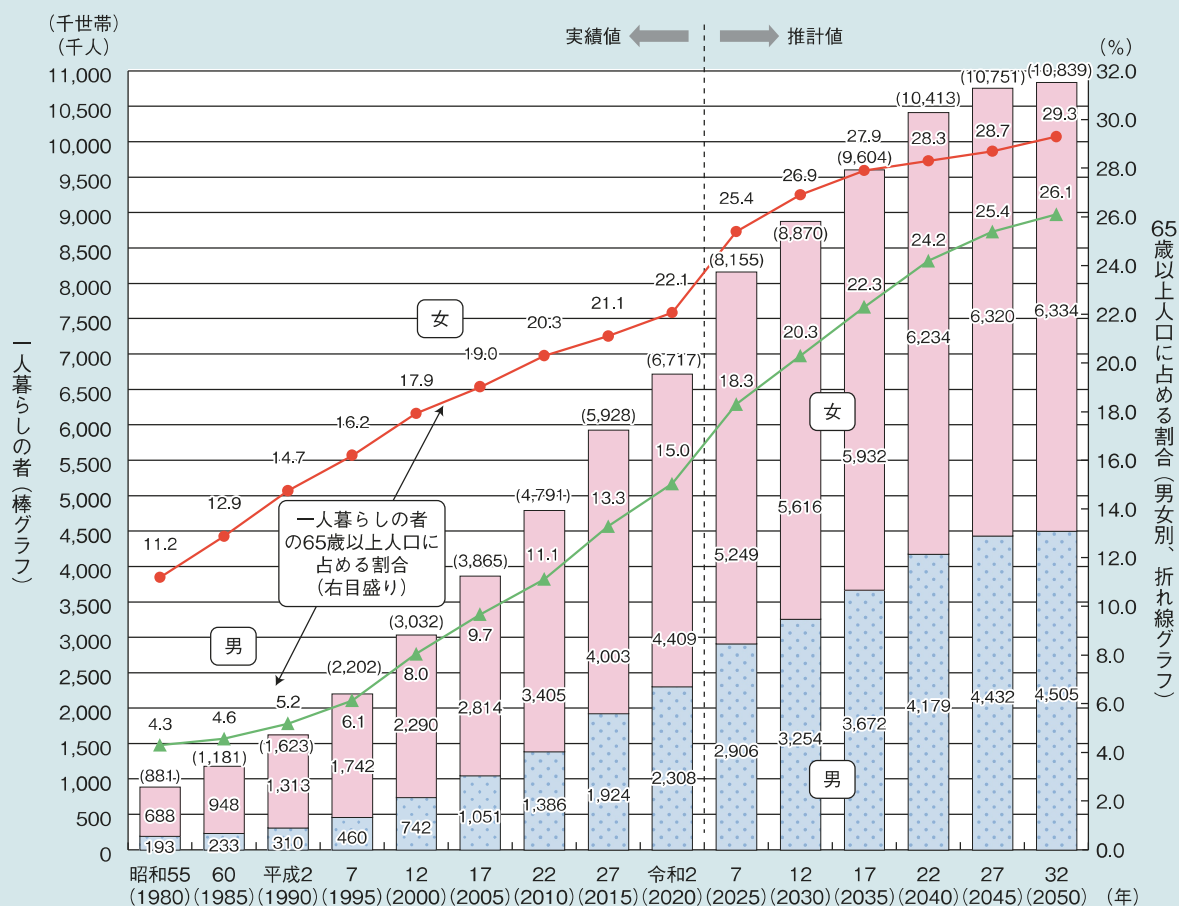
(注2) () 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合 (%)

(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(注4) 令和2年は新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から調査中止。

図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向

○65歳以上の一人暮らしの者は男女共に増加しており、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となり、令和32年には男性26.1%、女性29.3%となると見込まれている。



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年推計）による。

（注1）「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。

（注2）棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計。

（注3）四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

（注4）令和2年以前は家族類型不詳等を除いた値、令和7年以降は家族類型不詳等をあん分した値にそれぞれ基づく。

4 地域別に見た高齢化

表 1-1-10 都道府県別高齢化率の推移

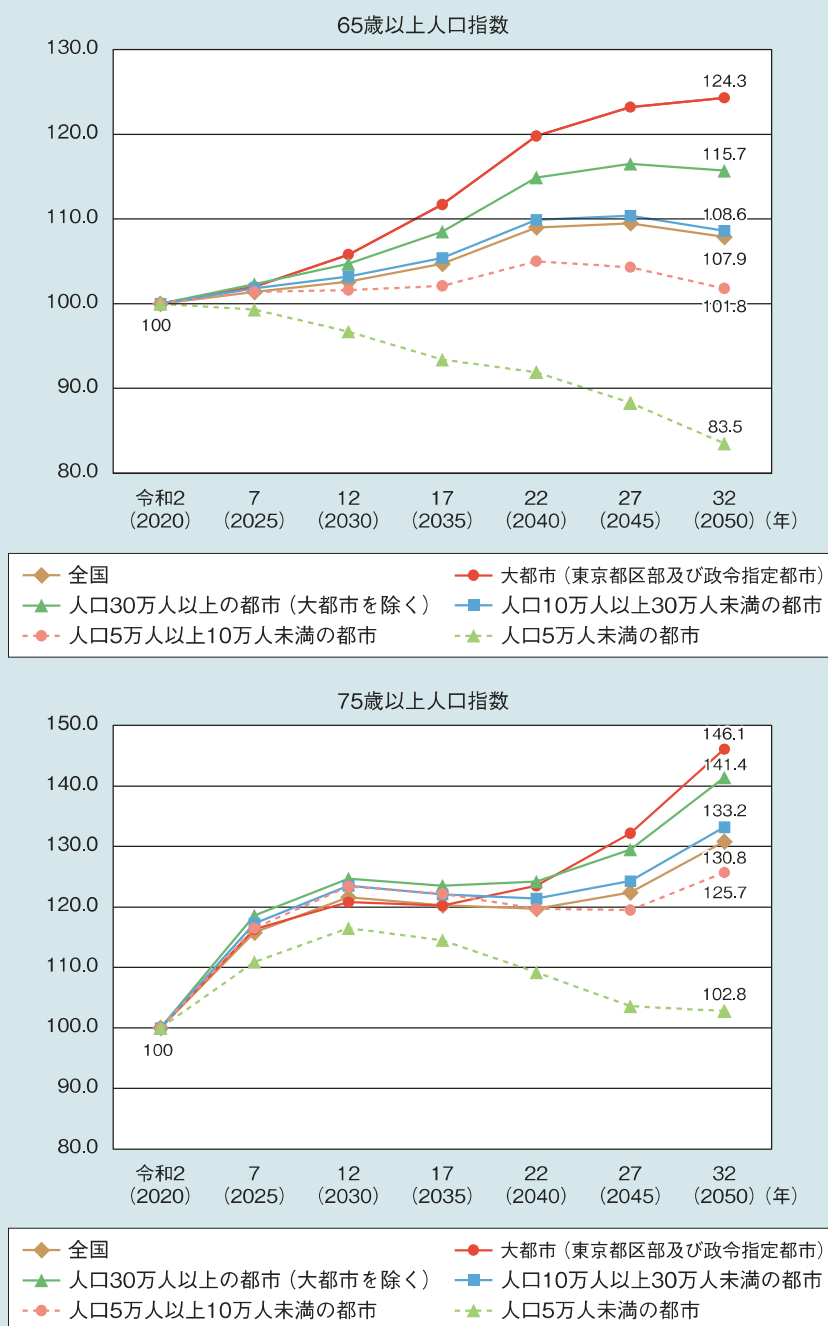
- 令和6年現在の高齢化率は、最も高い秋田県で39.5%、最も低い東京都で22.7%となっている。
- 高齢化率は今後、全ての都道府県で上昇し、令和32年には、最も高い秋田県では49.9%となり、最も低い東京都でも、29.6%に達すると見込まれている。
- 首都圏について見ると、令和32年には、埼玉県の高齢化率は、令和6年の27.5%から8.0ポイント上昇し35.5%に、同じく神奈川県では26.0%から9.0ポイント上昇し35.0%になると見込まれるなど、今後、我が国の高齢化は、大都市圏を含めて全国的な広がりを見ることとなる。

	令和6年(2024)					令和32年(2050)		高齢化率の 伸び (ポイント)
	総人口 (千人)	65歳以上 人口(千人)	75歳以上 人口(千人)	65歳以上 人口割合(%)	75歳以上 人口割合(%)	65歳以上 人口割合(%)	75歳以上 人口割合(%)	
北海道	5,043	1,677	945	33.3	18.7	42.6	27.2	9.3
青森県	1,165	416	227	35.7	19.5	48.4	31.1	12.7
岩手県	1,145	405	225	35.4	19.7	45.9	29.1	10.5
宮城県	2,248	665	357	29.6	15.9	39.4	24.0	9.8
秋田県	897	354	198	39.5	22.0	49.9	32.2	10.4
山形県	1,011	360	199	35.6	19.6	44.3	28.1	8.7
福島県	1,743	587	311	33.7	17.9	44.2	27.8	10.5
茨城県	2,806	866	477	30.9	17.0	40.0	25.2	9.1
栃木県	1,885	575	309	30.5	16.4	39.6	24.8	9.1
群馬県	1,890	588	333	31.1	17.6	40.0	25.5	8.9
埼玉県	7,332	2,018	1,164	27.5	15.9	35.5	22.1	8.0
千葉県	6,251	1,759	1,020	28.1	16.3	35.5	22.0	7.4
東京都	14,178	3,215	1,876	22.7	13.2	29.6	17.5	6.9
神奈川県	9,225	2,400	1,408	26.0	15.3	35.0	22.1	9.0
新潟県	2,099	717	402	34.2	19.2	43.2	27.3	9.0
富山県	997	331	197	33.2	19.7	41.4	26.6	8.2
石川県	1,098	337	196	30.7	17.9	38.3	24.5	7.6
福井県	739	235	133	31.8	18.0	40.3	25.5	8.5
山梨県	791	253	143	32.0	18.0	41.7	27.2	9.7
長野県	1,987	654	385	32.9	19.4	41.6	26.9	8.7
岐阜県	1,916	602	348	31.4	18.1	40.6	25.9	9.2
静岡県	3,527	1,101	629	31.2	17.8	39.6	25.2	8.4
愛知県	7,460	1,928	1,121	25.8	15.0	34.5	21.4	8.7
三重県	1,711	529	305	30.9	17.8	39.6	25.3	8.7
滋賀県	1,402	382	215	27.3	15.3	36.7	22.8	9.4
京都府	2,520	752	453	29.8	18.0	38.5	24.6	8.7
大阪府	8,757	2,418	1,458	27.6	16.7	36.6	23.2	9.0
兵庫県	5,337	1,611	941	30.2	17.6	39.5	25.3	9.3
奈良県	1,285	423	249	32.9	19.4	43.3	28.6	10.4
和歌山県	880	303	177	34.5	20.1	43.7	28.5	9.2
鳥取県	531	179	100	33.7	18.9	40.9	25.6	7.2
島根県	642	226	131	35.2	20.4	39.7	24.8	4.5
岡山県	1,831	571	337	31.2	18.4	37.8	23.8	6.6
広島県	2,714	824	482	30.4	17.8	37.4	23.6	7.0
山口県	1,281	455	267	35.5	20.9	42.3	27.0	6.8
徳島県	685	245	138	35.7	20.2	44.8	28.8	9.1
香川県	917	301	175	32.8	19.1	39.7	24.9	6.9
愛媛県	1,276	440	252	34.5	19.7	43.0	27.4	8.5
高知県	656	240	142	36.6	21.6	45.6	29.5	9.0
福岡県	5,092	1,456	811	28.6	15.9	35.1	21.3	6.5
佐賀県	788	252	137	32.0	17.3	39.3	24.4	7.3
長崎県	1,252	434	238	34.7	19.0	43.4	27.9	8.7
熊本県	1,697	553	306	32.6	18.0	38.8	24.3	6.2
大分県	1,085	374	213	34.4	19.6	40.5	25.5	6.1
宮崎県	1,033	351	193	33.9	18.7	40.8	25.6	6.9
鹿児島県	1,532	524	282	34.2	18.4	41.2	25.8	7.0
沖縄県	1,466	355	172	24.2	11.7	33.6	20.4	9.4

資料：令和6年は総務省「人口推計」、令和32年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

図 1-1-11 都市規模別に見た65歳以上人口指数（令和2（2020）年＝100）の推移

- 令和2年を基準年として、都市規模別に65歳以上人口の推移を見ると、人口5万人未満の都市以外では65歳以上人口は増加し、令和27年以降、大都市以外で減少する見込みとなっている。
- 75歳以上人口の推移を見ると、人口5万人未満の都市以外では上昇傾向となっている。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

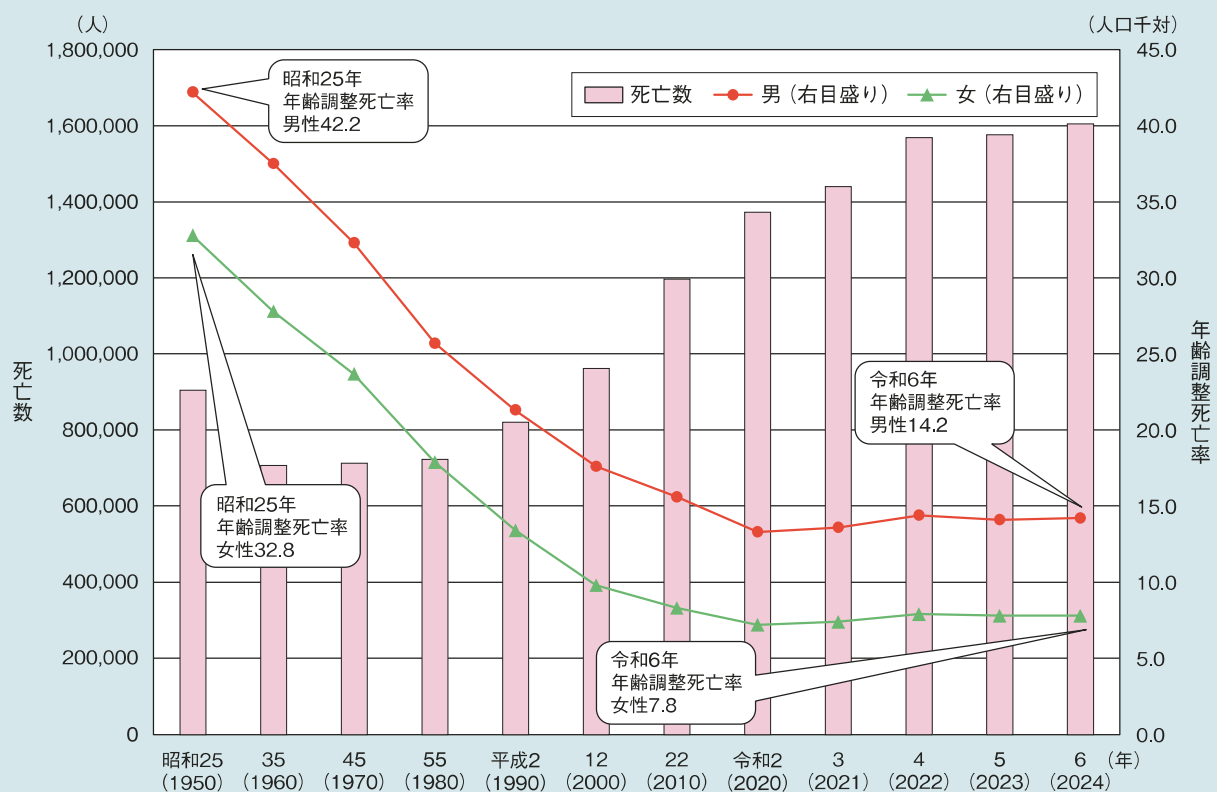
（注1）各カテゴリーごとに総計を求め、令和2（2020）年の人口を100とし、各年の人口を指数化した。

（注2）福島県「浜通り地域」（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の13市町村を含む地域）のデータは含まれていない。

5 高齡化の要因

図1-1-12 死亡数及び年齢調整死亡率¹の推移

- 高齡化の要因は大きく分けて、①年齢調整死亡率の低下による65歳以上人口の増加、②少子化の進行による若年人口の減少、の2つである。
- 65歳以上人口の増加に伴い、死亡者の実数は増加傾向にあるが、人口の年齢構成に変化がないと仮定した場合の年齢調整死亡率は近年横ばいである。
- 戦後、我が国では、年齢調整死亡率が大幅に低下し、昭和25年の男性42.2、女性32.8から、令和6年には男性14.2、女性7.8になった。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

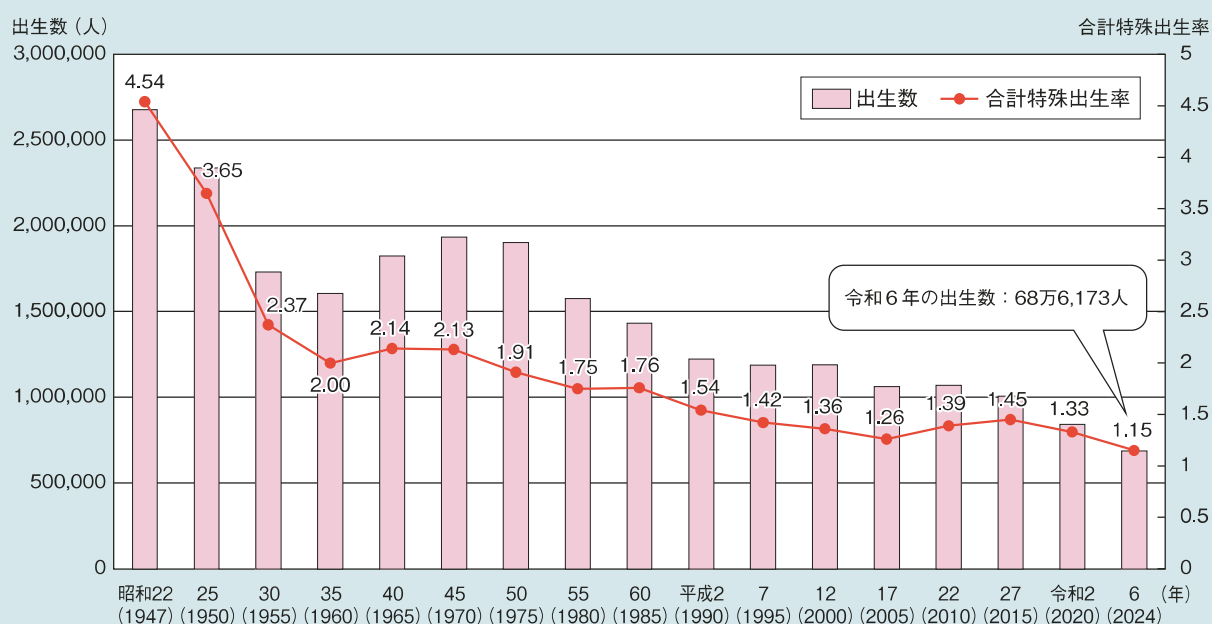
(注) 年齢調整死亡率は、「平成27年モデル人口」を基準人口としている。

1 死亡数を人口で除した通常の死亡率（以下「粗死亡率」という。）は、高齢者の多い集団では高くなる。人口の年齢構成は毎年変化するので、粗死亡率は年次比較には適さない。そこで、人口の年齢構成が毎年一定であると仮定して（これを「基準人口」という。）死亡率を算出したのが、年齢調整死亡率である。計算方法は以下のとおり。年齢調整死亡率 = $\frac{[\text{観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率}] \times [\text{基準人口集団のその年齢（年齢階級）の人口}]}{[\text{観察集団の各年齢（年齢階級）の総和}] \times [\text{基準人口集団の総和}]}$ （通例人口千人当たりで表示）

図 1-1-13 出生数及び合計特殊出生率の推移

○令和 6 年の出生数は 68 万 6,173 人、出生率（人口千人当たりの出生数）は 5.7 となり、出生数は前年の 72 万 7,288 人より 4 万 1,115 人減少した。

○合計特殊出生率（その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当する。）は、しばらくは人口置換水準²前後で推移してきたが、昭和 50 年に 1.91 と 2.00 を下回り、平成 5 年に 1.46 と 1.50 を下回った。その後も低下傾向が続いた後、平成 18 年以降いったん上昇傾向となったが、平成 27 年以降、再び低下傾向が続いており、令和 6 年は 1.15 と過去最低を記録した。



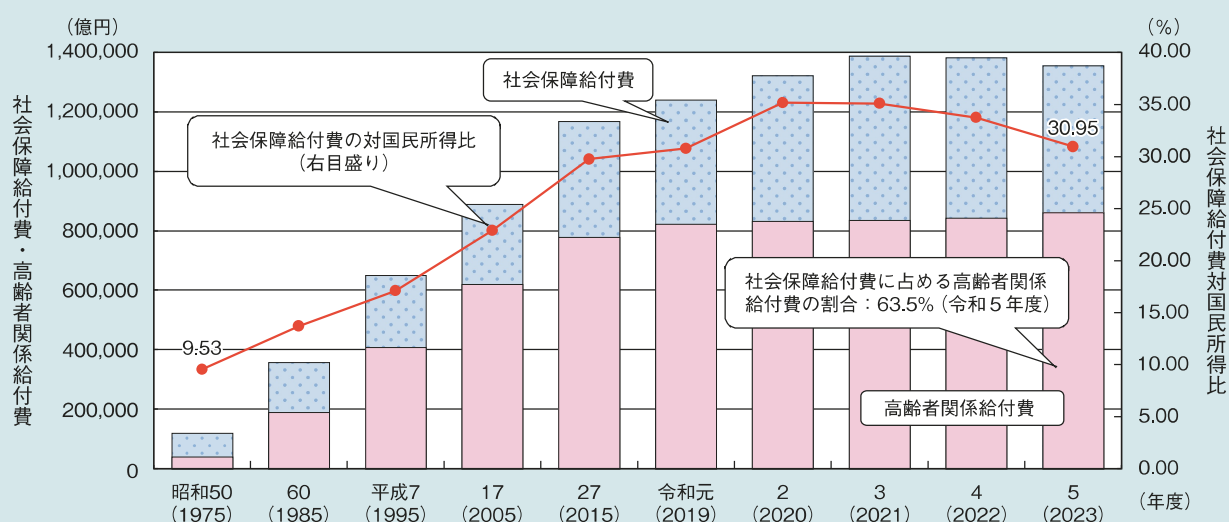
資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 人口を長期的に維持するために必要な水準で近年は2.06～2.07で推移している。

6 高齢化の社会保障給付費に対する影響

図1-1-14 社会保障給付費の推移

- 社会保障給付費（年金・医療・福祉その他を合わせた額）全体について見ると、令和5年度は135兆4,928億円となり前年度から減少した。
- 令和5年度の社会保障給付費の国民所得に占める割合は30.95%（前年度比2.79ポイント減）となった。
- 社会保障給付費のうち、高齢者関係給付費（年金保険給付費等、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた額）について見ると、令和5年度は86兆647億円となり、前年度の84兆2,234億円から1兆8,413億円増加した。なお、社会保障給付費に占める割合は63.5%で、前年度から2.5ポイント増加となっている。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」

(注1) 高齢者関係給付費とは、年金保険給付費等、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせたもので昭和48年度から集計。

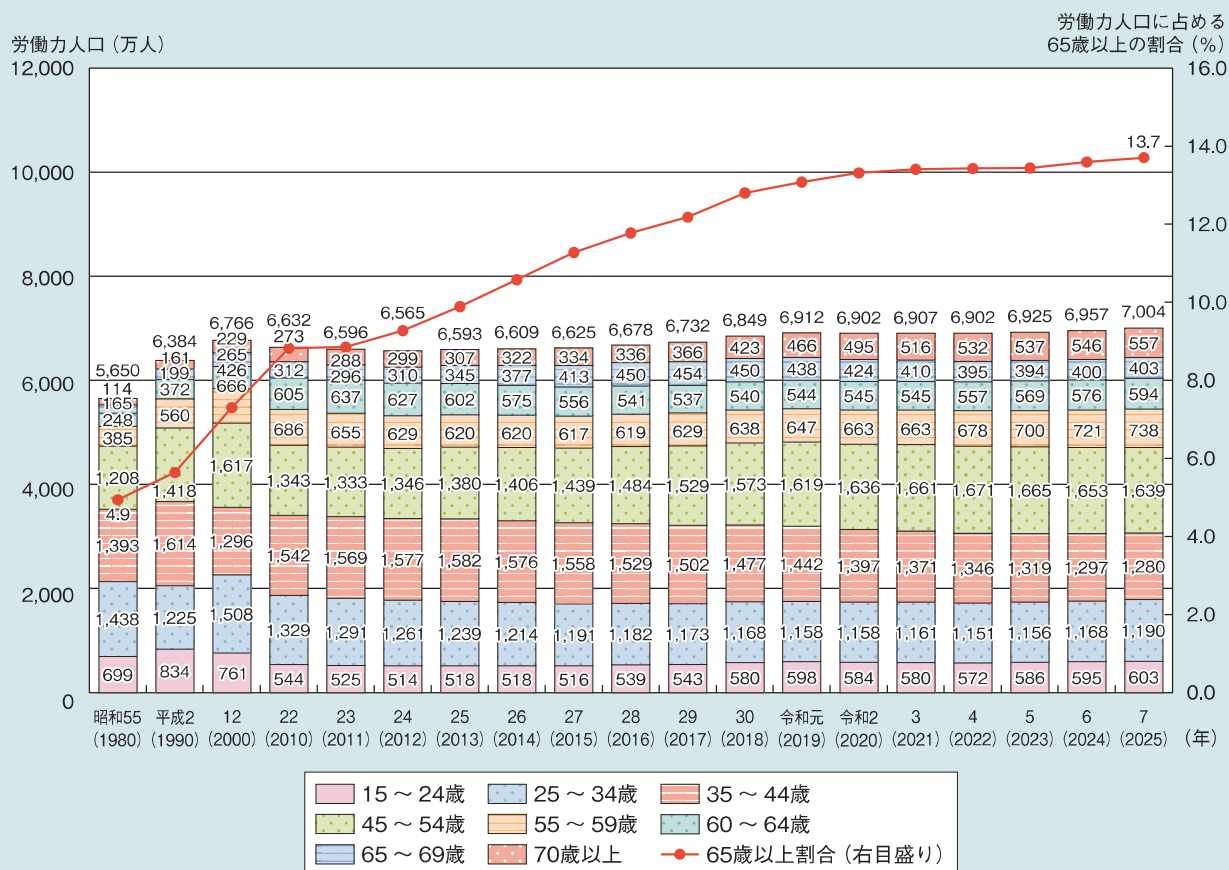
(注2) 高齢者医療給付費は、平成19年度までは旧老人保健制度からの医療給付額、平成20年度から平成29年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び旧老人保健制度からの医療給付額が含まれている。

第2節 高齢期の暮らしの動向

1 就業・所得

図1-2-1-1 労働力人口の推移

○令和7年の労働力人口は、7,004万人であり、このうち65～69歳の者は403万人、70歳以上の者は557万人であった。労働力人口に占める65歳以上の者の割合は13.7%であり、長期的には上昇傾向にある。



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

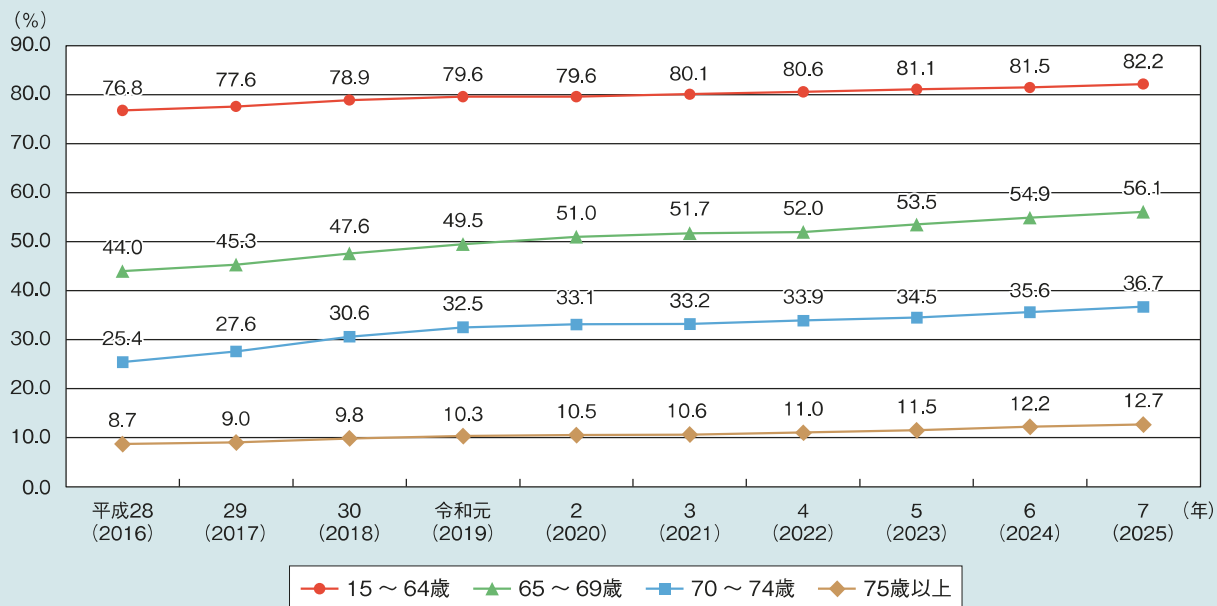
(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

(注3) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

(注4) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図1-2-1-2 労働力人口比率の推移

○令和7年の労働力人口比率を見ると、65～69歳では56.1%、70～74歳では36.7%、75歳以上は12.7%となっており、いずれも上昇傾向である。



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

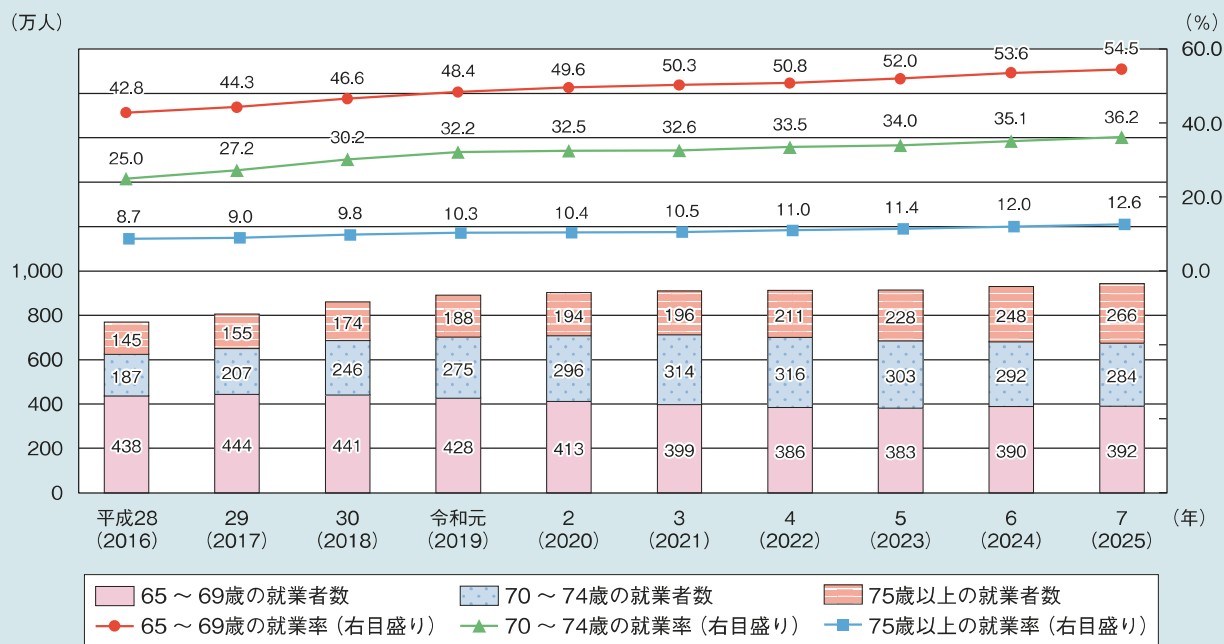
(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合。

図 1-2-1-3 65歳以上の就業者数及び就業率の推移

○65歳以上の就業者数及び就業率は上昇しており、特に65歳以上の就業者数を見ると22年連続で前年を上回っている。

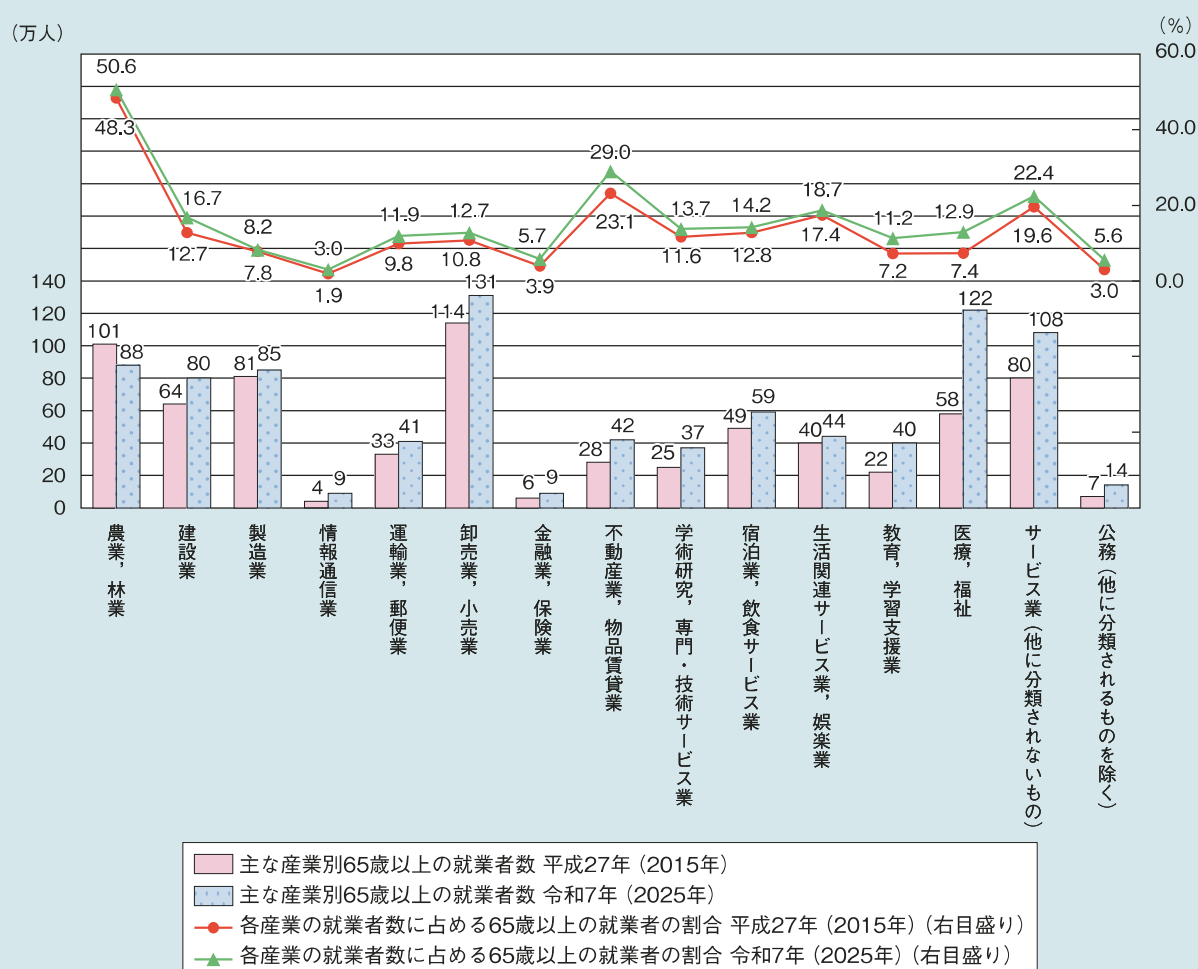
○65歳以上の就業率は各世代とも上昇傾向にあり、令和7年の就業率は、65～69歳で54.5%、70～74歳で36.2%、75歳以上で12.6%となっている。



資料：総務省「労働力調査」
(注) 年平均の値

図1-2-1-4 主な産業別65歳以上の就業者及び割合

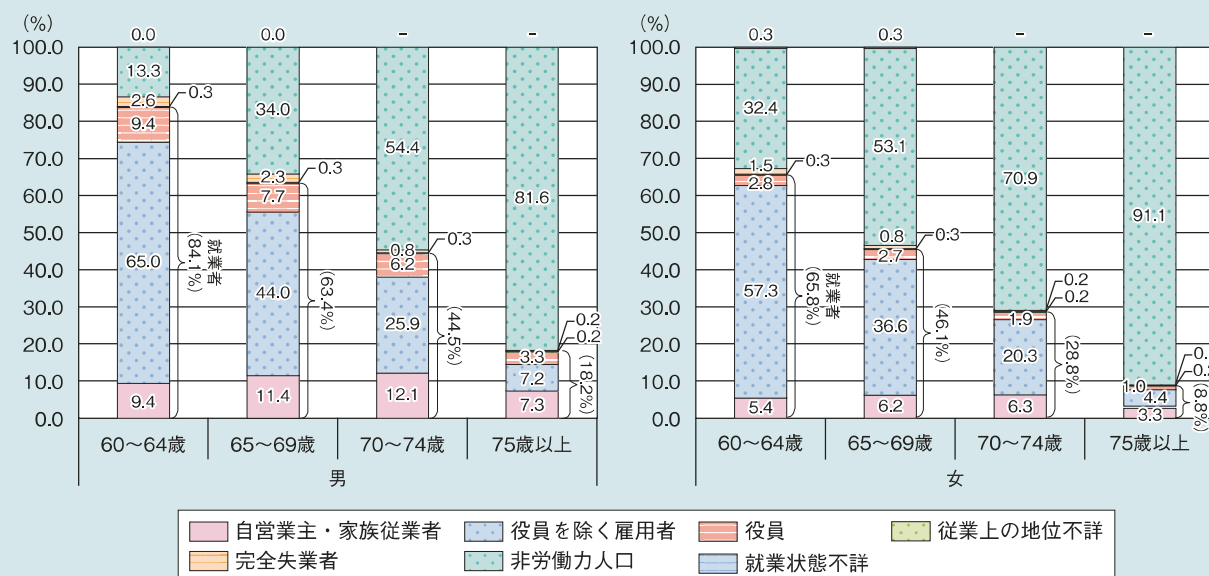
- 令和7年における65歳以上の就業者を主な産業別に見ると、「卸売業、小売業」が131万人と最も多く、次いで「医療、福祉」が122万人、「サービス業（他に分類されないもの）」が108万人となっている。
- 令和7年における産業別の65歳以上の就業者を10年前と比較すると、「医療、福祉」が64万人増加し、10年前の約2.1倍となっている。次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が28万人、「教育、学習支援業」が18万人と、それぞれ増加している。
- 令和7年における各産業の就業者に占める65歳以上の就業者の割合を見ると、「農業、林業」が50.6%と最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が29.0%、「サービス業（他に分類されないもの）」が22.4%となっている。



資料：総務省「労働力調査」

図 1-2-1-5 60歳以上の者の就業状況

○男女別に就業状況を見ると、男性の就業者の割合は、60～64歳で84.1%、65～69歳で63.4%、70～74歳では44.5%となっている。また、女性の就業者の割合は、60～64歳で65.8%、65～69歳で46.1%、70～74歳では28.8%となっている。

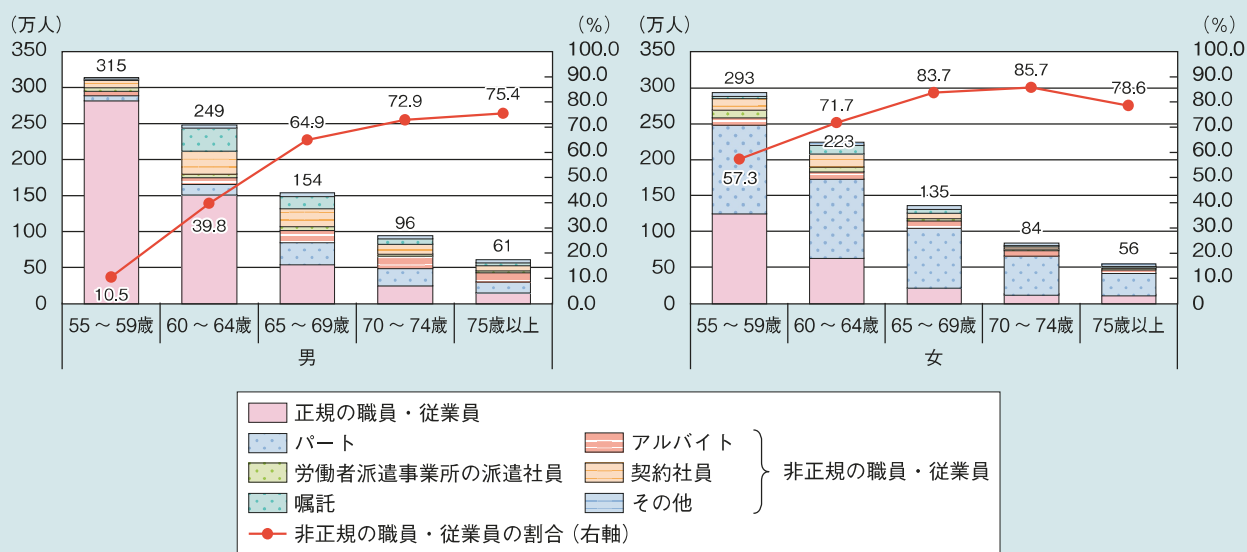


資料：総務省「労働力調査」(令和7年)

(注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図 1-2-1-6 雇用形態別雇用者及び非正規雇用者率（役員を除く。）

○役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員の比率を男女別に見ると、男性は、55～59歳で10.5%であるが、60～64歳で39.8%、65～69歳で64.9%と、60歳を境に大幅に上昇している。また、女性は、55～59歳で57.3%、60～64歳で71.7%、65～69歳で83.7%となっており、60歳以前から非正規の職員・従業員の比率が高くなっている。



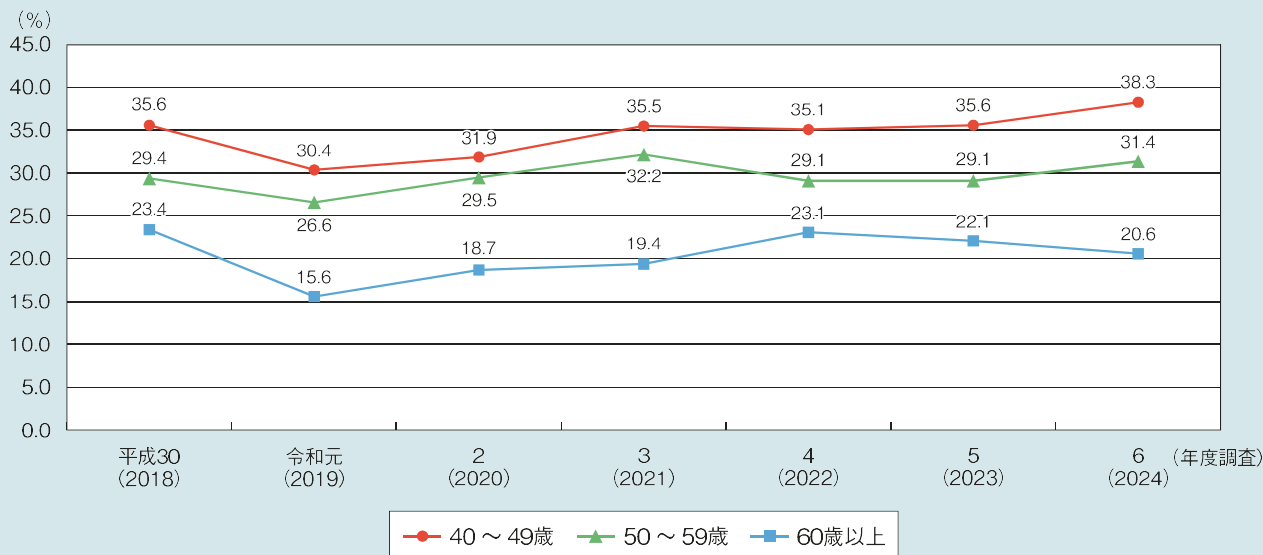
資料：総務省「労働力調査」(令和7年)

(注1) 年平均の値

(注2) 役員を除く。

図1-2-1-7 職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための自己啓発の実施率

○職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための自己啓発の実施率について見ると、60歳以上の者は令和元年度以降上昇していたが、令和4年度以降低下が続いている。



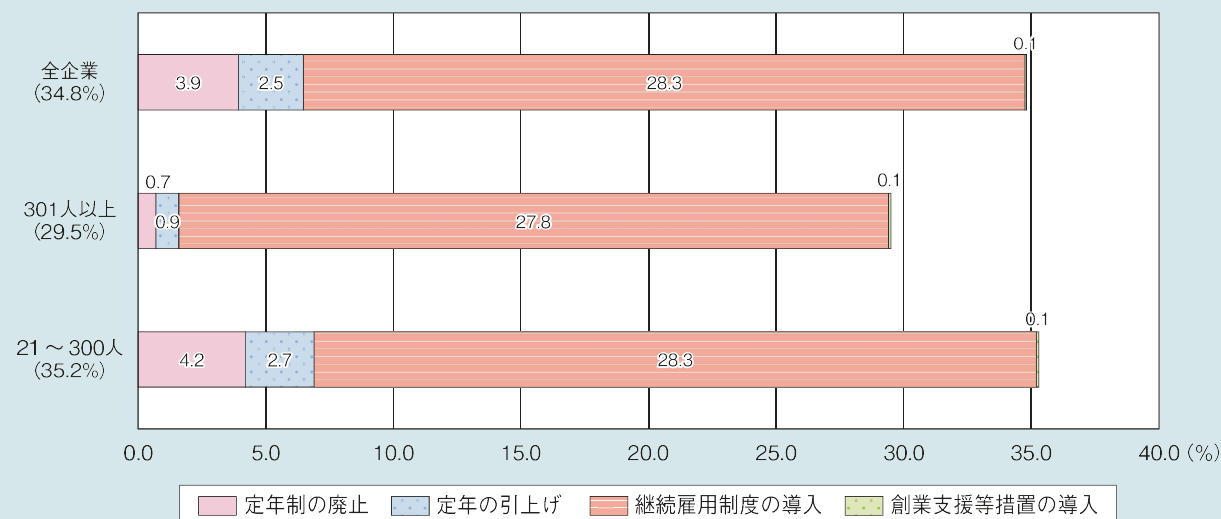
資料：厚生労働省「能力開発基本調査」

(注1) 各調査年度の前年度一年間に行った自己啓発について調査したもの。

(注2) 日本標準産業分類による15大産業に属する、30人以上の常用労働者を雇用する事業所に属している労働者

図1-2-1-8 70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳

○70歳までの高齢者就業確保措置³を実施済みの企業の割合は34.8%（8万2,748社）となっており、従業員が301人以上の企業では29.5%と低くなっている。



資料：厚生労働省「令和7年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果」

(注1) 「創業支援等措置の導入」とは、高齢者雇用安定法第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入を指す。

(注2) 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本図の「21～300人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

3 令和3年4月1日からは70歳までを対象として、従来の雇用による措置や、「継続的に業務委託を締結する制度」、「継続的に社会貢献事業に従事できる制度」という雇用によらない措置を講ずるように努めることを義務付けている（高齢者就業確保措置）。

表1-2-1-9 高齢者世帯の所得

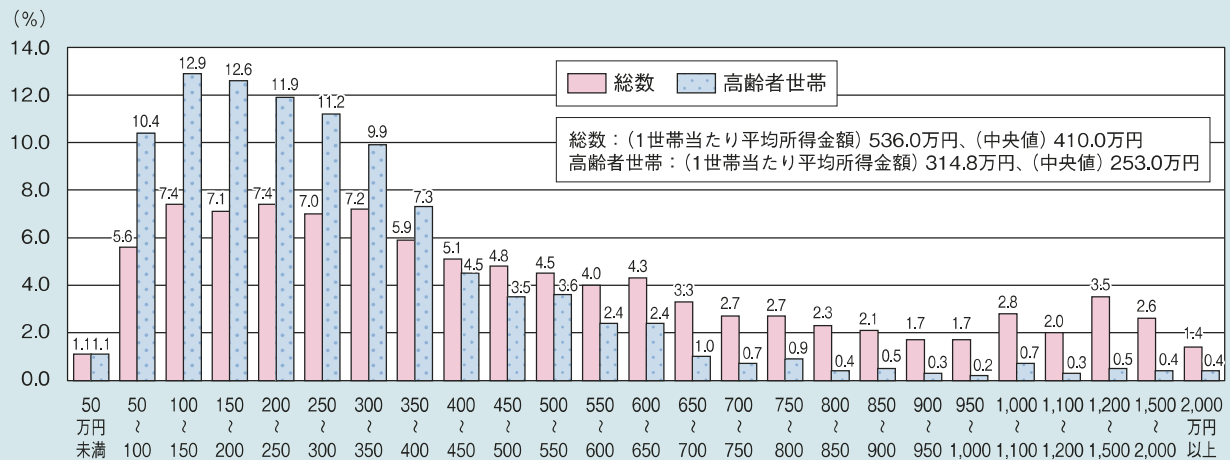
- 高齢者世帯の平均所得金額（令和5年の1年間の所得）は314.8万円で、その他の世帯（671.0万円）の約5割となっている。
- 等価可処分所得⁴を平均金額で見ると、高齢者世帯は226.0万円となっており、その他の世帯（336.1万円）の約7割となっている。

区分	平均所得金額（平均世帯人員）	平均等価可処分所得金額
高齢者世帯	314.8万円 （1.52人）	226.0万円
その他の世帯	671.0万円 （2.60人）	336.1万円
全世帯	536.0万円 （2.20人）	304.1万円

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和6年）（同調査における令和5（2023）年1年間の所得）
 （注1）高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
 （注2）その他の世帯とは、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯をいう。

図1-2-1-10 高齢者世帯の所得階層別分布

- 高齢者世帯の所得階層別分布を見ると、100～150万円が最も多くなっている。



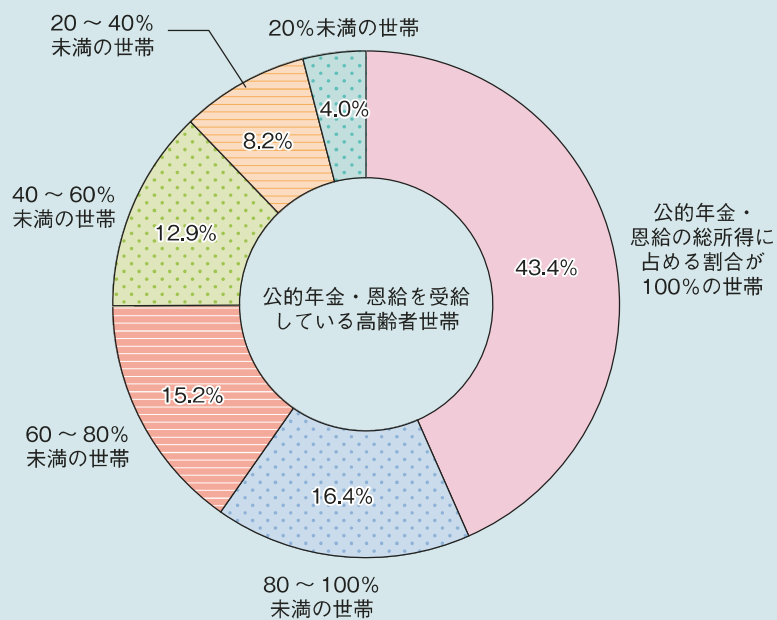
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和6年）
 （注1）高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
 （注2）中央値とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて二等分する境界値をいう。

⁴ 世帯人員数の違いを調整するため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割った所得。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が、生活コストが割高になることを考慮したもの。なお、世帯の可処分所得とは、世帯収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である。

図1-2-1-11

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合

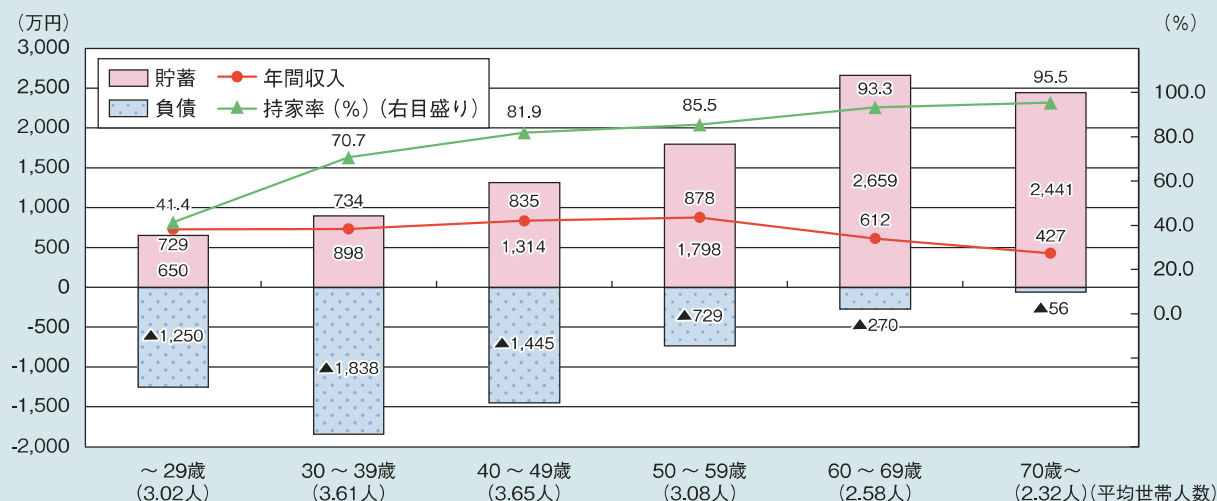
○公的年金・恩給を受給している高齢者世帯について、公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合を見ると、公的年金・恩給が家計収入の全てとなっている世帯が43.4%となっている。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和6年)
(同調査における令和5年1年間の所得)

図 1-2-1-12 世帯主の年齢階級別 1 世帯当たりの貯蓄・負債現在高、年間収入、持家率

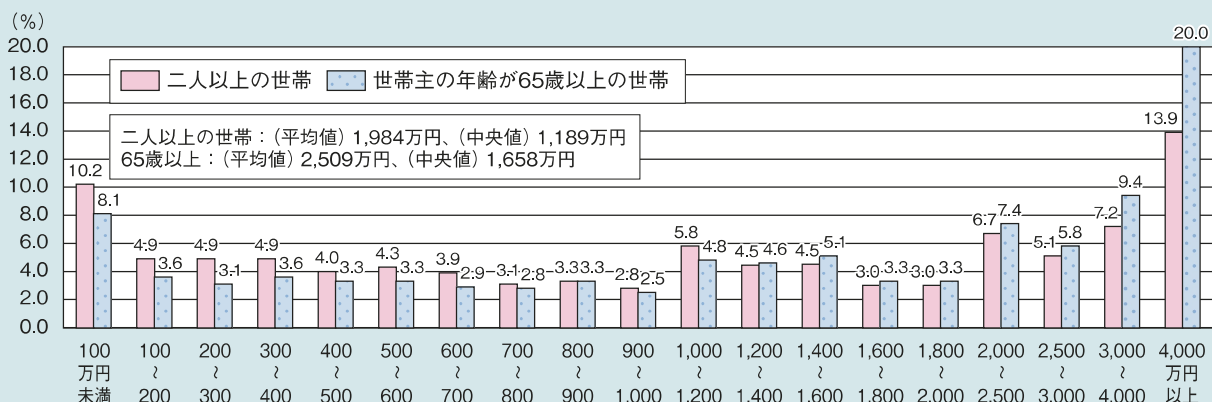
- 資産の状況を二人以上の世帯について見ると、世帯主の年齢階級別の家計の貯蓄・負債の全般的状況は、世帯主の年齢階級が高くなるにつれて、1 世帯当たりの純貯蓄（貯蓄から負債を差し引いた額）はおおむね増加し、世帯主が60～69歳の世帯及び70歳以上の世帯では、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を有している。
- 年齢階級が高くなるほど、貯蓄額が増加傾向に、また、持家率が増加する一方、世帯主が30～39歳の世帯をピークに負債額は減少していく。



資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和6年）

図 1-2-1-13 貯蓄現在高階級別世帯分布

- 二人以上の世帯の貯蓄現在高について、世帯主の年齢が65歳以上の世帯の中央値は1,658万円であり、全世帯の中央値（1,189万円）と比べ、約1.4倍となっている。
- 二人以上の世帯の貯蓄現在高階級別の世帯分布を見ると、世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が20.0%であり、全世帯（13.9%）と比べて高い水準となっている。



資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和6年）

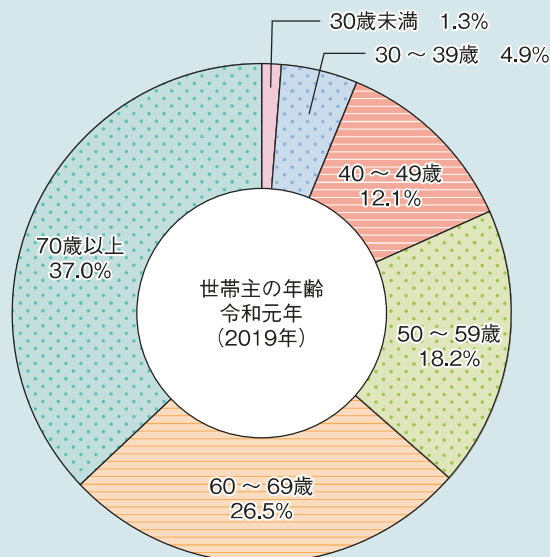
(注1) 単身世帯は対象外。

(注2) ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託などの有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計。

(注3) 中央値とは、貯蓄現在高が「0」の世帯を除いた世帯を貯蓄現在高の低い方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の貯蓄現在高をいう。

図1-2-1-14 世代別金融資産分布状況

○金融資産の分布状況を世帯主の世代別に見ると、世帯主の年齢が60歳以上の世帯が占める割合が令和元年には63.5%となっている。



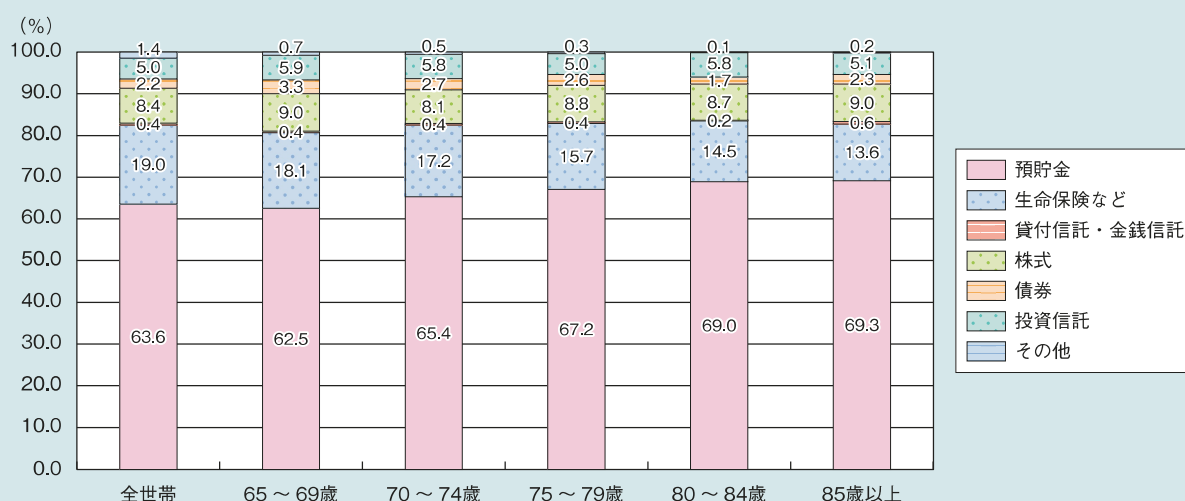
資料：総務省「2019年全国家計構造調査」

(注1) このグラフでいう金融資産とは、貯蓄現在高のことを指す。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図1-2-1-15 金融資産の保有割合

○世帯主が65歳以上の金融資産の保有割合を世代別に見ると、いずれの世代も「預貯金」が最も多く、次いで、「生命保険など」、「株式」などとなっている。



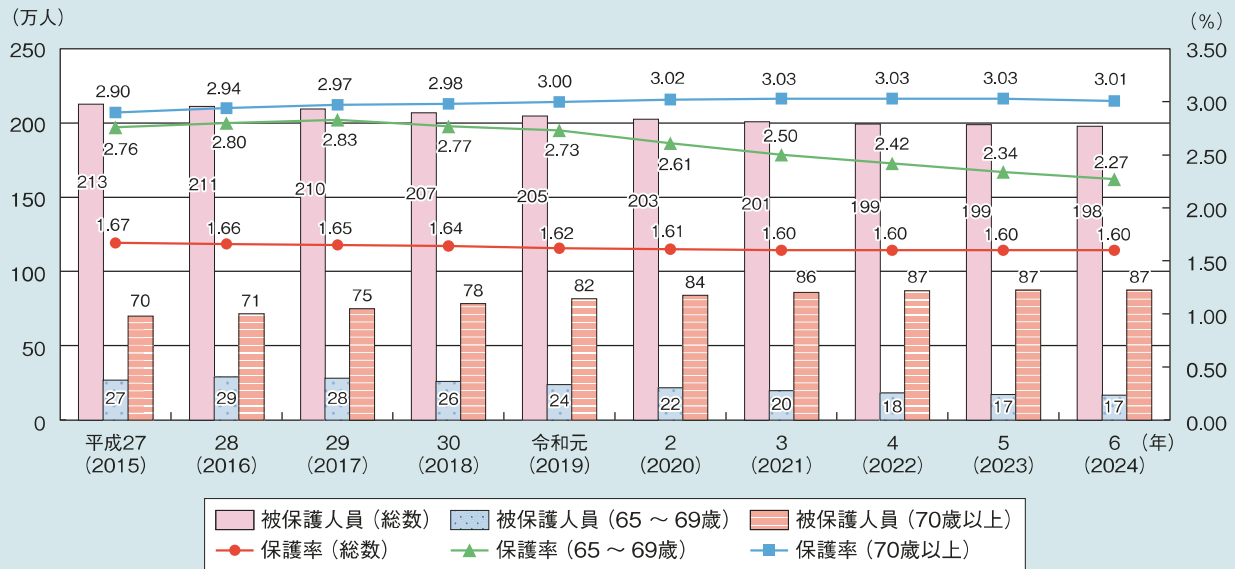
資料：総務省「2019年全国家計構造調査」

(注) 四捨五入の関係で、足し合わせても端数が合わない場合がある。

図1-2-1-16

被保護人員の推移

○生活保護受給者の人数の推移を見ると、令和6年における65歳以上の生活保護受給者は、前年と比べて横ばいになっている。また、年代別人口に占める生活保護受給者の割合を見ると、65～69歳では2.27%、70歳以上では3.01%であり、共に前年と比べて減少している。

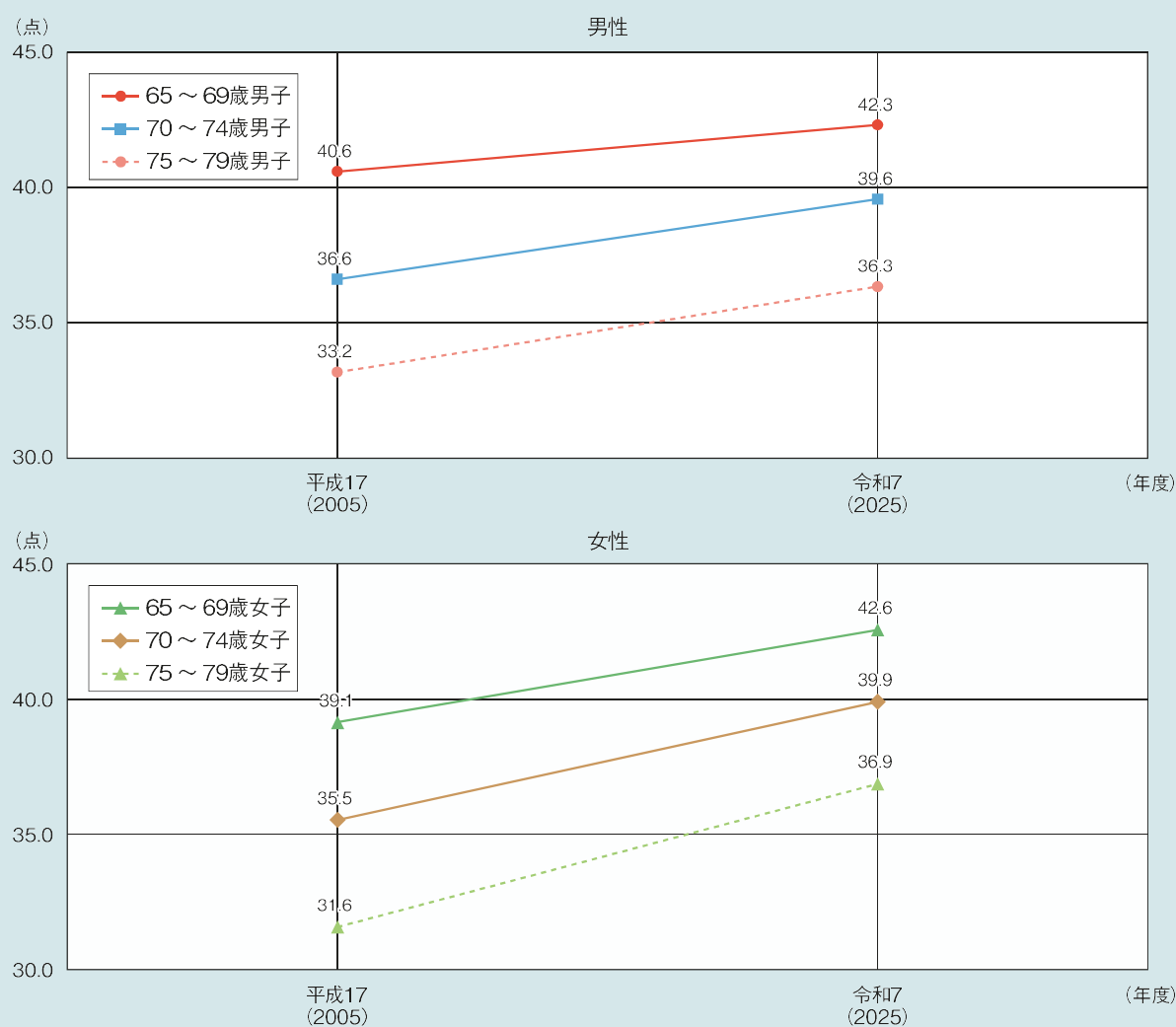


資料：厚生労働省「被保護者調査 年次調査」

2 健康・福祉

図1-2-2-1 新体力テストの合計点

○令和7年度の65～69歳、70～74歳及び75～79歳の男女の新体力テスト（握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行）の合計点は、平成17年度と比較して男女とも向上している。



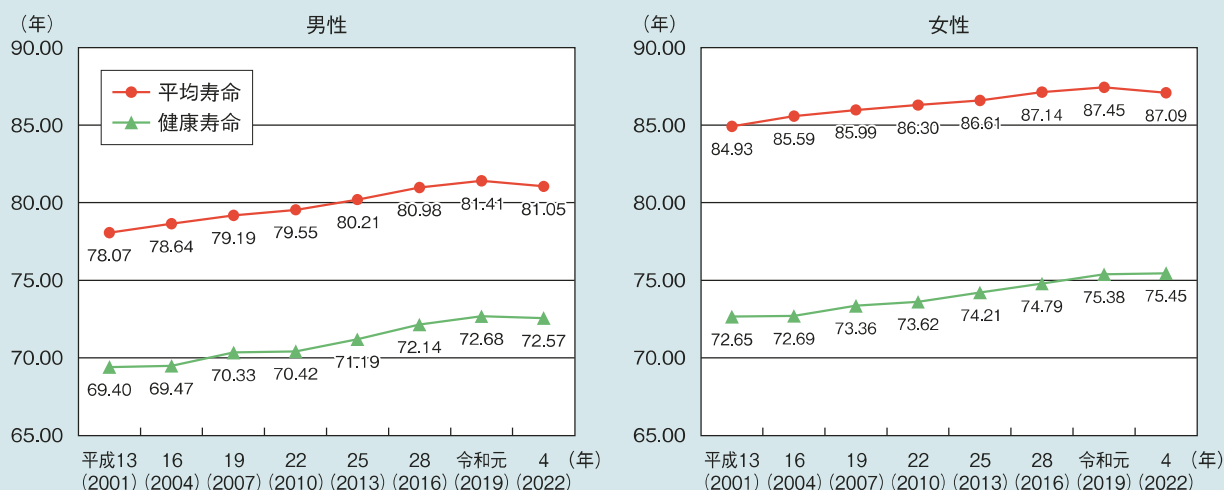
資料：スポーツ庁「体力・運動能力調査」

(注1) 図は、3点移動平均法を用いて平滑化してある。

(注2) 合計点は、新体力テスト実施要項の「項目別得点表」による。得点基準は、男女により異なる。

図 1-2-2-2 健康寿命と平均寿命の推移

- 健康上の問題で日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、令和 4 年時点で男性が72.57年、女性が75.45年となっており、それぞれ令和元年と比べてほぼ横ばいとなっている。
- 令和 4 年の平均寿命はそれぞれ令和元年と比べて短くなっている。



資料：平均寿命：平成13・16・19・25・28年・令和元・4年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は厚生労働省「完全生命表」
健康寿命：厚生労働省「第4回健康日本21（第三次）推進専門委員会資料」

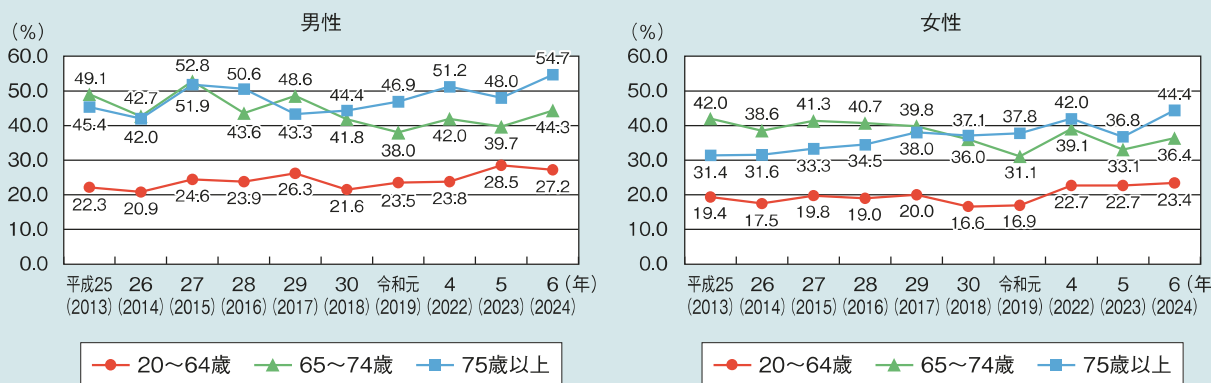
コラム 「健康寿命」とは

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活に制限のない期間の平均であり、国民生活基礎調査（大規模調査）の健康票における「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」という質問に「ない」という回答であれば「健康」とし、「ある」という回答を「不健康」として、サリバン法（※）により算出している。

※毎年必ず10万人が誕生する状況を仮定し、そこに年齢別の死亡率と年齢別の「健康・不健康」の割合を与えることで、「健康状態にある生存期間の合計値」（「健康な人の定常人口」）を求め、これを10万で除して健康寿命を求めている。

図1-2-2-3 運動習慣のある者の割合

○令和6年における運動習慣のある者の割合を見ると、65～74歳で男性44.3%、女性36.4%、75歳以上で男性54.7%、女性44.4%と、75歳以上において運動習慣のある者の割合が高く、性別で見ると男性の割合が女性よりも高くなっている。



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(注1) 調査対象は、全国の20歳以上の男女。

(注2) 身体状況調査の問診において「医師等からの運動禁止の有無」に「無」と回答し、「運動習慣」の全ての質問に回答した者を集計対象とした。

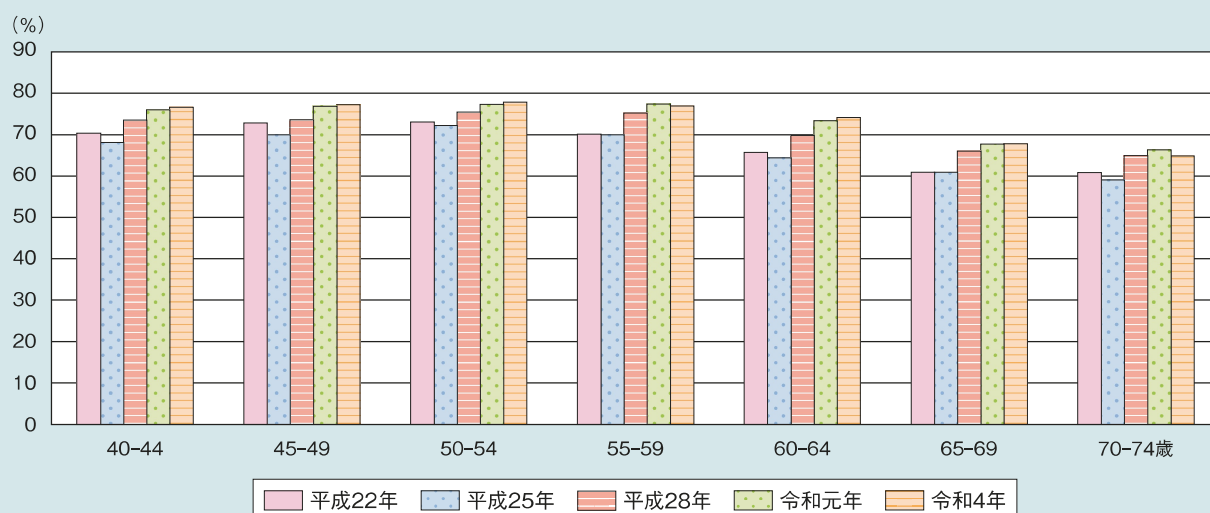
(注3) 「運動習慣者」とは、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続していると回答した者。

(注4) 令和2年及び3年については新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。

図1-2-2-4 年代別健診等受診率

○各年代における健診等受診率について見ると、平成22年と比較して令和4年の受診率は高くなっている。

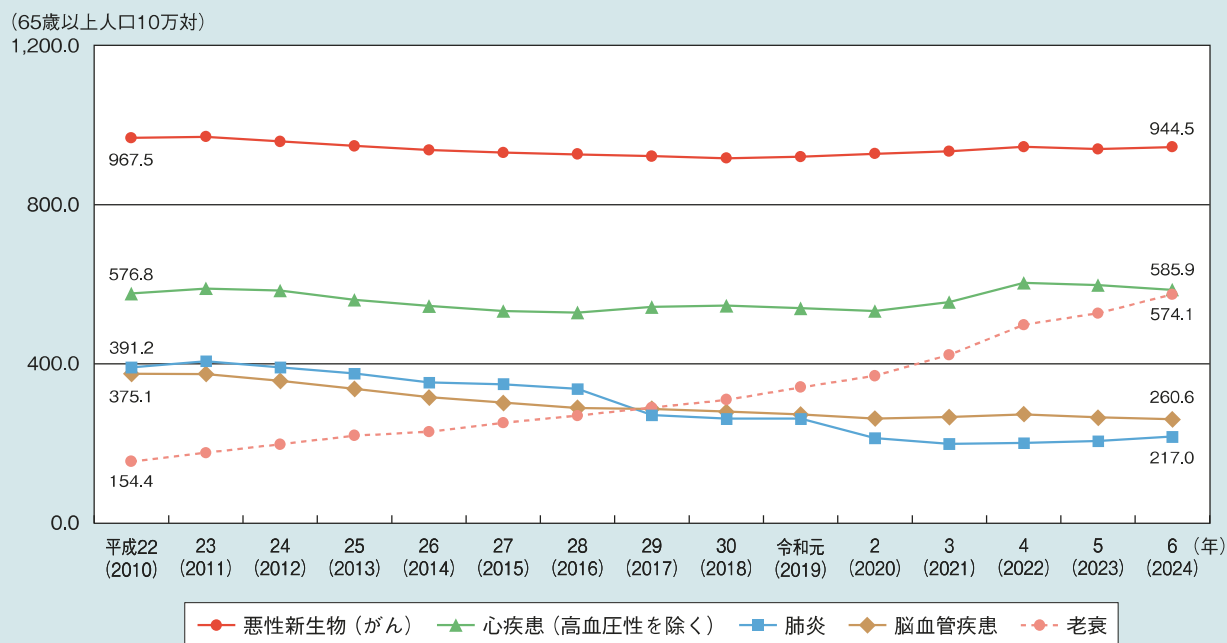
○年代別に見ると、60歳未満では、健診等受診率に大きな差は見られないものの、60歳以上では、年代が上がるにつれて、受診率が低下している。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図 1-2-2-5 主な死因別死亡率の推移（65歳以上の者）

- 令和 6 年における 65 歳以上の者の死因別の死亡率（65 歳以上人口 10 万人当たりの死亡数）を見ると、「悪性新生物（がん）」が 944.5 と最も高くなっている。
- 近年、「老衰」が大きく上昇している。

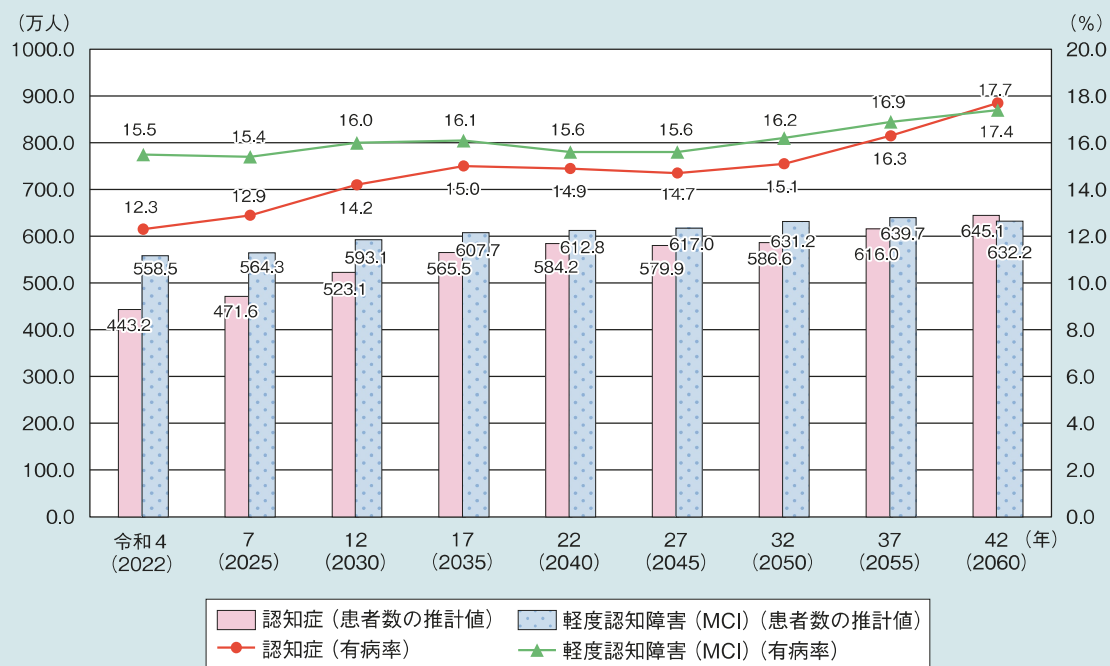


資料：厚生労働省「人口動態統計」

図1-2-2-6

認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計

- 65歳以上の認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢者数並びにそれぞれの有病率の将来推計について見ると、令和4年から5年にかけて実施された調査によれば、令和4年における認知症の高齢者数は443.2万人（有病率12.3%）、軽度認知障害（MCI）の高齢者数は558.5万人（有病率15.5%）と推計されている。
- この調査から得られた性年齢階級別の認知症及び軽度認知障害（MCI）の有病率が令和7年以降も一定と仮定すると、令和22年には、それぞれ584.2万人（有病率14.9%）、612.8万人（有病率15.6%）になると推計されている。



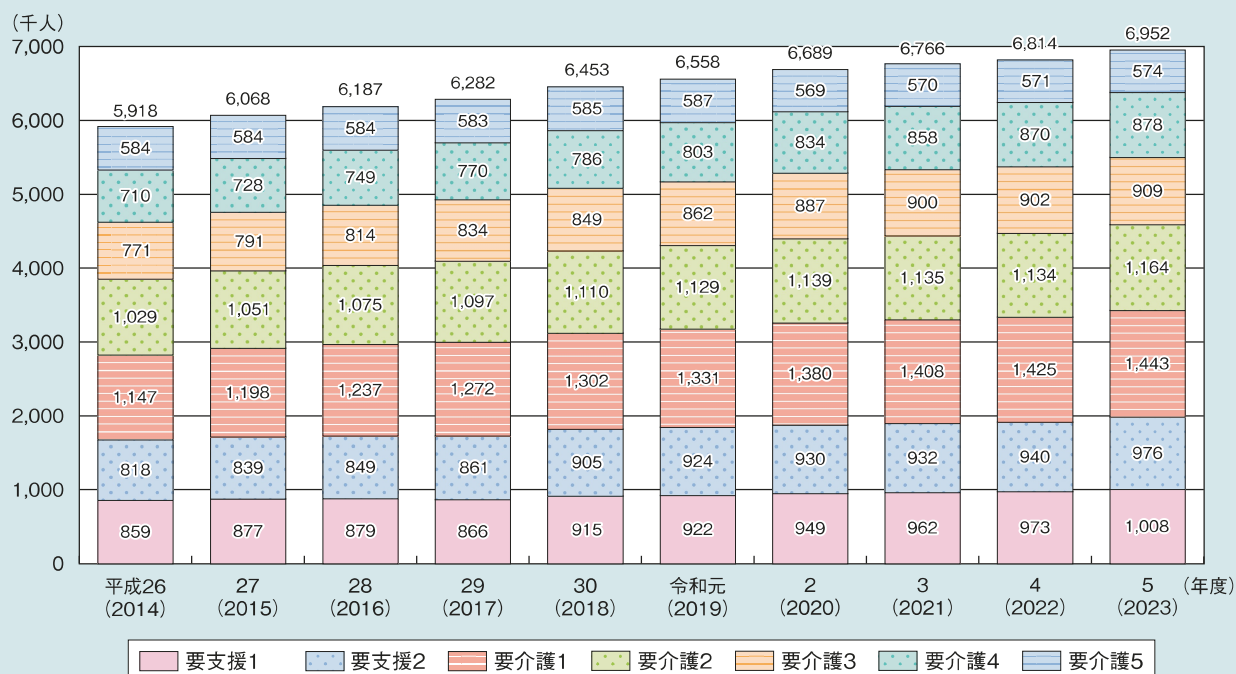
資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）：国立大学法人九州大学大学院医学研究院二宮利治教授）

（注1）2022年の4地域（久山町、中島町、中山町、海士町）から得られた認知症及び軽度認知障害（MCI）の性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定して推計した。

（注2）2025年以降の性年齢5歳階級別人口分布の出典：国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口：性年齢5歳階級別人口分布・出生中位（死亡中位）推計

図 1-2-2-7 第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移

○介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人（以下「要介護者等」という。）は、令和5年度で695.2万人となっており、平成26年度（591.8万人）から103.4万人増加している。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
（注）四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

表 1-2-2-8 第1号被保険者（65歳以上）の要介護等認定の状況

○第1号被保険者について、要支援又は要介護の認定を受けた人の割合を見ると、65～74歳ではそれぞれ1.4%、3.0%であるのに対して、75～84歳では6.1%、11.4%、85歳以上では14.3%、44.8%となっており、75歳以上になると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇する。

単位：千人、（ ）内は%

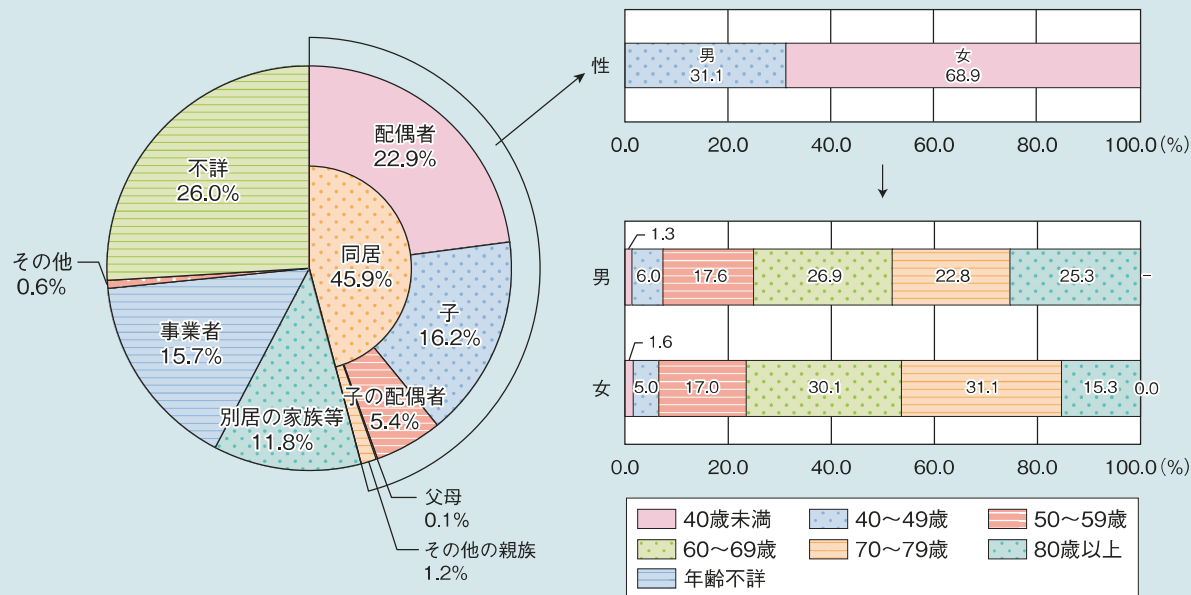
65～74歳		75～84歳		85歳以上	
要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護
217 (1.4)	464 (3.0)	823 (6.1)	1,556 (11.4)	944 (14.3)	2,949 (44.8)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和5年度）より算出
（注）（ ）内は、各年齢層の被保険者に占める割合

図1-2-2-9 要介護者等から見た主な介護者の続柄

○要介護者等から見た主な介護者の続柄を見ると、同居している人が45.9%となっている。その主な内訳を見ると、配偶者が22.9%、子が16.2%、子の配偶者が5.4%となっており、性別については、男性が31.1%、女性が68.9%と女性が多くなっている。

○要介護者等と同居している主な介護者の年齢について見ると、男性では75.0%、女性では76.5%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在していることが分かる。



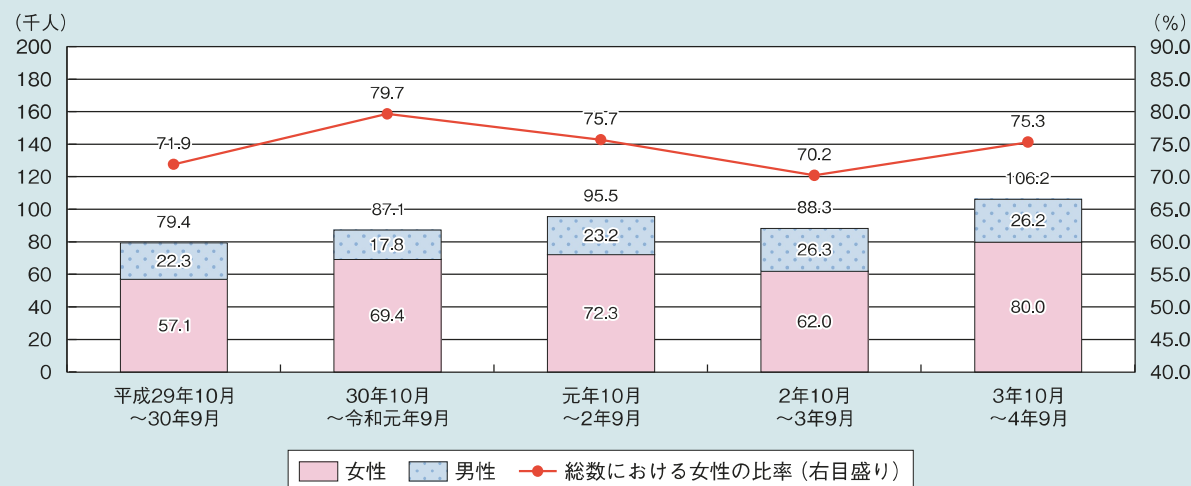
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年)

(注1) 2022(令和4)年調査では、男の「同居の主な介護者」の年齢不詳はない。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図1-2-2-10 介護・看護により離職した人数

○家族の介護や看護を理由とした離職者数は令和3年10月から令和4年9月までの1年間で約10.6万人であった。とりわけ、女性の離職者数は約8万人で、全体の75.3%を占めている。

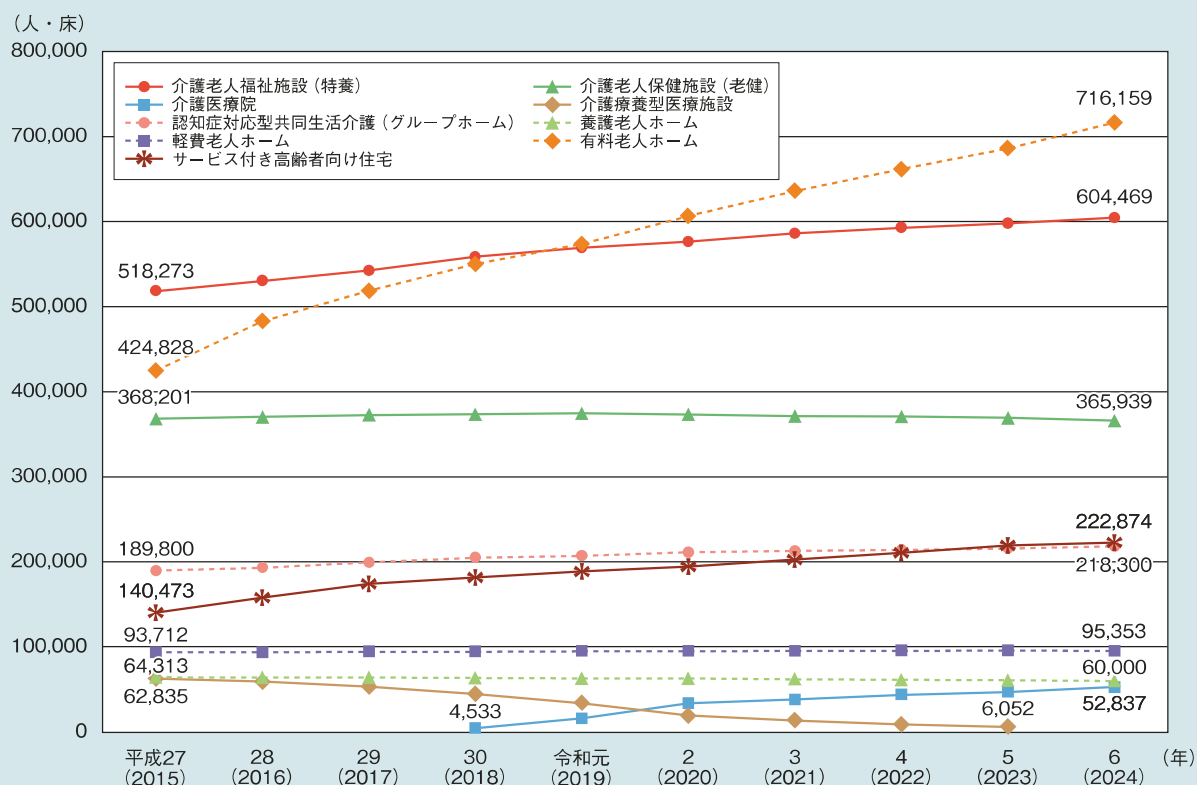


資料：総務省「就業構造基本調査」

(注) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図1-2-2-11 介護施設等の定員数（病床数）の推移

○介護施設等の定員数は、おおむね増加傾向にある。施設別に見ると、令和6年では、有料老人ホーム（71万6,159人）、介護老人福祉施設（特養）（60万4,469人）、介護老人保健施設（老健）（36万5,939人）等の定員数が多い。また、近年は有料老人ホームの定員数が特に増えている。



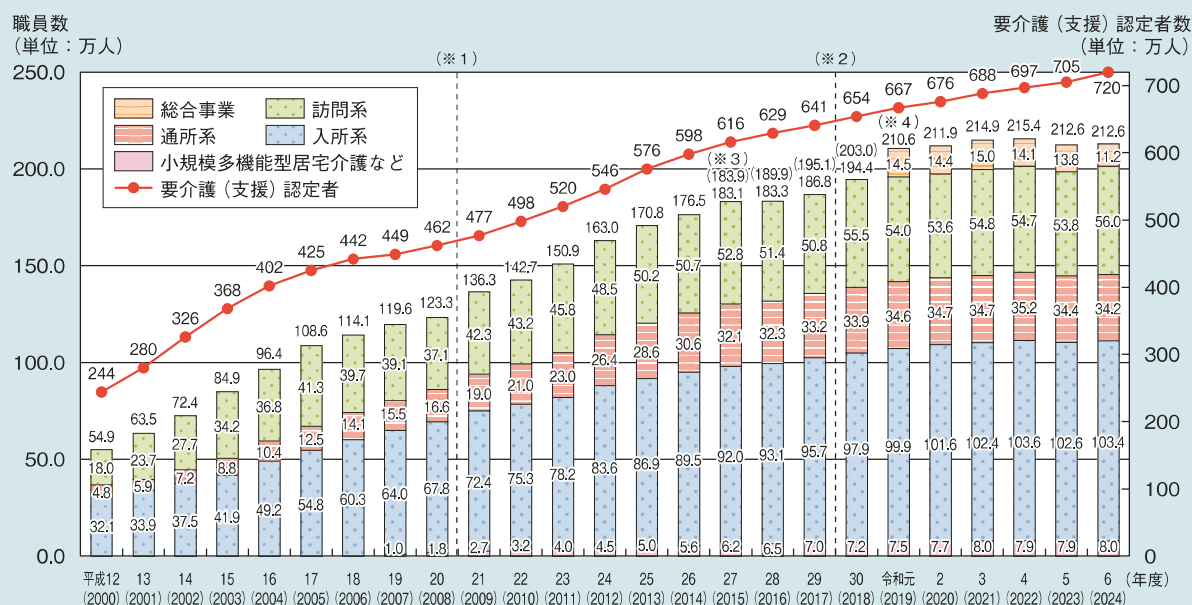
資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、厚生労働省「社会福祉施設等調査」、厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）」（各年10月審査分）

（注1）「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」については短期利用以外の受給者数である。

（注2）「サービス付き高齢者向け住宅」は、有料老人ホームに該当するもののみである。

図1-2-2-12 介護職員数の推移

○介護に従事する職員数については、介護保険制度が創設された平成12年度には54.9万人だったところ、要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、介護に従事する職員数は増加してきたが、令和5年度は、前年度よりも減少し212.6万人となった。その後、令和6年度はほぼ横ばいで推移している。



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（介護職員数）、厚生労働省「介護保険事業状況報告」（要介護（要支援）認定者数）

（注1）介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。（各年度の10月1日現在）

（注2）調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

平成12～20年度	「介護サービス施設・事業所調査」（以下「介サ調査」という。）は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
平成21～29年度	介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。（※1）
平成30年度～	介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。（※2）

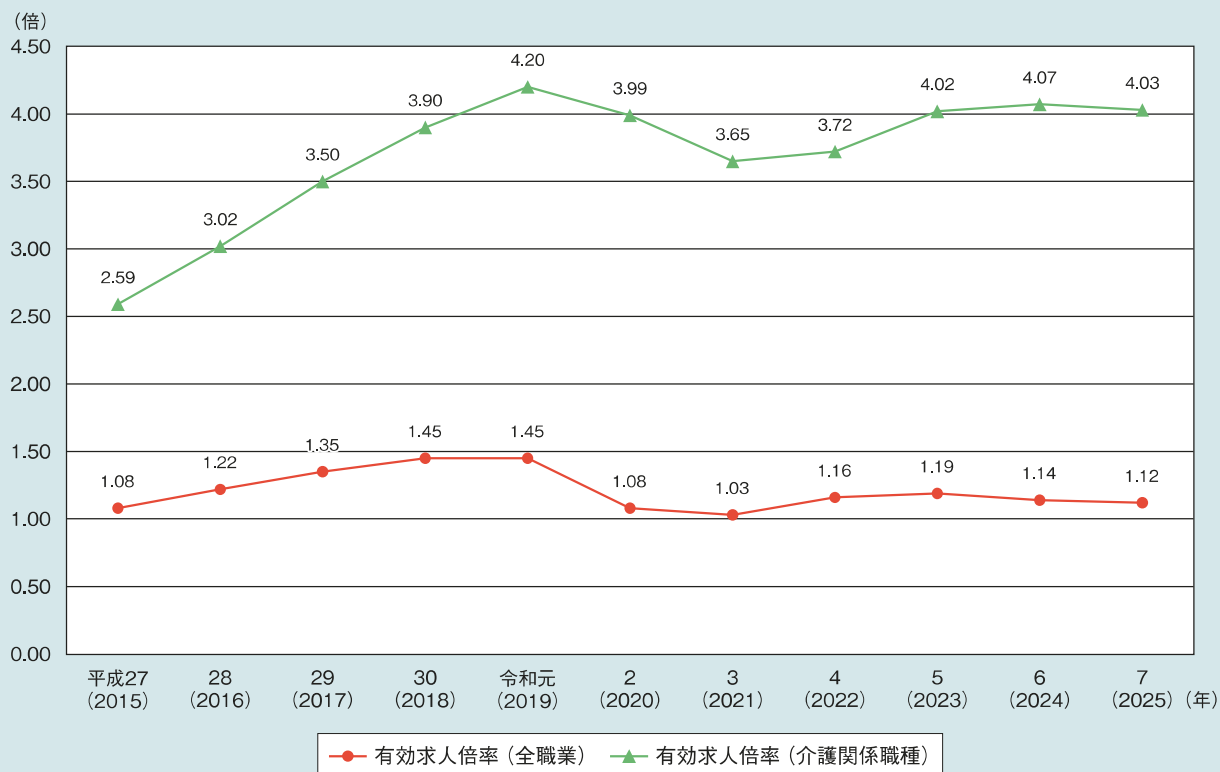
（注3）介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の取扱い

平成27～30年度	総合事業（従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス）に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の（ ）内に示している。（※3）
令和元年度～	総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員（従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る）が含まれている。（※4）

（注4）四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図 1-2-2-13 有効求人倍率（介護関係職種）の推移

○介護関係の職種の有効求人倍率を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年から令和3年までは介護関係職種の有効求人倍率は低下したが、その後令和6年の4.07倍まで上昇し、令和7年には4.03倍と前年から低下した。



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注1) 有効求人倍率は年平均である。

(注2) パートタイムを含み、新規学卒者及び新規学卒者求人を除く常用に係る数字。

(注3) 介護関係職種は、令和4年12月までは、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、「家政婦（夫）、家事手伝い」、「介護サービスの職業」の合計、令和5年1月以降は、平成21年12月改定「日本標準職業分類」における「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉専門職業従事者」、「家政婦（夫）、家事手伝い」、「介護サービス職業従事者」の合計による。

表1-2-2-14 介護サービス利用者と介護給付費の推移

○介護サービスの利用者数を見ると、近年は地域密着型（介護予防）サービス及び施設サービスは横ばい傾向となっており、居宅（介護予防）サービスは上昇傾向となっている。

○介護給付費については、全てのサービスにおいて、上昇傾向となっている。

	利用者数								
	平成12年4月	平成21年4月	平成26年4月	平成29年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
居宅(介護予防)サービス	97万人	278万人	366万人	381万人	384万人	399万人	408万人	417万人	426万人
地域密着型(介護予防)サービス	-	23万人	37万人	81万人	84万人	87万人	89万人	91万人	90万人
施設サービス	52万人	83万人	89万人	93万人	95万人	95万人	96万人	95万人	95万人
合計	149万人	384万人	493万人	554万人	564万人	581万人	593万人	603万人	610万人

	介護給付費								
	平成12年4月	平成21年4月	平成26年4月	平成29年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
居宅(介護予防)サービス	618億円	2,655億円	3,736億円	3,670億円	3,817億円	4,040億円	4,155億円	4,267億円	4,410億円
地域密着型(介護予防)サービス	-	445億円	760億円	1,181億円	1,325億円	1,369億円	1,410億円	1,438億円	1,438億円
施設サービス	1,571億円	2,141億円	2,327億円	2,379億円	2,598億円	2,598億円	2,624億円	2,650億円	2,695億円
合計	2,190億円	5,241億円	6,823億円	7,230億円	7,741億円	8,007億円	8,189億円	8,355億円	8,544億円

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

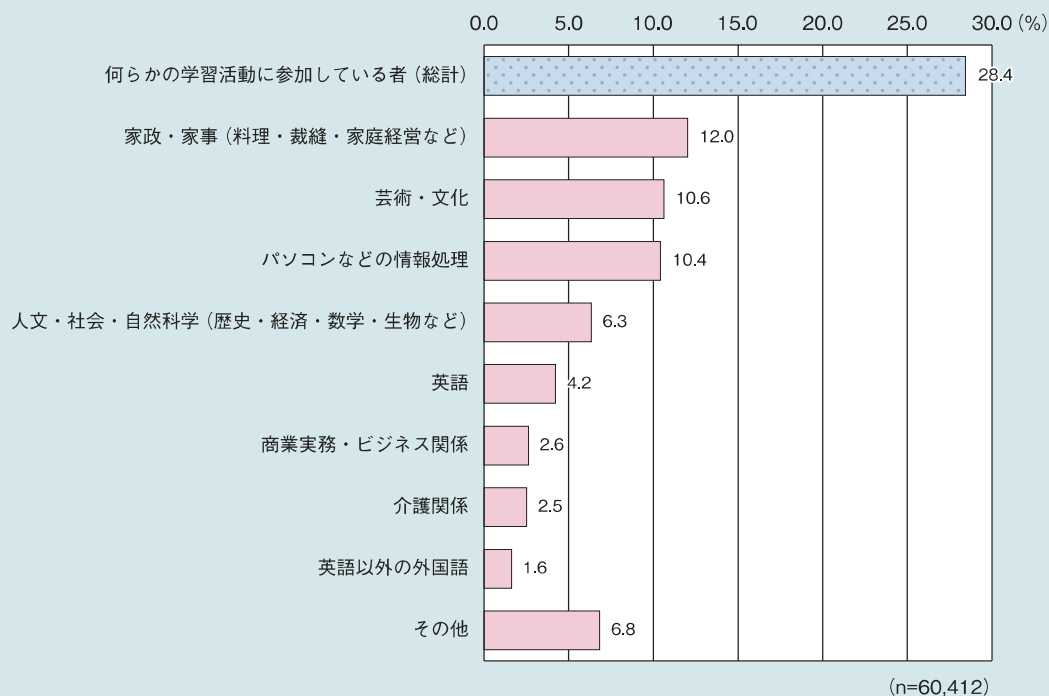
（注）端数処理の関係で、合計の数字と内訳数が一致しない場合がある。

地域密着型（介護予防）サービスは、平成17年の介護保険制度改正に伴って創設された。

3 学習・社会参加

図 1-2-3-1 65歳以上の者の参加している学習活動（複数回答）

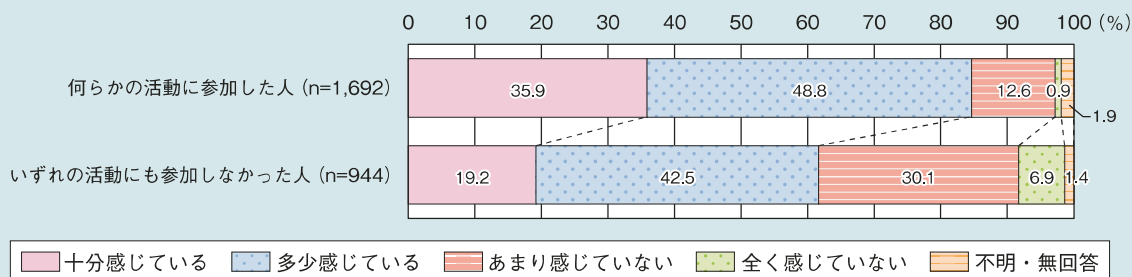
○65歳以上の者の参加している学習活動を見ると、何らかの学習活動に参加している者が28.4%となっている。
○学習した内容については、「家政・家事（料理・裁縫・家庭経営など）」（12.0%）、「芸術・文化」（10.6%）、
「パソコンなどの情報処理」（10.4%）などとなっている。



資料：総務省「令和3年社会生活基本調査」

図 1-2-3-2 65歳以上の者の社会活動への参加状況と生きがいの感じ方（複数回答）

○直近1年間における65歳以上の者の社会活動への参加状況と生きがいの感じ方について見ると、何らかの活動に参加した人のうち、生きがいを「十分感じている」又は「多少感じている」と回答した者は84.6%であり、いずれの活動にも参加しなかった人を23.0ポイント上回っている。



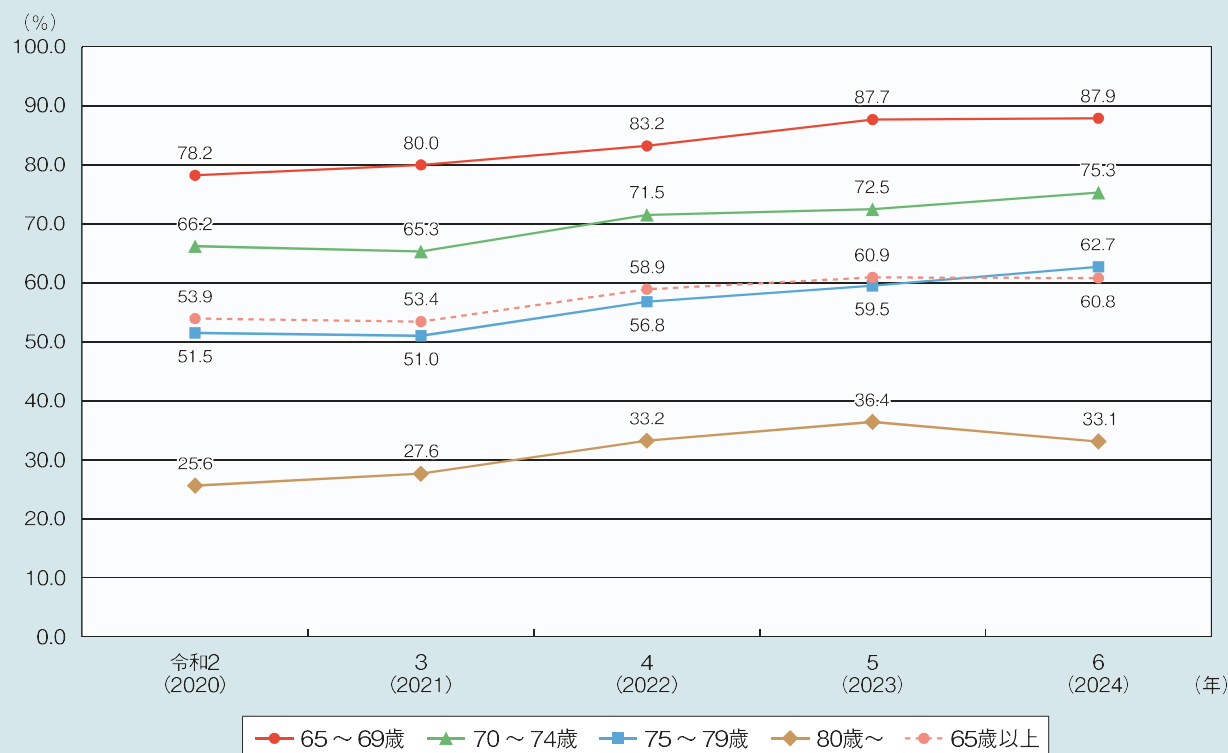
資料：内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」

(注1)「何らかの活動に参加した人」とは、直近1年間に「趣味（俳句・詩吟・陶芸等）」、「健康・スポーツ（体操・歩こう会・ゲートボール等）」、「生産・就業（生きがいのための園芸・飼育・シルバー人材センター等）」、「教育関連・文化啓発活動（学習会・子ども会の育成・郷土芸能の伝承等）」、「生活環境改善（環境美化・緑化推進・まちづくり等）」、「安全管理（交通安全・防犯・防災等）」、「高齢者の支援（家事援助・移送等）」、「子育て支援（保育への手伝い等）」、「地域行事（祭りなどの地域の催しものに参加）」、「地域行事（祭りなどの地域の催しものの世話等）」のいずれかに参加した人を指す。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない可能性がある。

図1-2-3-3 65歳以上の者のインターネット利用率

- 令和2年から令和6年までの65歳以上の者のインターネット利用率について比較すると、各年代において、インターネット利用率は上昇傾向となっている。
- 令和6年のインターネット利用率を見ると、65～69歳では87.9%、70～74歳では75.3%、75～79歳では62.7%、80歳以上では33.1%となっている。

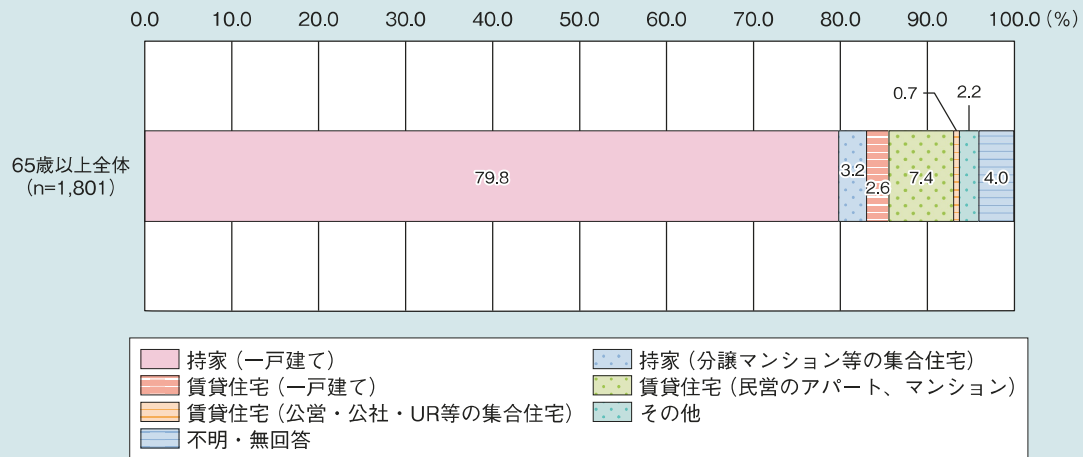


資料：総務省「通信利用動向調査」

4 生活環境

図 1-2-4-1 65歳以上の者の住居形態（択一回答）

○65歳以上の者の住居形態について見ると、「持家（一戸建て）」が79.8%、「持家（分譲マンション等の集合住宅）」が3.2%となっており、持家が8割以上となっている。



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 （注）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

表 1-2-4-2 全世帯における年代別持ち家率

○年代別持ち家率を見ると、年代が上がるほど持ち家率が高くなっている。

単位：%

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
35.6	58.0	65.5	73.8	78.2	79.8	82.4

資料：総務省「令和5年住宅・土地統計調査」

表1-2-4-3 公営住宅等の高齢者向け住宅供給戸数

○公営住宅等の高齢者向け住宅供給戸数を見ると、サービス付き高齢者向け住宅登録戸数が大きく増えている。

単位：戸

年度	高齢者対策向 公営住宅建設戸数	サービス付き高齢者 向け住宅登録戸数	都市再生機構賃貸住宅の優遇措置戸数			住宅金融支援 機構の割増貸付け 戸数
			賃貸	分譲	計	
平成10年度	2,057	-	3,143	571	3,714	34,832
15	627	-	7,574 (3,524)	45	7,619	558
20	303	-	1,221 (684)	0	1,221	0
25	430	146,554	471 (368)	0	471	0
26	260	177,722	372 (305)	0	372	0
27	328	199,056	486 (303)	0	486	0
28	319	215,955	329 (293)	0	329	0
29	287	229,947	255 (223)	0	255	0
30	430	244,054	470 (226)	0	470	0
令和元年度	368	254,747	299 (256)	0	299	0
2	756	267,069	318 (91)	0	318	0
3	412	274,911	87 (60)	0	87	0
4	336	282,426	138 (54)	0	138	0
5	192	287,151	367 (23)	0	367	0
6	431	290,128	350 (35)	0	350	0

資料：国土交通省

(注1) サービス付き高齢者向け住宅登録戸数は、各年度末時点における総登録戸数である。

(注2) 都市再生機構賃貸住宅の優遇措置戸数には、障害者及び障害者を含む世帯に対する優遇措置戸数を含む（空家募集分を含む）。

(注3) 優遇措置の内容としては、当選率を一般の20倍としている。（平成20年8月までは10倍）

(注4) () 内は高齢者向け優良賃貸住宅戸数であり内数である。

(注5) 住宅金融支援機構の割増（平成10年に制度改正）貸付け戸数は、マイホーム新築における高齢者同居世帯に対する割増貸付け戸数である。
（この制度は平成17年度をもって廃止。）

表1-2-4-4

高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況

○旅客施設におけるバリアフリー化の状況を見ると、各施設とも段差の解消については9割以上が達成されているほか、案内設備についても7割以上が達成されている。

○車両等におけるバリアフリー化の状況を見ると、鉄軌道車両については62.7%となっているほか、ノンステップバスについては72.1%となっている。

(1) 旅客施設におけるバリアフリー化の状況

	総施設数	令和6年度末			トイレの 総施設数	令和6年度末 障害者用トイレ
		段差の解消	視覚障害者 誘導用ブロック	案内設備		
鉄軌道駅	3,577	3,371 (94.2%)	1,662 (46.5%)	2,765 (77.3%)	3,330	3,086 (92.7%)
バスターミナル	45	42 (93.3%)	41 (91.1%)	34 (75.6%)	38	27 (71.1%)
旅客船ターミナル	17	16 (94.1%)	14 (82.4%)	13 (76.5%)	17	13 (76.5%)
航空旅客ターミナル	45	44 (97.8%)	44 (97.8%)	42 (93.3%)	45	44 (97.8%)

	総番線数	令和6年度末設置番線数
全鉄軌道駅における ホームドア又は可動式 ホーム柵の設置	19,974	2,830
平均利用者数10万人/ 日以上鉄軌道駅にお けるホームドア又は可 動式ホーム柵の設置	1,160	621

(注1) 公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。

(注2) 「総施設数」は、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上の施設を計上。

(注3) 「トイレの総施設数」は、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設のうち便所を設置している施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上の施設のうち便所を設置している施設を計上。

(2) 車両等におけるバリアフリー化の状況

	車両等の総数	令和6年度末移動等円滑化 基準に適合している車両等
鉄軌道車両	51,722	32,430 (62.7%)
ノンステップバス (適用除外認定車両を除く)	44,735	32,237 (72.1%)
リフト付きバス等 (適用除外認定車両)	9,788	602 (6.2%)
空港アクセスバス	175	70 (40.0%)
貸切バス	-	1,438
福祉タクシー	-	59,918
UDタクシー	6	47 (12.8%)
旅客船	662	394 (59.5%)
航空機	618	618 (100.0%)

(注4) 「移動等円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。

(注5) 「空港アクセスバス」は、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港(27空港))へのバス路線運行系統の総数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合。

(注6) 「UDタクシー」は、各都道府県のタクシーの総車両数に対するUDタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合。

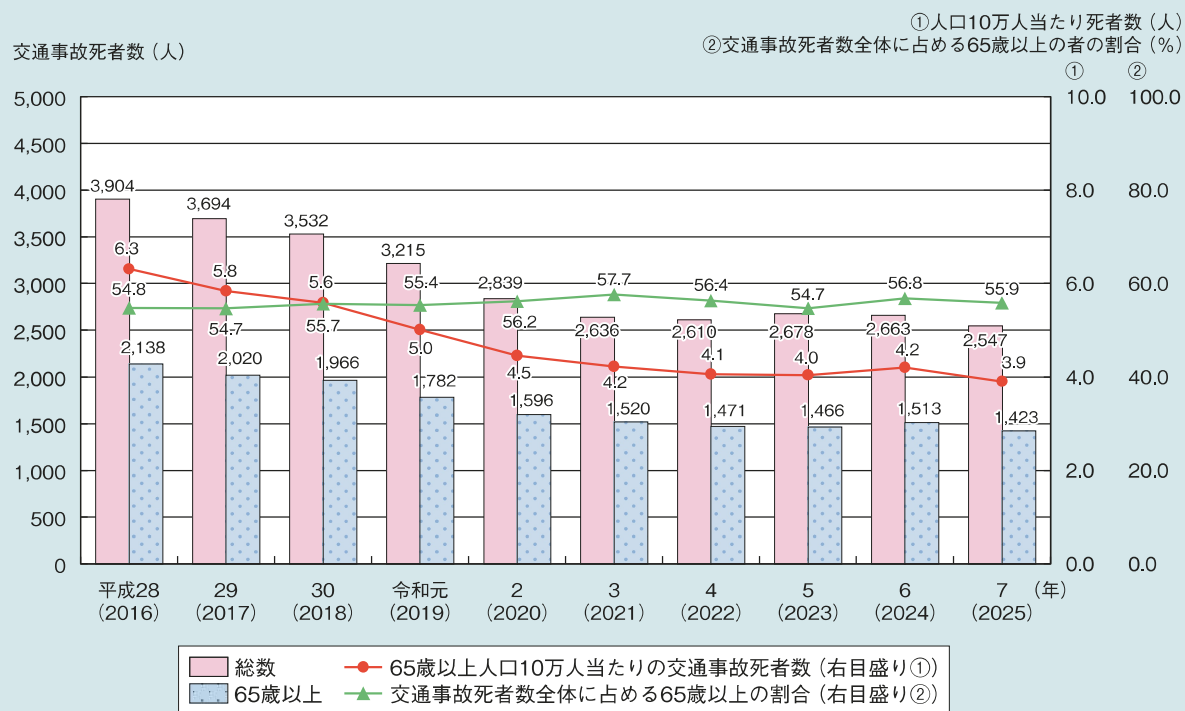
資料：国土交通省「移動等円滑化取組報告書」及び「移動等円滑化実績等報告書」(令和7年)

図1-2-4-5

交通事故死者数、65歳以上人口10万人当たりの交通事故死者数及び交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合の推移

○65歳以上の者の交通事故死者数は、近年減少傾向となっており、令和7年中の死者は1,423人と前年から減少した。

○65歳以上人口10万人当たりの交通事故死者数は、平成28年の6.3人から令和7年には3.9人へと大きく減少した。なお、交通事故死者数全体に占める65歳以上の者の割合は、令和7年は55.9%となっている。



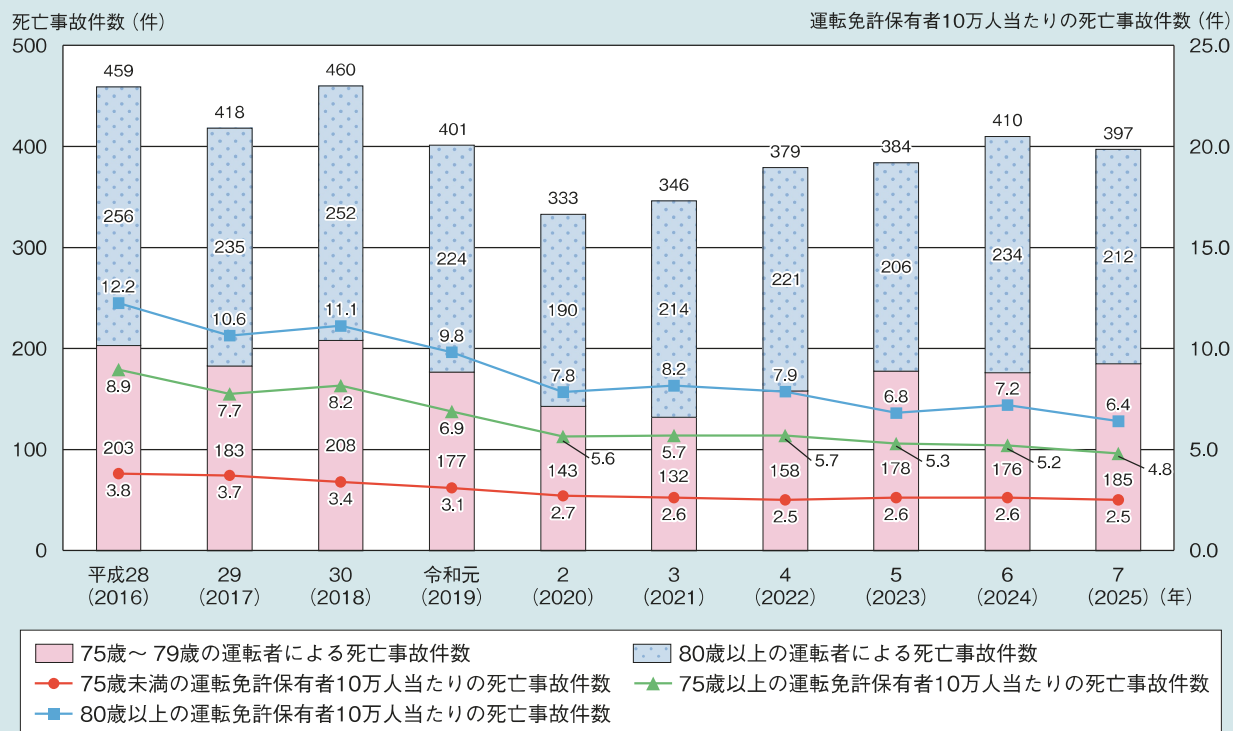
資料：警察庁「令和7年中の交通事故死者数について」

図 1-2-4-6

75歳以上の一般原付以上運転者（第1当事者）による死亡事故件数及び
運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数の推移

○75歳以上の運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は減少傾向にある。

○令和7年における運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、75歳以上で4.8件、80歳以上で6.4件となっている。



資料：警察庁統計による。

(注1) 算出に用いた運転免許保有者数は各年12月末の値である。

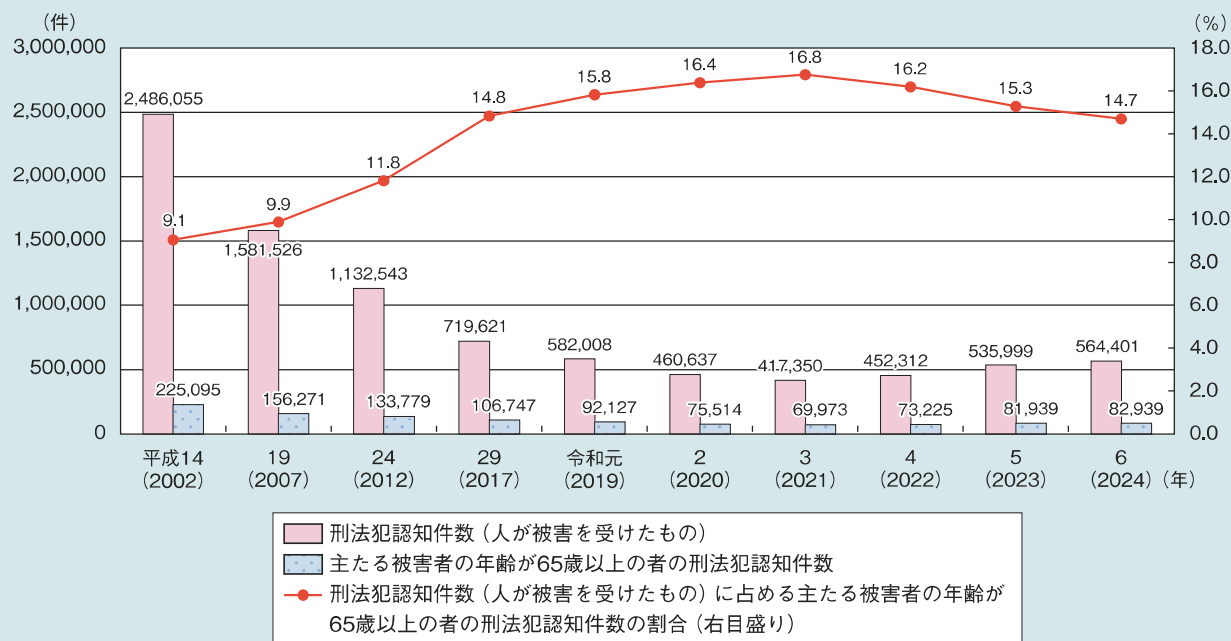
(注2) 一般原付以上運転者とは自動車、自動二輪車及び一般原動機付自転車（令和5年中は、一般原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車をいう。）の運転者をいう。

(注3) 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。

図1-2-4-7 主たる被害者の年齢が65歳以上の者の刑法犯認知件数

○犯罪による65歳以上の者の被害の状況について、主たる被害者の年齢が65歳以上の者の刑法犯認知件数を見ると、刑法犯認知件数（人が被害を受けたもの）が戦後最多を記録した平成14年に22万5,095件となり、ピークを迎えて以降、減少傾向にあったが、令和4年以降微増傾向にある。

○同認知件数に対して、65歳以上の者が占める割合は、令和6年は14.7%となっている。



資料：警察庁統計による。

表1-2-4-8-1
表1-2-4-8-2

特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移

特殊詐欺における65歳以上の被害の認知件数及び割合（令和7年）

- 令和7年中の特殊詐欺の認知件数は2万7,758件で、手口別で見ると、オレオレ詐欺に預貯金詐欺（令和元年まではオレオレ詐欺に包含）を合わせた認知件数は1万6,075件と前年比で78.1%増加、キャッシュカード詐欺盗は1,236件と前年比で10.8%減少した。被害総額は平成27年以降減少していたが、令和4年以降増加している（表1-2-4-8-1）。
- そのうち、65歳以上の被害の認知件数は1万4,232件で、法人被害を除いた総認知件数に占める割合は51.3%に上った。手口別の65歳以上の被害者の割合は、オレオレ詐欺45.5%、預貯金詐欺98.8%、キャッシュカード詐欺盗98.9%となっている（表1-2-4-8-2）。

表1-2-4-8-1 特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移

区分	年次	平成28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)
特殊詐欺認知件数（件）		14,154	18,212	17,844	16,851	13,550	14,498	17,570	19,038	21,043	27,758
オレオレ詐欺		5,753	8,496	9,145	6,725	2,272	3,085	4,287	3,955	6,752	14,393
預貯金詐欺						4,135	2,431	2,363	2,754	2,276	1,682
キャッシュカード詐欺盗				1,348	3,777	2,850	2,602	3,074	2,217	1,385	1,236
特殊詐欺被害総額（億円）		407.7	394.7	382.9	315.8	285.2	282.0	370.8	452.6	718.8	1,414.2
SNS型投資・ロマンス詐欺認知件数（件）									3,846	10,237	15,142
SNS型投資詐欺									2,271	6,413	9,538
SNS型ロマンス詐欺									1,575	3,824	5,604
SNS型投資・ロマンス詐欺被害総額（億円）									455.2	1,271.9	1,827.0

資料：警察庁統計による。令和7年の数値は暫定値である。令和5年中の調査においては、SNS型ロマンス詐欺について、相手方が外国人又は海外居住者を名乗ったものを対象として実施。

- (注1) 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称。キャッシュカード詐欺盗は平成30年から統計を開始。預貯金詐欺は従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を令和2年から新たな手口として分類した。
- (注2) 特殊詐欺については主要な手口のみを掲載しているので足し合わせても合計とは一致しない。
- (注3) SNS型投資詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く）。
- (注4) SNS型ロマンス詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺。

表1-2-4-8-2 特殊詐欺における65歳以上の被害の認知件数及び割合（令和7年）

手口別	合計		オレオレ詐欺		預貯金詐欺		キャッシュカード詐欺盗	
高齢被害者の割合	男	女	男	女	男	女	男	女
(法人被害を除く)	5,152	9,080	2,009	4,534	268	1,394	283	938
	18.6%	32.8%	14.0%	31.5%	15.9%	82.9%	22.9%	76.0%
	51.3%		45.5%		98.8%		98.9%	

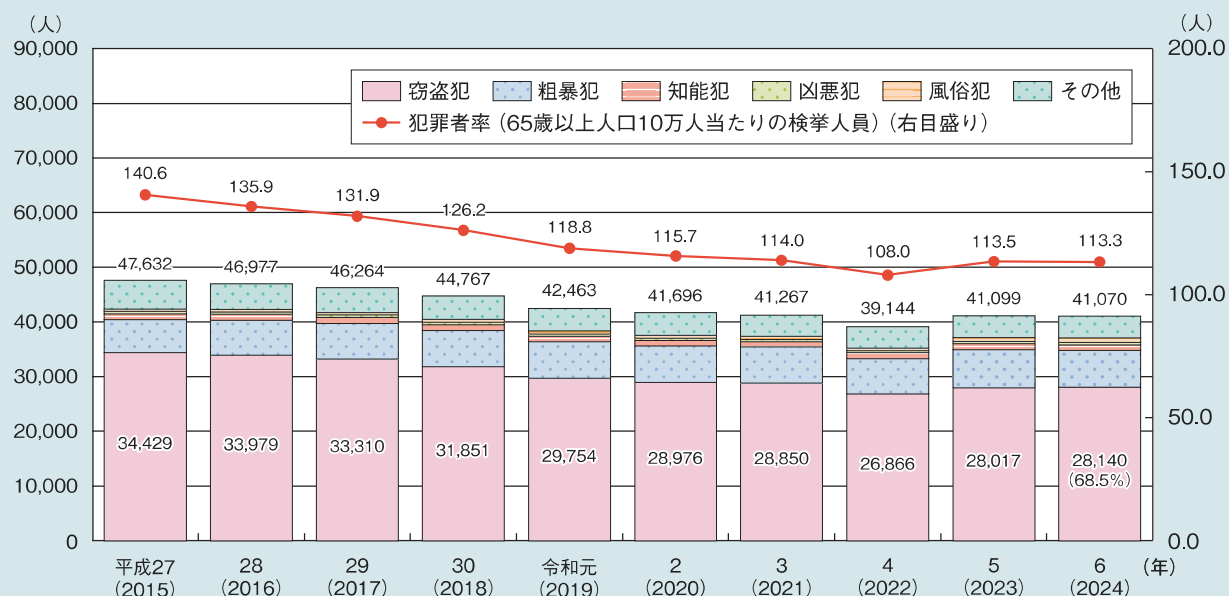
資料：警察庁統計による。上記の数値は暫定値である。

- (注) 特殊詐欺については主要な手口のみを掲載しているので足し合わせても合計とは一致しない。

図1-2-4-9

65歳以上の者による犯罪 (65歳以上の者の刑法犯包括罪種別検挙人員と犯罪者率)

- 65歳以上の者の刑法犯の検挙人員は、平成28年以降減少していたが、令和5年に増加し、令和6年は再び前年よりやや減少した。
- 犯罪者率は、令和6年は前年から横ばいとなっている。
- 令和6年における65歳以上の者の刑法犯検挙人員の包括罪種別構成比を見ると、窃盗犯が68.5%と約7割を占めている。

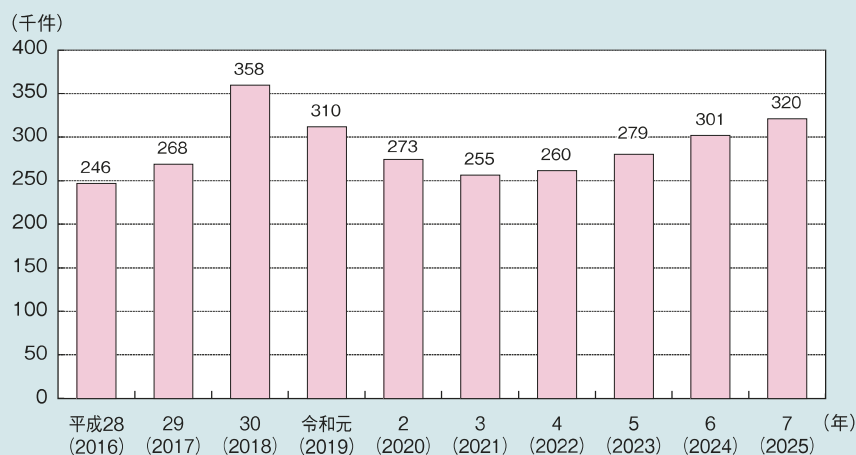


資料：警察庁統計による。

図1-2-4-10

契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数

- 全国の消費生活センター等に寄せられた、契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数を見ると、平成30年をピークとし、令和3年にかけて減少した。その後、令和4年から増加に転じ、令和7年は約32万件となった。

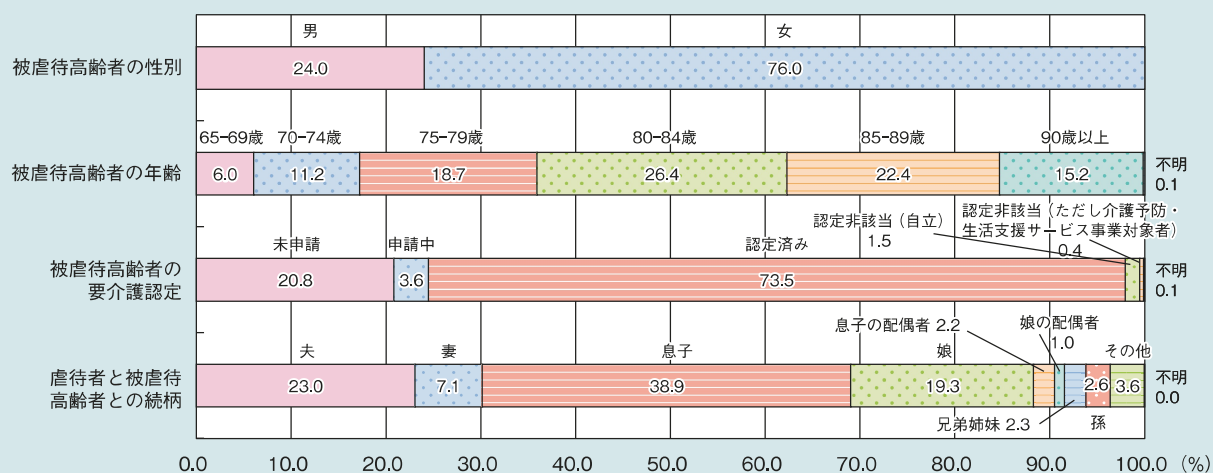


資料：消費者庁提供データによる。

(注) PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）による平成28（2016）年～令和7（2025）年受付分、令和8（2026）年3月31日までの登録分。

図 1-2-4-11 養護者による虐待を受けている高齢者の属性

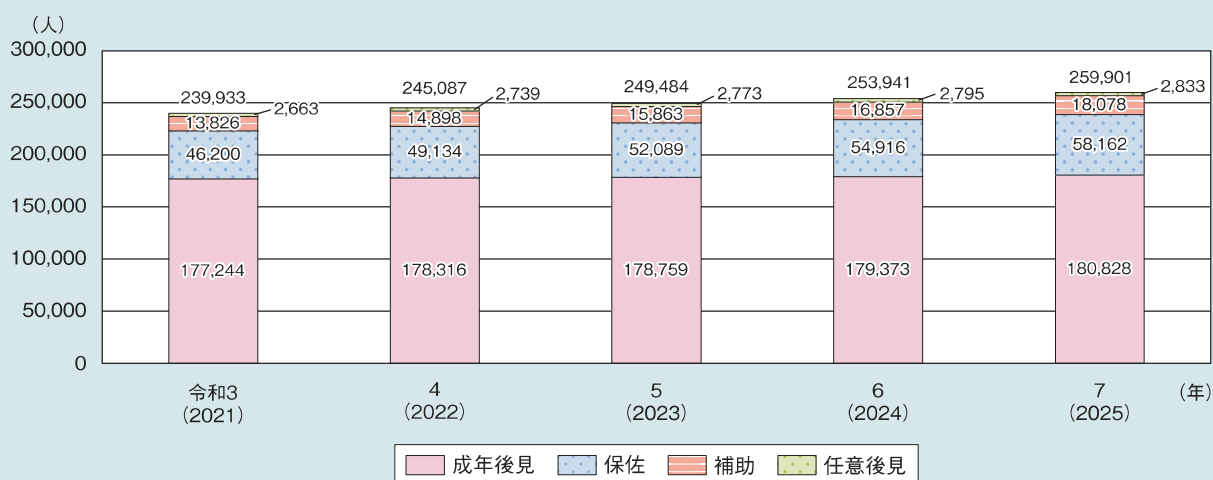
- 令和 6 年度に全国の 1,741 市町村（特別区を含む。）で受け付けた高齢者虐待に関する相談・通報のうち、養護者による虐待を受けている高齢者の属性を見ると、女性が 76.0% を占めており、年齢階級別では「80～84 歳」が 26.4% と最も多い。
- 虐待を受けている高齢者のうち、73.5% が要介護認定を受けており、虐待の加害者は、「息子」が 38.9% と最も多く、次いで、「夫」が 23.0%、「娘」が 19.3% となっている。



資料：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（令和 6 年度）
 （注）四捨五入の関係で、足し合わせても 100.0% にならない場合がある。

図 1-2-4-12 成年後見制度の利用者数の推移

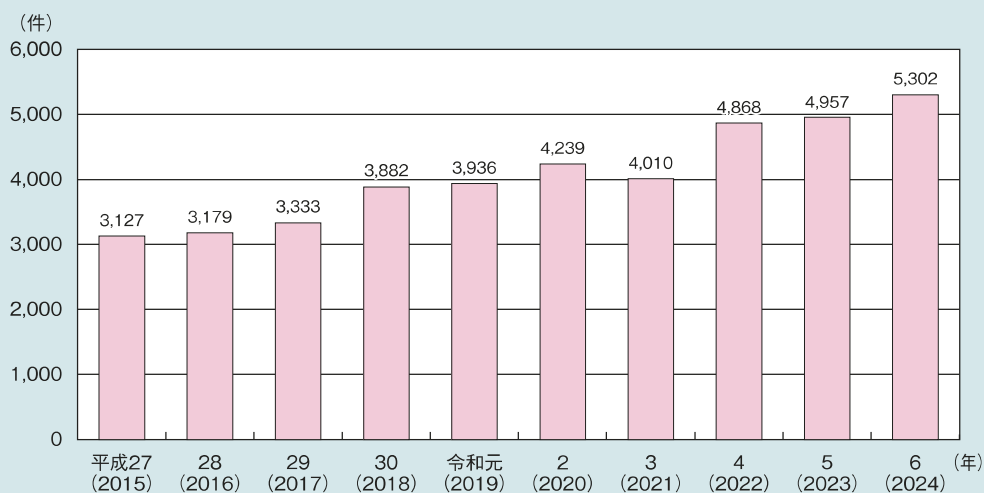
- 令和 7 年 12 月末時点における成年後見制度の利用者数は 25 万 9,901 人で、各類型（成年後見、保佐、補助、任意後見）で増加している。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」
 （注）調査時点は、いずれも各年の 12 月末時点。

図1-2-4-13 東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数

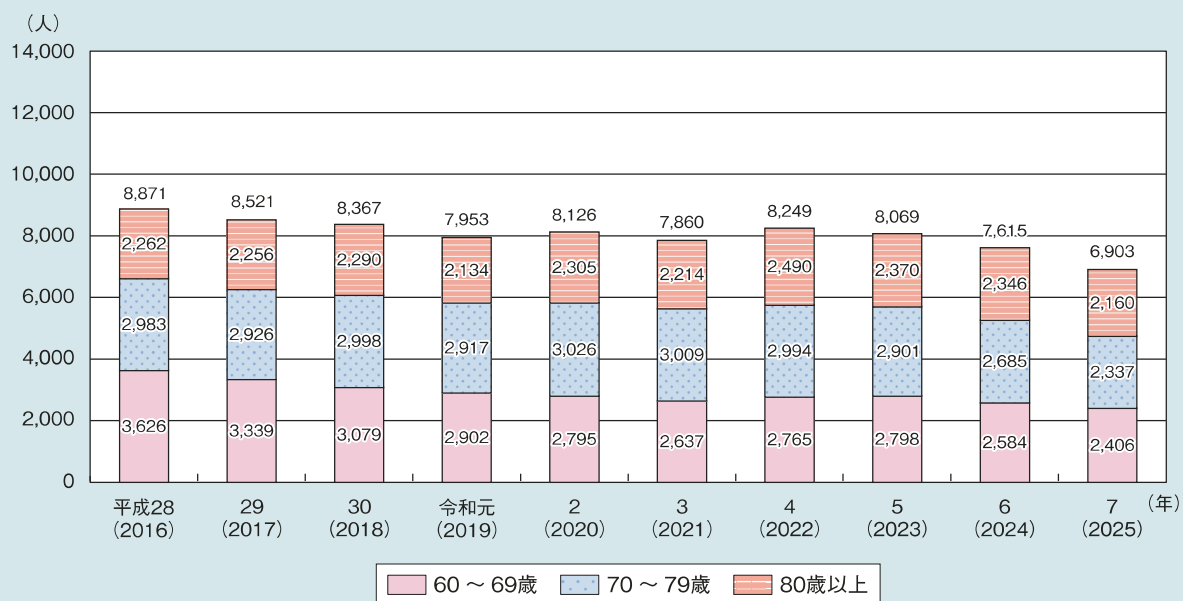
○東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡件数は、増加傾向となっており、令和6年に5,302件となっている。



資料：東京都福祉保健局東京都監察医務院統計による。

図1-2-4-14 60歳以上の自殺者数の推移

○60歳以上の自殺者数を見ると、令和7年は6,903人と前年の7,615人に比べ減少している。年齢階級別に見ると、60～69歳では2,406人、70～79歳では2,337人、80歳以上では2,160人となっており、前年に比べ減少している。

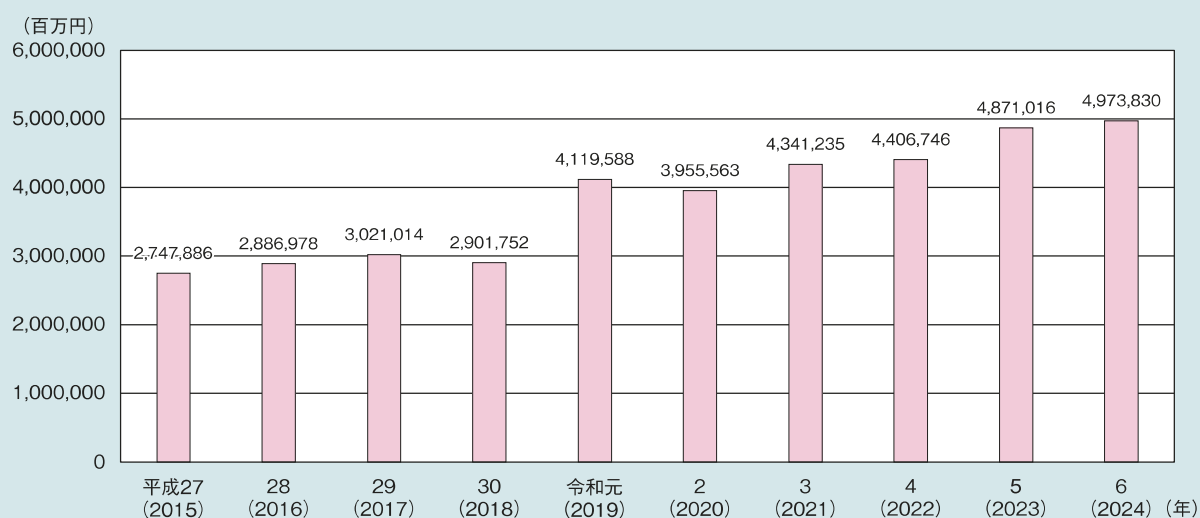


資料：厚生労働省・警察庁「令和7年中における自殺の状況」

5 研究開発等

図 1-2-5-1 医療機器の国内市場規模の推移

○医療機器の国内市場規模の推移を見ると、拡大傾向にあり、令和元年以降は令和2年を除いて4兆円を超えている。



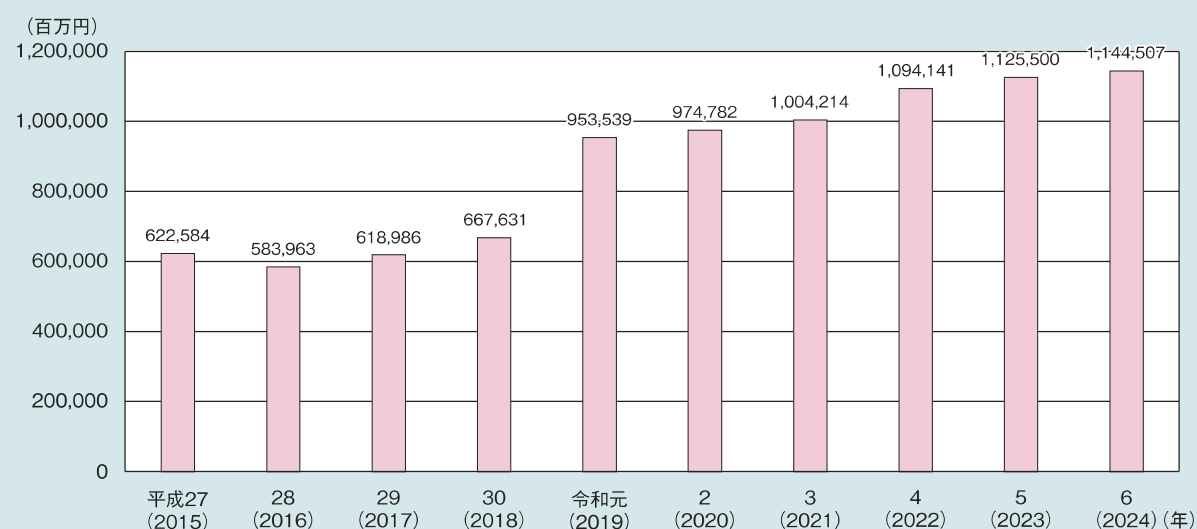
資料：厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」

(注1) 国内市場規模＝生産金額＋輸入品金額－輸出金額

(注2) 薬事工業生産動態統計の調査方法が令和元年から変更となったため、令和元年以降と平成30年以前の数値は単純に比較できない。

図 1-2-5-2 医療機器輸出金額の推移

○医療機器の輸出金額の推移を見ると、増加傾向にあり、令和3年以降1兆円を超えている。



資料：厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」

(注) 薬事工業生産動態統計の調査方法が令和元年から変更となったため、令和元年以降と平成30年以前の数値は単純に比較できない。

第3節 〈特集〉国際比較調査に見る日本の高齢者の生活と意識の特徴

内閣府は、日本の高齢者と諸外国の高齢者の生活や意識を把握するため、昭和55年度より5年ごとに「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」を実施しており、令和7年度で第10回目となる。

「令和7年度高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」（以下この節において「今回調査」という。）では、日本、アメリカ、ドイツ、スウェーデンの60歳以上の男女を対象に、家庭生活、健康や医療・福祉サービス、経済的な暮らし、就労、住宅や生活環境、友人・知人との交流、社会活動、情報収集、生きがいや生活満足度及び今後の高齢社会への対応について調査を行った。なお、今回調査は60歳以上を対象としているが、本特集では65歳以上の高齢者層に焦点を当て、特徴的な傾向を中心にまとめている。また、分析においては統計的に有意な傾向をまとめている。

「令和7年度高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

- ・調査対象国：日本、アメリカ、ドイツ、スウェーデン
- ・調査対象者：各国の60歳以上の男女（施設入所者は除く）
- ・調査時期：令和7年9月中旬～11月上旬
- ・有効回答数：日本1,524人、アメリカ1,104人、ドイツ1,030人、スウェーデン1,093人
- ※65歳以上については、日本1,267人、アメリカ843人、ドイツ766人、スウェーデン955人

※今回調査は、日本では郵送調査法とオンライン調査法の併用、アメリカではオンライン調査法及び電話調査法の併用、ドイツでは調査員による個別面接聴取法、スウェーデンではオンライン調査法で実施した。

※なお、注釈がない限り、調査における回答は単数回答である。

1 生活満足度・生きがいについて

（1）現在の生活に満足しているか

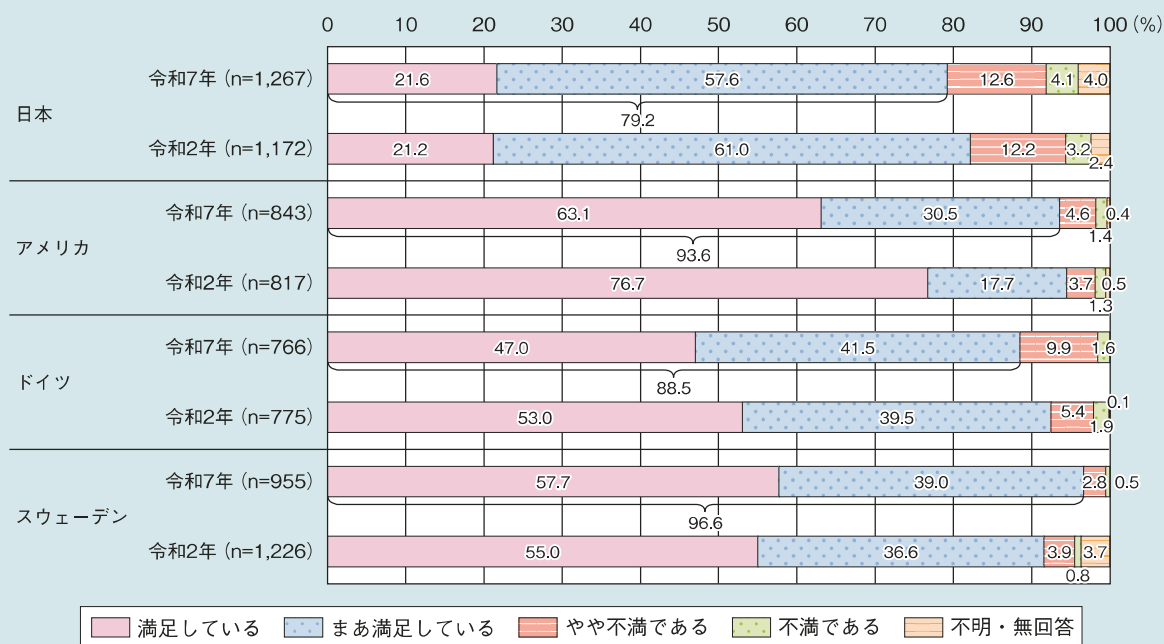
総合的に見て、現在の生活に満足しているか聞いたところ、現在の生活に満足していると回答した割合（「満足している」と「まあ満足している」の計）は、日本79.2%、アメリカ93.6%、ドイツ88.5%、スウェーデン96.6%となっている（図1-3-1）。

（2）どの程度生きがいを感じているか

現在、どの程度生きがい（喜びや楽しみ）を感じているか聞いたところ、生きがいを感じていると回答した割合（「大変感じている」と「多少感じている」の計）は、日本64.0%、アメリカ82.2%、ドイツ63.8%、スウェーデン88.0%となっている。全体で見ると、65歳以上の人の6割以上が生きがい（喜びや楽しみ）を感じていると回答している。

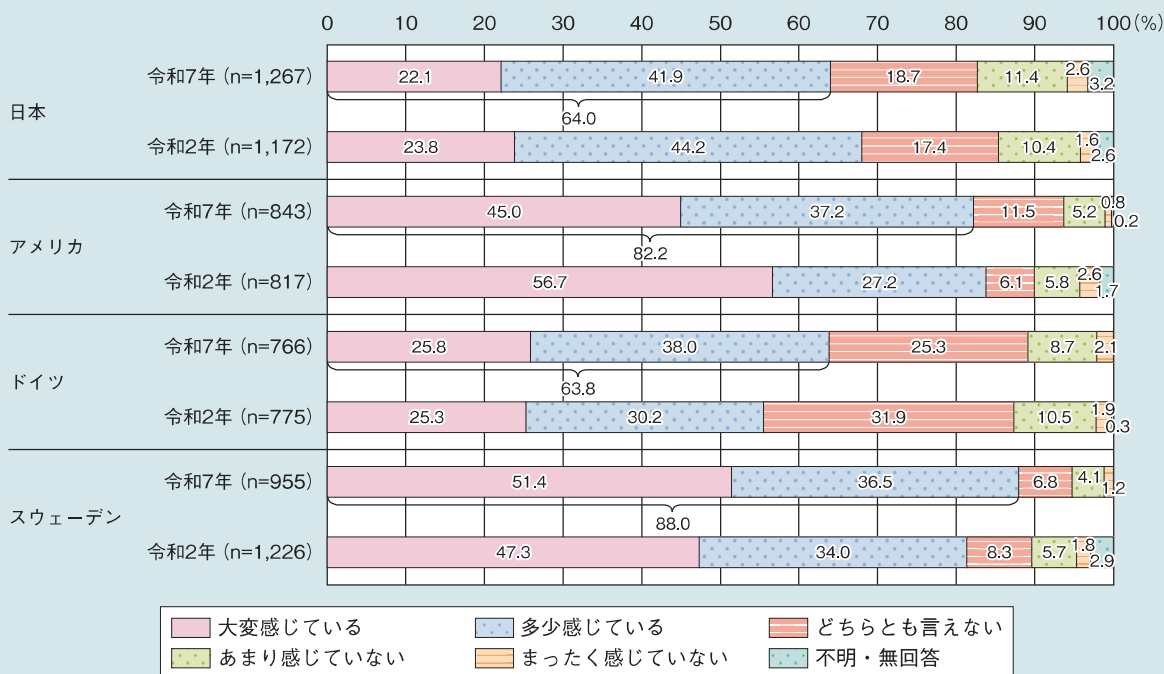
「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査（令和2年度）」（以下この節において「前回調査」という。）と比較すると、日本の割合は減少し、アメリカは横ばい、スウェーデンとドイツは増加している（図1-3-2）。

図 1-3-1 現在の生活に満足しているか



資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

図 1-3-2 どの程度生きがいを感じているか



資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

(3) 生きがいを感じる時について

生きがい（生きていることの喜びや楽しみを実感すること）を感じるのはどのような時かを聞いたところ、日本、ドイツ、スウェーデンは「子供や孫など家族との団らんの時」、アメリカ

では「友人や知人と雑談している時」と回答した割合がそれぞれ最も高かった。

前回調査と比較すると、ドイツでは「友人や知人と雑談している時」、「収入があった時」と回答した割合が増加している（図1-3-3）。

図1-3-3 生きがいを感じる時

(%)

	日本		アメリカ		ドイツ		スウェーデン	
	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年
全体 (n)	1,267	1,172	843	817	766	775	955	1,226
仕事に打ち込んでいる時	17.2	19.6	26.8	44.3	15.4	13.4	9.5	15.3
勉強や教養などに取り組んでいる時	11.7	11.5	38.2	46.3	11.2	13.8	3.1	2.8
趣味やスポーツに熱中している時	41.6	51.1	60.5	73.2	49.5	55.4	44.0	50.1
夫婦団らんの時	28.9	31.5	46.5	49.9	42.2	43.6	54.9	59.4
子供や孫など家族との団らんの時	53.6	55.8	68.1	77.2	72.6	71.9	80.4	77.7
友人や知人と食事（第9回）、雑談している時（第10回）	41.8	45.8	73.9	80.8	68.8	62.1	77.8	66.1
テレビを見たり、ラジオを聞いている時	42.3	49.1	48.8	59.6	45.6	46.2	48.7	62.0
社会奉仕や地域活動をしている時	8.0	8.7	29.9	52.8	17.4	15.5	45.8	32.3
旅行に行っている時	31.7	33.9	51.4	60.0	50.1	49.5	40.4	46.6
他人から感謝された時	21.2	27.5	61.6	81.9	45.3	43.0	56.2	60.8
収入があった時	19.0	20.6	20.2	39.4	27.9	22.1	13.8	17.8
おいしい物を食べている時	47.6	52.4	59.0	76.0	64.5	60.3	62.2	60.7
若い世代と交流している時	9.6	9.2	34.0	68.9	23.4	24.9	32.3	33.9
おしゃれをする時	14.6	16.6	23.3	47.6	28.9	25.9	17.0	25.7
犬や猫などのペットと過ごす時	11.6	13.8	38.1	48.3	18.0	15.7	18.3	20.8
その他	2.0	2.4	2.4	6.1	2.3	2.1	3.8	3.9
わからない	4.5	2.5	1.4	1.3	0.1	1.3	1.8	1.8
不明・無回答	3.2	1.9	0.4	-	-	0.4	-	1.6

資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

（注1）「趣味やスポーツに熱中している時」の前回調査における数値は「趣味に熱中している時」と「スポーツに熱中している時」の選択肢を合算している。

（注2）今回調査「友人や知人と雑談している時」と前回調査「友人や知人と食事、雑談している時」の選択肢で比較している。

（注3）複数回答

2 就労について

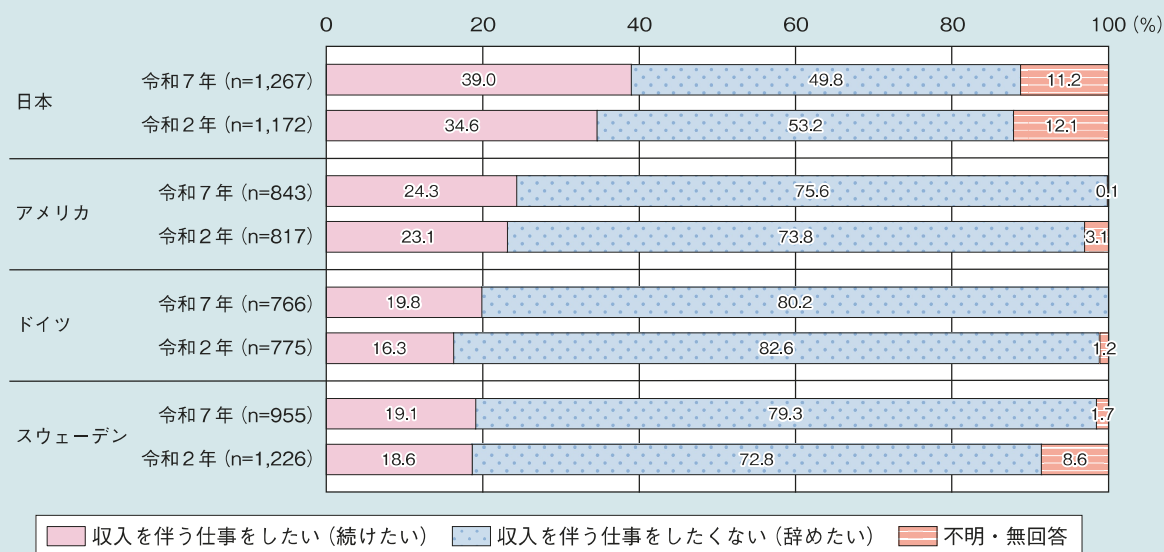
(1) 収入を伴う仕事をしたいと思うか

今後収入を伴う仕事をしたいと思うか（今後も収入を伴う仕事を続けたいと思うか）を聞いたところ、日本を除く国の7割以上が「収入を伴う仕事をしたくない（辞めたい）」と回答している。

一方、「収入を伴う仕事をしたい（続けたい）」と回答した割合は日本39.0%、アメリカ24.3%、ドイツ19.8%、スウェーデン19.1%となっている。

前回調査と比較すると、いずれの国においても「収入を伴う仕事をしたい（続けたい）」と回答した割合が横ばい又は増加している（図1-3-4）。

図 1-3-4 収入を伴う仕事をしたい（続けたい）と思うか



資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

（2）収入を伴う仕事をしたい主な理由

「収入を伴う仕事をしたい（続けたい）」と回答した主な理由については、日本、アメリカ、ドイツは「収入が欲しいから」、スウェーデンは「自分の知識・能力を生かせるから」と回答した割合がそれぞれ最も高くなっている。次に

高い回答割合となっているものを見ると、日本とアメリカは「働くのは体によいから、老化を防ぐから」、ドイツとスウェーデンは「仕事そのものが面白いから、自分の活力になるから」となっている（図 1-3-5）。

図 1-3-5 収入を伴う仕事をしたい主な理由

	日本		アメリカ		ドイツ		スウェーデン	
	令和 7 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 2 年
全体 (n)	494	406	205	189	152	126	182	228
収入がほしいから	48.2	45.3	34.6	28.0	37.5	24.6	16.5	16.2
仕事そのものが面白いから、自分の活力になるから	12.6	17.5	24.4	35.4	35.5	54.8	26.9	41.7
仕事を通じて友人や仲間を得ることができるから	6.1	7.1	1.0	2.1	1.3	0.8	0.5	0.9
働くのは体によいから、老化を防ぐから	25.1	26.8	25.9	25.9	12.5	17.5	16.5	22.4
自分の知識・能力を生かせるから（第10回）	5.7	-	9.8	-	9.9	-	37.9	-
その他	2.4	2.0	3.9	7.9	3.3	2.4	1.6	3.1
不明・無回答	-	1.2	0.5	0.5	-	-	-	15.8

資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

（注1）「自分の知識・能力を生かせるから」は第10回のみ調査。

（注2）収入を伴う仕事をしたい（続けたい）と回答した人に対して質問。

③ 人付き合いについて

(1) 同居の家族以外に頼れる人について

日常のちょっとした困りごと（電球の交換や庭の手入れなど）が、様々な理由で一人ではできなくなった時、同居の家族以外に頼れる人があるかを聞いたところ、各国とも「別居の家族・親族」と回答した割合が最も高くなっており、日本62.1%、アメリカ40.6%、ドイツ

73.9%、スウェーデン59.8%となっている。

「友人」と回答した割合について見ると、高い順に、ドイツ61.0%、アメリカ31.1%、スウェーデン26.2%、日本13.7%となっている。また、「近所の人」と回答した割合については、高い順に、ドイツ52.0%、スウェーデン26.0%、アメリカ25.3%、日本12.9%となっている（図1-3-6）。

図1-3-6 同居の家族以外に頼れる人

		全体 (n)	頼れる人 がいる (※)	別居の家族・親族	友人	近所の人	地域活動団体・ボランティア活動団体 (第10回)	民間サービス事業者 (第10回)	その他	頼れる人 はいない	不明・ 無回答
日本	令和7年	1,267	82.1	62.1	13.7	12.9	3.9	14.1	5.0	15.3	2.6
	令和2年	1,172	80.9	63.2	15.4	16.5	-	-	9.8	16.2	2.9
アメリカ	令和7年	843	72.5	40.6	31.1	25.3	3.4	15.8	5.2	27.5	-
	令和2年	817	84.6	56.4	37.1	34.4	-	-	15.1	14.2	1.2
ドイツ	令和7年	766	95.7	73.9	61.0	52.0	2.1	12.8	2.3	4.2	0.1
	令和2年	775	94.7	74.5	44.5	40.1	-	-	5.0	4.8	0.5
スウェーデン	令和7年	955	78.1	59.8	26.2	26.0	1.8	15.4	3.7	21.7	0.2
	令和2年	1,226	81.1	65.7	23.7	20.3	-	-	7.4	16.6	2.3

資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

(注1) (※) は、「別居の家族・親族」、「友人」、「近所の人」、「地域活動団体・ボランティア活動団体」、「民間サービス事業者」又は「その他」を回答した人の合計の割合。

(注2) 「地域活動団体・ボランティア活動団体」及び「民間サービス事業者」は第10回のみ調査。

(注3) 複数回答

(2) 近所の人との付き合いについて

近所の人とどのような付き合いをしているかを聞いたところ、各国とも「近所の人との付き合いがある」と回答した割合は8割以上となっている。具体的にどのような付き合いをしているかについては、日本、アメリカ、スウェーデンでは「外でちょっと立ち話をする程度」、ドイツでは「お茶や食事を一緒にする」と回答した割合が最も高くなっている。

「相談ごとがあった時、相談したり、相談されたりする」と回答した割合は、高い順に、ド

イツ46.6%、スウェーデン26.9%、アメリカ26.0%、日本15.4%となっている。「病気の時に助け合う」と回答した割合については、高い順に、ドイツ34.3%、アメリカ22.8%、スウェーデン10.4%、日本3.9%となっている。さらに、「近所の人とのつきあいがいい（どれにもあてはまらない）」と回答した割合については、高い順に、日本17.4%、アメリカ8.4%、スウェーデン8.2%、ドイツ5.6%となっている（図1-3-7）。

図 1-3-7 近所の人との付き合い

(%)

	日本		アメリカ		ドイツ		スウェーデン	
	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年
全体 (n)	1,267	1,172	843	817	766	775	955	1,226
近所の人との付き合いがある(※)	81.6	97.9	90.7	99.3	94.4	99.2	91.8	97.7
お茶や食事を一緒にする	12.4	15.4	25.7	27.9	49.9	45.4	29.9	25.8
趣味をともにする	10.6	12.3	12.6	19.7	14.4	16.3	7.3	5.7
相談ごとがあった時、相談したり、相談されたりする	15.4	21.1	26.0	41.6	46.6	43.7	26.9	26.1
家事やちょっとした用事をしたり、してもらったりする	3.8	6.1	10.1	18.8	8.4	5.3	1.0	1.3
病気の時に助け合う	3.9	5.7	22.8	38.3	34.3	29.9	10.4	8.4
物をあげたりもらったりする	40.3	49.5	13.3	28.6	14.2	18.5	15.6	14.2
外でちょっと立ち話をする程度	55.2	64.7	57.9	39.4	41.1	45.3	83.5	88.2
その他	5.5	9.6	3.1	6.0	2.3	2.5	2.3	6.0
近所の人とのつきあいがいい(どれにもあてはまらない)(第10回)	17.4	-	8.4	-	5.6	-	8.2	-
不明・無回答	0.9	2.1	0.8	0.7	-	0.8	-	2.3

資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

(注1) (※) は、「お茶や食事を一緒にする」、「趣味をともにする」、「相談ごとがあった時、相談したり、相談されたりする」、「家事やちょっとした用事をしたり、してもらったりする」、「病気の時に助け合う」、「物をあげたりもらったりする」、「外でちょっと立ち話をする程度」又は「その他」と回答した人の合計の割合。

(注2) 「近所の人とのつきあいがいい(どれにもあてはまらない)」は、第10回のみ調査。

(注3) 複数回答

4 社会活動や社会との関わりについて

(1) ボランティア等の社会活動について

福祉や環境を改善することなどを目的としたボランティア活動その他の社会活動を行っているかを聞いたところ、「社会活動に参加している」と回答した割合は、日本40.9%、アメリカ43.5%、ドイツ27.7%、スウェーデン52.7%となっている。

活動別に見ると、日本とスウェーデンは「地域行事、まちづくり、自治会などの活動」、アメリカとドイツは「宗教・政治活動」と回答した割合がそれぞれ最も高い。

前回調査と比較すると、「社会活動に参加している」と回答した割合は、スウェーデンは増加、日本とドイツは横ばい、アメリカは減少している（図1-3-8）。

図1-3-8 ボランティア等の社会活動を行っているか

	日本		アメリカ		ドイツ		スウェーデン	
	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年
全体 (n)	1,267	1,172	843	817	766	775	955	1,226
社会活動に参加している (※1)	40.9	40.1	43.5	62.5	27.7	30.3	52.7	40.0
社会活動に参加していない (※2)	53.8	53.3	55.2	36.1	72.2	68.9	46.9	52.0
不明・無回答	5.3	6.6	1.3	1.3	0.1	0.8	0.4	8.0
近隣の公園や道路などの清掃等の美化活動	15.9	17.0	4.3	14.3	3.0	2.7	4.3	6.3
地域行事、まちづくり、自治会などの活動	22.1	16.0	11.4	18.0	5.1	5.2	18.0	9.8
環境保全・自然保護活動	1.7	2.8	6.4	20.9	7.0	6.7	6.5	6.9
交通安全や防犯・防災に関する活動	3.6	4.6	1.1	7.5	0.4	0.9	1.8	1.5
子供や青少年の健全育成に関する活動	2.1	3.0	5.2	13.5	2.9	2.6	3.6	1.8
趣味やスポーツ、学習活動などの指導 (第9回)	-	3.0	-	18.6	-	4.4	-	4.6
高齢者や障害者の話し相手や身の回りの世話	2.0	3.0	6.8	14.0	4.8	3.0	5.8	4.8
医療機関や福祉施設等での手伝い・支援活動	1.0	1.8	2.1	7.0	2.0	0.8	2.0	1.3
国際交流・国際支援活動	1.0	0.6	1.8	7.0	1.6	1.5	3.7	3.0
消費者活動 (第9回)	-	0.6	-	6.6	-	0.1	-	0.2
宗教・政治活動	2.9	3.9	27.0	40.4	7.7	8.1	13.5	8.2
自分の趣味や技能などを活かした支援・指導活動	8.0	6.0	8.3	29.1	6.5	10.5	8.2	4.2
その他	4.2	4.3	5.3	5.5	4.4	3.6	15.3	10.5
以前には参加していたが、今は参加していない	16.2	19.6	28.2	17.3	25.2	27.9	19.8	14.8
全く参加したことがない	37.6	33.7	26.9	18.8	47.0	41.0	27.1	37.2

資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

(注1) (※1) は、いずれかの活動の一つ以上回答した人の合計の割合。(※2) は、「以前には参加していたが、今は参加していない」又は「全く参加したことがない」と回答した人の合計の割合。

(注2) 「趣味やスポーツ、学習活動などの指導」及び「消費者活動」は第9回のみ調査。

(注3) 複数回答

(2) 社会活動に参加していない理由

社会活動に現在参加していない人に対し、その理由を聞いたところ、日本は「健康上の理由、体力に自信がない」、アメリカ、ドイツは「関心がない」、スウェーデンは「他にやりたい

ことがある」と回答した割合がそれぞれ最も高かった。

前回調査と比較すると、日本は「関心がない」と回答した割合が上昇している（図1-3-9）。

図1-3-9 社会活動に参加していない理由

(%)

	日本		アメリカ		ドイツ		スウェーデン	
	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年
全体 (n)	682	625	465	295	553	534	448	638
関心がない	20.4	13.4	31.0	32.2	40.9	33.1	25.9	27.7
やりたい活動が見つからない	14.2	13.4	23.2	17.6	13.4	17.0	22.5	19.1
近くに適当な場が見つからない	9.5	9.9	11.4	11.5	8.7	9.6	7.4	7.2
一緒にやる仲間が見つからない	6.9	11.2	11.0	10.5	4.0	3.7	3.8	4.5
家族や周囲の理解が得にくい	0.9	1.1	1.9	5.8	1.1	1.3	0.4	0.6
家族の介護をしている	5.0	6.6	6.9	8.8	9.6	10.1	19.9	19.4
これまでのキャリアにふさわしくない	0.1	0.5	0.6	2.0	0.4	-	-	0.2
他にやりたいことがある	12.2	13.3	27.1	25.8	23.5	23.2	29.0	39.3
時間的・精神的ゆとりがない	17.6	22.1	13.3	19.3	7.2	8.8	13.8	14.4
健康上の理由、体力に自信がない	37.4	37.3	18.7	23.4	28.0	22.8	20.5	20.4
団体内での人間関係がわずらわしい	15.4	17.8	3.9	6.8	2.7	2.4	4.0	3.9
経済的余裕がない	9.8	10.2	8.6	7.5	3.4	2.8	1.1	3.9
その他	11.0	8.3	7.3	27.1	5.4	7.3	7.8	8.6
不明・無回答	0.3	0.5	1.1	3.1	-	1.9	0.4	2.2

資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

（注）複数回答

(3) 利用している情報通信機器

情報収集や情報伝達のために、普段利用している情報通信機器を聞いたところ、日本とドイツは「テレビ」、アメリカとスウェーデンは「スマートフォン」と回答した割合が最も高い。一方、「スマートフォン」、「タブレット」及び「パソコン」の中では、いずれの国においても

スマートフォンの利用割合が最も高く、日本65.0%、アメリカ86.0%、ドイツ71.3%、スウェーデン86.2%となっている。

前回調査と比較すると、いずれの国も、「スマートフォン」と回答した割合が上昇しており、「固定電話」と回答した割合が減少している（図1-3-10）。

図1-3-10 利用している情報通信機器

(%)

	日本		アメリカ		ドイツ		スウェーデン	
	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年
全体 (n)	1,267	1,172	843	817	766	775	955	1,226
利用している情報通信機器がある(※)	94.2	87.9	98.5	99.5	99.3	99.7	99.6	86.5
固定電話	49.6	59.7	30.1	67.8	69.8	89.3	7.5	24.6
ファックス	17.7	19.4	2.8	12.6	2.2	7.1	0.5	2.8
テレビ	79.7	79.5	77.9	80.7	82.0	92.5	82.0	79.9
ラジオ	34.9	36.5	45.0	53.4	68.4	82.7	69.2	65.0
携帯電話	40.2	42.7	6.4	18.8	13.3	24.3	14.8	30.7
スマートフォン	65.0	40.9	86.0	58.8	71.3	59.2	86.2	55.5
タブレット	14.3	10.2	45.4	38.8	27.5	24.5	53.3	42.1
パソコン	33.6	29.1	60.5	61.7	38.3	41.5	65.1	50.2
インターネット接続ゲーム機	5.8	5.3	2.1	11.0	1.3	1.0	2.0	6.5
その他	1.8	1.5	1.3	2.8	3.5	1.3	1.4	1.7
いずれも利用していない(第10回)/この中がない(第9回)	1.7	0.6	0.5	0.1	0.7	0.3	-	0.1
不明・無回答	4.0	11.5	1.1	0.4	-	-	0.4	13.5

資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

(注1) (※) は、いずれかの情報通信機器を1つ以上回答した人の合計の割合。

(注2) 複数回答

(4) 情報通信機器を使って、どのようなことをするか

情報通信機器を使って、どのようなことをするか聞いたところ、各国の65歳以上の8割から9割が「携帯電話・スマートフォンで家族・友人などと連絡をとる（携帯電話のメールを含む。）」と回答しており、最も高い割合となっている。また、スウェーデンを除く国では、「インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする」が次いで高くなっている。

「ネットバンキングや金融取引（証券・保険取引など）をする」と回答した割合について

は、高い順に、スウェーデン94.2%、アメリカ73.9%、ドイツ31.7%、日本10.0%、「行政の手続きをインターネットで行う（電子政府・電子自治体）」と回答した割合については、高い順に、スウェーデン71.4%、アメリカ33.7%、ドイツ26.1%、日本9.2%となっており、いずれも日本が他国と比べて割合が低くなっている。

前回調査と比較すると、いずれの国においても、「SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE、Instagramなど）を利用する」と回答した割合は上昇している（図1-3-11）。

図1-3-11 情報通信機器の利用状況

	日本		アメリカ		ドイツ		スウェーデン	
	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年	令和2年
全体 (n)	1,267	1,172	843	817	766	775	955	1,226
ファックスで家族・友人などと連絡をとる	5.7	9.1	4.2	8.4	6.8	7.2	2.8	5.1
パソコンの電子メールで家族・友人などと連絡をとる	11.4	14.4	72.1	61.7	37.6	38.1	67.9	48.7
携帯電話・スマートフォンで家族・友人などと連絡をとる(携帯電話のメールを含む。)	84.1	75.7	90.3	79.6	80.9	76.0	91.3	88.1
インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする	37.5	28.3	80.4	61.4	58.0	51.4	84.2	64.4
SNS (Facebook, X (旧Twitter), LINE, Instagramなど) を利用する	16.9	10.7	61.3	41.1	45.0	20.0	68.4	49.4
ホームページやブログへの書き込みまたは開設・更新をする	1.3	1.9	19.1	24.0	4.0	4.8	18.3	13.1
ネットバンキングや金融取引(証券・保険取引など)をする	10.0	6.7	73.9	43.7	31.7	29.0	94.2	69.2
行政の手続きをインターネットで行う(電子政府・電子自治体)	9.2	5.7	33.7	31.5	26.1	16.3	71.4	31.2
オンライン診療(第10回)	0.3	-	20.4	-	7.2	-	22.2	-
ゲーム(第10回)	8.8	-	26.8	-	7.4	-	17.3	-
いずれも使わない	8.8	14.6	1.3	10.6	11.0	16.4	0.2	2.7
不明・無回答	4.2	5.8	0.1	0.6	-	0.6	-	2.9

資料：内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

(注1)「オンライン診療」及び「ゲーム」は第10回のみ調査。

(注2) 複数回答

(5) 新しく得たいと思う知識やスキル

新しく得たいと思う知識やスキルについて聞いたところ、「特になし」を除き、日本とアメリカは「趣味・教養に関する知識・スキル」、ドイツは「健康・福祉・介護に関する知識・スキル」、スウェーデンは「デジタルスキル（パソコン、スマートフォン、SNSの使い方など）」

に関する知識・スキル」と回答した割合がそれぞれ最も高くなっている。

「デジタルスキル（パソコン、スマートフォン、SNSの使い方など）」については、全ての国において約3割の回答となった（図1-3-12）。

図1-3-12 新しく得たいと思う知識やスキル

(%)

	日本 令和7年	アメリカ 令和7年	ドイツ 令和7年	スウェーデン 令和7年
全体 (n)	1,267	843	766	955
新しく得たい知識やスキルがある(※)	70.3	71.2	58.7	71.9
地域活動・ボランティア活動に関する知識・スキル	7.2	21.6	7.8	10.7
健康・福祉・介護に関する知識・スキル	30.5	13.8	30.0	26.3
育児・保育に関する知識・スキル	0.6	3.2	2.2	1.8
趣味・教養に関する知識・スキル	31.8	38.3	20.4	21.0
料理などの日常生活に関する知識・スキル	24.5	24.6	14.4	13.0
資産運用に関する知識・スキル	9.9	19.1	4.3	15.7
デジタルスキル（パソコン、スマートフォン、SNSの使い方など）に関する知識・スキル	30.4	34.0	29.8	35.5
防災や災害時の対応方法（避難場所情報、備蓄方法など）に関する知識・スキル	21.3	20.8	9.1	29.6
その他	2.4	3.7	1.8	7.3
特になし	26.4	27.6	41.3	26.3
不明・無回答	3.2	1.2	-	1.8

資料：内閣府「令和7年度高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）」

(注1) (※) は、いずれかの知識やスキルを1つ以上回答した人の合計の割合。

(注2) 複数回答

5 まとめ

生活満足度に関しては、日本の65歳以上の人の約8割が「現在の生活に満足している」と回答している。また、生きがい（喜びや楽しみ）に関しては、日本は6割以上が「生きがいを感じている」と回答している。

今後の就労意欲について見ると、日本を除く国では65歳以上の人の7割以上が「収入を伴う仕事をしたくない（辞めたい）」と回答している一方で、日本の65歳以上の人の約4割は「収入を伴う仕事をしたい（続けたい）」と回答しており、日本の高齢者の就労意欲の高さが現れている。また、収入を伴う仕事をしたい（続けたい）と回答した理由についても、「収入がほしいから」のほか、「働くのは体によいから、老化を防ぐから」などの回答も見られる。我が国においては今後も更に人口の高齢化が進展していくと見込まれている中、高齢者に対して、多様なニーズに対応した就業機会の提供を図ることが大切である。

次に、人付き合いについて見る。

同居の家族以外に頼れる人については、各国とも「別居の家族・親族」と回答した割合が最も高くなっている。他方で、「友人」や「近所の人」など、家族以外の回答について見ると、日本の回答割合は他国に比べて最も低い水準となっている。

同様に、近所の人との付き合い方については、各国とも、65歳以上の人の8割以上の人が「近所との付き合いがある」と回答している一方で、日本は「相談ごとがあった時、相談したり、相談されたりする」又は「病気の時に助け合う」と回答した割合が他国に比べて最も低

く、日本の「近所とのつきあいがいい（どれにも当てはまらない）」と回答した人の割合は最も高い水準となっている。

最後に、社会活動や社会との関わりについて見る。

社会活動について見ると、社会活動に参加していると回答した日本の65歳以上の人の割合は前回調査と比べて横ばいになっている一方で、社会活動に参加しない理由については、「関心がない」と回答した割合は他の3か国に比べて低い水準となっている。また、「やりたい活動が見つからない」、「近くに適切な場が見つからない」又は「時間的・精神的ゆとりがない」と回答した割合が一定程度存在することを踏まえると、そうした人が地域の社会活動等の情報を一元的に把握できる仕組みづくりや、それぞれのニーズや関心、制約などを踏まえながらも、気軽に参加できるように、地域の活動を設計・デザインすることが重要であると考えられる。

また、普段利用している情報通信機器については、前回調査と比較すると、いずれの国も「スマートフォン」と回答した割合が上昇しており、高齢者のデジタル機器の利用が進んでいる状況がうかがえるが、活用状況を具体的に見ると、「ネットバンキングや金融取引（証券・保険取引など）をする」、「行政の手続きをインターネットで行う（電子政府・電子自治体）」と回答した割合については、日本の65歳以上の人は他国に比べて軒並み低い水準となっている。他方で、新しく得たいと思う知識やスキルとして、日本を含めいずれの国も約3割の人がデジタルスキルを挙げていることも踏まえつつ、デジタルリテラシーの向上やデジタル・デバイドの解消に向けた一層の取組が求められる。

第2章

令和7年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

1 高齢社会対策基本法

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、高齢社会対策基本法に基づいている。同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとり高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境等について国が講ずべき施策を規定している。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

2 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。

3 高齢社会対策大綱

(1) 基本的考え方

令和6年9月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」（以下本節において「大綱」という。）では、「我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し」、「少子化の影響等により高齢化率は引き続き上昇を続け」、「高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は2040年（令和22年）までに約1,200万人減少することが見込まれており、労働力不足や経済規模の縮小等の影響が懸念されるとともに、地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される」中、「約20年間で、平均寿命は男女共に約3歳延伸し」、「医学的にも、様々な科学的根拠を基に高齢者の体力的な若返りが指摘され」、「65歳以上の就業者数は20年連続で前年を上回って過去最高となり、就業意欲の高まりもみられている」としている。これらを踏まえ、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性が高まる一方、今後一人暮らしの高齢者や認知機能が低下する人等の更なる増加等が見込まれるとともに、人と人とのつながりの希薄化や、望まない孤独・孤立に陥るリスクの高まりも懸念されており、地域社会のつながりや支え合いによる包摂的な社会の構築が求められるといった高齢社会をめぐる様々な変化が急速に進んでおり、これらの変化に伴う社

会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築していくため、以下の3つの基本的考え方にのっとり、高齢社会対策を推進することとしている。

- ① 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築
 - ・高齢期における就労や社会活動等多様な活躍の機会が得られる環境の整備
 - ・若年世代における労働生産性の向上を図る
- ② 一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築
 - ・高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるよう地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮できるような体制づくりや制度整備
 - ・幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備し地域のセーフティネット機能を高める
- ③ 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築
 - ・高齢期におけるそれぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備や社会システムの構築

(2) 分野別の基本的施策

高齢社会対策の推進の基本的考え方を踏まえ、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際展開等の5つの分野で、基本的施策に関する指針を次のとおり定めている。

① 「就業・所得」

年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備、公的年金制度の安定的運

営、高齢期に向けた資産形成等の支援を図ることとしている。

② 「健康・福祉」

健康づくりの総合的推進、持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実、持続可能な高齢者医療制度の運営、認知症施策の総合的かつ計画的な推進、がん対策の推進、人生の最終段階における医療・ケアの体制整備、身寄りのない高齢者への支援、支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進、加齢による難聴等への対応を図ることとしている。

③ 「学習・社会参加」

加齢に関する理解の促進、高齢期の生活に資する学びの推進、地域における社会参加活動の促進を図ることとしている。

④ 「生活環境」

豊かで安定した住生活の確保、高齢社会に適したまちづくりの総合的推進、金融経済活動における支援、消費者被害の防止、認知機能の変化に応じた交通安全対策、情報アクセシビリティの確保、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化、高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策、成年後見制度の利用促進を図ることとしている。

⑤ 「研究開発・国際展開等」

高齢社会に資する研究開発等の推進、健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信を図ることとしている。

(3) 推進体制等

高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策会議において、大綱のフォローアップ等重要事項の審議等を行うこととしている。

また、高齢社会対策の推進に当たっては、基本的考え方を踏まえ、様々な施策分野にわたる

高齢社会対策を総合的に講じていくため、以下の点に留意することとしている。

- ① 内閣府、厚生労働省その他の地方公共団体を含む関係行政機関の間において緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- ② 大綱を実効性のあるものとするため、各分野において「数値目標」及び「参照指標」を示すこと。また、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼される施策を推進すること。
- ③ 「数値目標」とは、高齢社会対策として分野別の各施策を計画的かつ効果的に進めていくに当たっての目標として示すものであること。短期的な中間目標として示すものについては、その時点の達成状況を踏まえ、一層の推進を図ること。「参照指標」とは、我が国の高齢社会の状況や政策の進捗を把握し、課題の抽出、政策への反映により、状況の改善、展開を図るためのものであること。
- ④ エビデンスに基づく政策形成の推進を図ること。このため、高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析・評価を行うとともに、これらの情報を国民に提供すること。
- ⑤ 施策の推進状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築を図ること。
- ⑥ 高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協力を得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。
- ⑦ 地方公共団体において、地域の企業・団体、NPO、個人等の多様な主体との連携を密にし、地域の特性を活かしたきめ細かな施策の展開ができるよう後押しすること。

なお、大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格に鑑み、経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要なと認めるときに、見直しを行うこととしている。

4 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策は、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際展開等という広範な施策にわたり、着実な進展を見せている。一般会計予算における関係予算を見ると、令和7年度においては24兆9,285億円となっている。これを分野別に見ると、就業・所得分野14兆1,589億円、健康・福祉分野10兆7,285億円、学習・社会参加分野31億円、生活環境分野368億円、研究開発・国際展開等分野12億円となっている。

5 総合的な推進のための取組

(1) 全世代型社会保障制度の構築に向けて

「全世代型社会保障構築会議報告書」（令和4年12月）において示された全世代型社会保障の基本理念、改革の方向性及びその後の状況の変化を踏まえつつ、働き方に中立的な社会保障制度等の構築、医療・介護制度等の改革、「地域共生社会」の実現に向けて取り組むべき課題を、「時間軸」に沿ってより具体化・深化させた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月閣議決定）に沿った取組を進めるため、令和7年度においては、6月に全世代型社会保障構築会議を、11月に全世代型社会保障構築本部を開催し、取組の検討状況のフォローアップを行った。また、これまでの政党間での協議を尊重しつつ、国民の受

益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」について、国民の皆様にも見える形で、丁寧かつスピード感をもって検討を進めるため、令和8年2月には、政府と一定の共通理解を持つ政党が共同で、社会保障国民会議を立ち上げた。

（2）ユニバーサル社会の実現に向けて

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律に基づき、令和6年度に政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を令和7年8月に取りまとめ、公表した。

第2節 分野別の施策の実施の状況

1 就業・所得

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

① 高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進

- 職業訓練の実施や職業能力の「見える化」を推進した。
- 高齢期を見据えたキャリア形成支援を推進するため、労働者のキャリアプラン再設計や企業内の取組を支援するキャリア形成・リスキリング推進事業において、労働者等及び企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした総合的な支援を実施した。
- 労働者個人の主体的な能力開発をより一層支援するため、令和7年10月より、雇用保険被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金及び雇用保険被保険者ではない等の要件を満たす者が教育訓練を受講する場合に教育訓練費用と教育訓練期間中の生活費を融資するリ・スキリング等教育訓練支援融資を創設した。
- 都道府県単位で組織される地域職業能力開発促進協議会において、前年度に実施した公的職業訓練の分析結果を踏まえ、今後の課題を協議した。また、協議会の下に設置されたワーキンググループを活用し、訓練効果の把握・検証を行い、訓練内容の改善に取り組んでいる。
- 生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施

等を行い、履修形態の柔軟化等を図り、社会人の受入れを促進した。

- 大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に還元し、履修証明プログラムや公開講座を実施する等の高度な学習機会を提供することを促進した。
- 高等教育段階の学習機会の多様な発展に寄与するため、短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校等修了者で、大学における科目等履修生制度等を利用し一定の学習を修めた者については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「大学改革支援・学位授与機構」という。）において審査の上、「学士」の学位授与を行っている。
- 放送大学においては、テレビ・ラジオ放送やインターネット等の身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供した。

② 企業等における高齢期の就業の促進

ア 知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保

- 高年齢者雇用安定法で義務付けられた高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対して、公共職業安定所による指導等を実施した。また、同法において、事業主に対する70歳までの就業機会確保が努力義務とされていることを踏まえ、適切な措置の実施に向けた事業主への周知啓発を行うとともに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）の70歳雇用推進プランナー等により、高年齢者就業確保措置に関する技術的事項についての相談・助言を行った。
- 労働施策総合推進法に基づき、労働者の一

人一人により均等な働く機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行った。

- 企業における高年齢者の雇用を推進するため、65歳以上の年齢への定年延長や66歳以上の年齢への継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入を行う事業主、高年齢者の雇用管理制度の見直し又は導入等や高年齢の有期雇用労働者を無期雇用労働者に転換する事業主に対する助成措置や相談援助による支援を実施した。特に、継続雇用延長・定年引上げに係る具体的な制度改善提案を実施し、企業への働きかけを行った。
- 日本政策金融公庫（中小企業事業）の融資制度（地域活性化・雇用促進資金）において、エイジフリーな勤労環境の整備を促進するため、60歳以上の者等の雇用等を行う事業者に対しては当該制度の利用に必要な雇用創出効果の要件を2名以上の雇用創出から1名以上の雇用創出に緩和する措置を実施した。
- 地域における高齢者の就業促進に当たり、地方公共団体の意向を踏まえつつ、都道府県労働局と地方公共団体が一体となって地域の雇用対策に取り組むための雇用対策協定の活用を図った。
- 改正労働安全衛生法に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」を令和8年2月に公表した。また、中小企業等に対し、エイジフレンドリー補助金による支援や労働災害防止団体による個別事業場支援の利用勧奨を行い、高年齢者の安全衛生対策を推進した。
- 国家公務員については、定年を段階的に引き上げて65歳とすることとされており、シ

ニア職員の具体的な職務付与や若年層等の職員との職務分担、貢献意欲の向上策等について、「国家公務員の定年引上げに向けた取組指針」（令和4年3月人事管理運営協議会決定）を踏まえた取組を進めた。また、定年の段階的な引上げ期間中の経過措置として、暫定再任用制度を活用し、定年退職者等のうち希望者を、公的年金の支給開始年齢まで原則再任用する等の措置を講じた。

- 地方公務員についても、国家公務員と同様に定年を段階的に引き上げることとされており、高齢期職員の具体的な職務付与、モチベーション維持のための取組、周囲の職員も含めた職場環境の整備等に取り組むとともに、定年の段階的な引上げ期間中の経過措置として、定年退職等する職員が再任用を希望する場合、公的年金の支給開始年齢まで原則再任用するなど、定年引上げの適切かつ円滑な運用に向けて、必要な助言等を行った。

イ ゆとりある職業生活の実現等

- 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法及び「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）に基づき、時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとして労使の自主的な取組を促進する施策を推進した。具体的には、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、連続休暇を取得しやすい時季における集中的な広報などによる年次有給休暇の取得促進や、勤務間インターバル制度を導入する際に参考となる業種別マニュアルの作成・周知やシンポジウムの開催などを通じた制度の導入促進等を行った。

③ 高齢期のニーズに応じた多様な就業等の機会の提供

ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

- 地域における高年齢者の多様な雇用・就業機会の創出を図るため、地方公共団体を中心とした協議会が行う高年齢者の就労支援の取組と地域福祉・地方創生等の取組を一体的に実施する生涯現役地域づくり環境整備事業を実施し、先駆的なモデル地域の取組の普及を図った。
- 定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズに応じ、就業機会を確保・提供し、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進等を図るシルバー人材センター事業について、各シルバー人材センターにおける就業機会の確保及び会員拡大等の取組への支援を行うとともに、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高年齢者の就業を促進する高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を実施した。
- シルバー人材センターでは、概ね月10日程度又は週20時間を超えない業務を取り扱っているが、多様化する高年齢者のニーズに対応するため、令和8年1月末までに761地域において都道府県知事が業種・職種及び地域を指定し、派遣及び職業紹介の働き方において就業時間の要件緩和がなされた。
- 組合員が出資し、意見反映を通じ自ら事業に従事することを基本原理とする労働者協同組合について、セミナー等による周知広報や、5都道府県におけるモデル事業の実施を通じ、制度の活用促進を図った。
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するための規定等が

整備されたパートタイム・有期雇用労働法に基づき、同法違反が認められる企業に対しては是正指導を行い、法違反に当たらないものの改善に向けた取組が望まれる企業に対しては、具体的な助言を行いつつ、支援ツール等を活用して企業の制度等を見直すよう促すなど、同法の着実な履行確保を図った。

- 労働政策審議会同一労働同一賃金部会において、同一労働同一賃金の施行状況等を踏まえた制度見直しの検討を行い、報告を取りまとめた。
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月閣議決定）等に基づき、労働基準監督署と都道府県労働局が連携し、同一労働同一賃金の更なる遵守の徹底に向けた取組を行った。
- 企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理等の専門家による無料の個別相談支援やセミナー等を実施した。
- 職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」制度導入支援セミナーや「多様な働き方の実現応援サイト」での好事例の周知、「多様な正社員」制度を導入・整備しようとする企業への社会保険労務士等による導入支援等を行った。
- 高齢者を含め多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営について、経営陣の考え方や具体的取組方法等を示した「企業の競争力強化のためのダイバーシティ経営（ダイバーシティレポート）」（令和7年4月公表）や各種支援ツールの活用促進、企業事例の調査・普及等を通じ、企業における取組を促進した。
- 副業・兼業については、「副業・兼業の促

進に関するガイドライン」等の周知を実施するとともに、公益財団法人産業雇用安定センター（以下「産業雇用安定センター」という。）において、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供する副業・兼業に関する情報提供モデル事業を実施し、副業・兼業への取組の拡大を図った。

（イ）情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及

- 適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着支援を図るため、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口での相談対応や、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月改訂）の周知、中小企業事業主に対するテレワーク勤務制度導入への助成等を行った。
- 事業主を対象としたセミナー等の開催、中小企業を支援する団体と連携した全国的なテレワーク導入支援体制の構築、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、「テレワーク月間」等の広報、「中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引

き（チェックリスト）」の周知等により、テレワークの定着・促進を図った。また、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握を行った。

イ 高齢者等の再就職の支援・促進

- 求職活動支援書の交付を希望する高年齢離職予定者に対して必ず事業主が交付するよう公共職業安定所において指導・助言を行った。求職活動支援書の作成に当たってジョブ・カードを活用することが可能となっていることから、その積極的な活用を促した。
- 主要な公共職業安定所において高年齢求職者を対象に職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な者に対する就労支援チームによる支援及び職場見学、職場体験等を行った。
- 常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主に対する助成措置（トライアル雇用助成金）や、高年齢者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置（特定求職者雇用開発助成金）を実施した（表2-2-1）。

表2-2-1 高齢者雇用関係助成金制度の概要

トライアル雇用助成金	・ 常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主に対して助成
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	・ 高年齢者（60歳以上）等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部を助成
65歳超雇用推進助成金	・ 65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う事業主、高年齢者の雇用管理制度の導入又は見直し等や高年齢の有期雇用労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成

資料：厚生労働省

- 再就職が困難である高年齢者等の円滑な労働移動を強化するため、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）により、離職を余儀なくされる高年齢者等の再就職を民間の職業紹介事業者に委託した事業主に対して助成措置を実施したほか、早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）により、高年齢者等を早期に雇い入れるとともに、前職よりも賃金を5%以上上昇させた事業主に対して助成措置を実施した。
- 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）により中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で、45歳以上の中高年齢者の中途採用率等を拡大させるとともに、当該45歳以上の中高年齢者の賃金を前職よりも5%以上上昇させた事業主に対して、助成措置を実施した。
- 高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業を産業雇用安定センターにおいて実施し、高年齢者の就業促進を図った。

ウ 高齢期の起業の支援

- 日本政策金融公庫において、高齢者等を対象に優遇金利を適用する融資制度により開業・創業の支援を行った。

(2) 公的年金制度の安定的運営

ア 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に対応した年金制度の構築

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の

拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、令和7年6月に令和7年年金改正法が成立した。

イ 年金制度等の分かりやすい情報提供

- 令和7年年金改正法の内容や対象者、改正の効果等について、視覚的に分かりやすく図解した資料や、年金を受給しながら働く高齢者に関係する在職老齢年金制度の見直しに関するチラシを作成し、厚生労働省ホームページに掲載した。
- 若年層に年金について考えるきっかけとしてもらうため「学生との年金対話集会」を全国各地の大学等で開催した。さらに、全国家庭科教育協会の教員と連携し、利用者の働き方等に対応した将来受け取る年金額の見通しを「見える化」する公的年金シミュレーターを用いた学生参加型の新たな年金対話集会の試行的な授業を行った。
- 公的年金シミュレーターについて、障害年金及び個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という。）の試算機能を追加する改修を行い、動画等による周知・広報を行った。
- 老後の生活設計を支援するため、年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げを踏まえた年金額増額のイメージ等を、ねんきん定期便において分かりやすく通知した。

(3) 高齢期に向けた資産形成等の支援

ア 資産形成等の促進のための環境整備

- 勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な財産形成を促進した。
- 企業年金・個人年金については、令和7年年金改正法において、iDeCoの加入可能年齢の上限を70歳になるまでに引き上げること

や、企業年金の運用の見える化等の措置を講ずることとした。また、「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月閣議決定）を踏まえ、iDeCoの拠出限度額の引上げ等について、必要な法令改正等を行った。

- iDeCoの更なる普及を図るため、各種広報媒体を活用した周知・広報を行った。
- 退職金制度については、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進のための周知等を実施した。
- 少額投資非課税制度（以下「NISA」という。）について、「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月閣議決定）において、つみたて投資枠対象商品の要件を緩和し、債券中心の投資信託を拡充するなどの措置を講じることとされたことを受け、関係法令の整備等を行った。また、NISAの分かりやすさを追求したガイドブック等の活用や、新しいNISAの活用を含む安定的な資産形成を目的としたイベント・セミナーの開催等により、適切な周知・広報を行い、NISAの利用の促進を図った。

イ 資産の有効活用のための環境整備

- 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）において、高齢者が住み替え等のための住生活関連資金を確保するために、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及を促進した。
- 低所得の高齢者世帯が安定した生活を送れるようにするため、各都道府県社会福祉協議会において、一定の居住用不動産を担保として、世帯の自立に向けた相談支援に併せて必要な資金の貸付けを行う不動産担保型生活資金の貸与制度を実施した。

2 健康・福祉

（1）健康づくりの総合的推進

① 生涯にわたる健康づくりの推進

- 健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現するため、令和6年度から、「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」（以下「健康日本21（第三次）」という。）を開始し、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け取り組んでいる。
- 企業、団体、地方公共団体等と連携し、健康づくりについて取組の普及啓発を推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」を実施した。
- 健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が健康増進法に基づき実施している健康教育、健康診査、訪問指導等の健康増進事業について一層の推進を図った。
- 「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）に基づき、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプランである「こどもまんなか実行計画2025」（令和7年6月こども政策推進会議決定）を策定した。
- 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の着実な実施や、データヘルス計画に沿った取組等、加入者の予防・健康づくりの取組を推進するとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防の先進的な事例の横展開等を実施した。
- いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化に

つながる取組を推進した。

- 高齢期の健全な食生活の実現にも資するよう、「第4次食育推進基本計画」（令和3年3月食育推進会議決定）に基づき、多世代交流等の共食の場の提供や栄養バランスに優れた日本型食生活の実践に向けたセミナーの開催等の食育活動を支援するとともに、大人を対象に食や農への理解醸成と行動変容を促す「大人の食育」等の取組を推進した。
- 高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、リハビリテーション専門スタッフを配置した。
- 散歩や散策による健康づくりにも資する取組として、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を目指す「かわまちづくり」の推進を図った。
- 国立公園等においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等について、ユニバーサルデザイン化や、利用者の利便性を高めるための情報発信の充実等を推進し、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場を提供した。

② 介護予防の推進

- 住民が主体となって高齢者の介護予防に資する活動を行う通いの場における取組を中心とした一般介護予防事業等を推進しているほか、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施している。
- 地方公共団体において、「第9期介護保険事業（支援）計画」を踏まえた取組が円滑に進められるよう、担当者会議や研修会等を実施することで地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進した。

（2）持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実

① 地域包括ケアシステム構築の深化・推進

- 「第9期介護保険事業（支援）計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組や、介護人材の確保や介護現場の生産性向上に向けた取組を推進した。
- 令和9年4月から始まる「第10期介護保険事業（支援）計画」に向けて、社会保障審議会介護保険部会にて議論し、令和7年12月に意見を取りまとめた。また、これを踏まえて必要な法改正等の検討を進めた。
- 令和5年5月に成立した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、医療介護での情報連携基盤の整備について、検討を進めた。
- 医療介護総合確保推進法に基づき各都道府県に創設された消費税増収分を財源とする地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療・介護サービスの提供体制の整備等のための地域の取組に対して支援を行った。
- 医療介護総合確保推進法の下で、在宅医療・介護の連携推進に係る事業は、介護保険法の地域支援事業に位置付け、市町村が主体となって地域の医師会等と連携しながら取り組むこととされており、全ての市町村で、地域の実情を踏まえつつ、医療・介護関係者の研修や地域住民への普及啓発等の取組が実施されている。また、在宅医療・介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みを構築できるよう、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第176号）によ

り、在宅医療・介護の連携推進に取り組んでいる。

- 令和6年度からの第8次医療計画においては、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する等、今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進めることとした。

② 必要な介護サービスの確保

- 地域包括ケアシステムの実現を目指すため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行った。地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、全国の地方公共団体に「地域ケア会議」の普及・定着を図るため、市町村に対し、「地域ケア会議」の開催に係る費用に対して、財政支援を行った。
- 地域の実情に応じた介護人材確保の取組を支援するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」、「資質の向上」及び「労働環境・処遇の改善」に向けた都道府県の取組を支援した。
- 介護福祉士修学資金等貸付事業については、令和7年度補正予算において、貸付原資の積み増しを行った。
- 介護職の魅力及び社会的評価の向上や、他業種で働いていた方等が介護職に就職する際の支援、人材育成のための様々な研修受講支援、外国人介護人材の受入環境整備等の介護分野への更なる参入促進に向けた取組を行った。
- 介護分野の処遇改善については、令和6年度の介護報酬改定の措置が最大限活用される

よう、処遇改善加算の取得要件の弾力化を行うなど、処遇改善加算の取得促進に取り組むとともに、令和6年度補正予算における介護人材確保・職場環境改善等事業を通じて、介護分野における更なる賃上げ支援を行った。また、令和7年度補正予算において、介護職員等の賃上げ・職場環境改善に向けた支援を盛り込んだ。

- 介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用管理改善等計画」（令和3年厚生労働省告示第117号）に基づき、事業所の雇用管理の改善のためのコンサルティング等の実施や介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、事業所の雇用管理改善に係る好事例の公開や助成金の周知を実施した。
- 介護に関する専門的な技能を身に付けられるようにするための公的職業訓練について、民間教育訓練実施機関等を活用した職業訓練枠の拡充のため、職場見学・職場体験を組み込むことを要件とした訓練委託費等の上乗せを実施するとともに、全国の主要な公共職業安定所に設置する「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導等を実施することに加え、「人材確保対策コーナー」を設置していない公共職業安定所においても、医療・福祉分野の職業相談・職業紹介、求人情報の提供及び「人材確保対策コーナー」の利用勧奨等の支援を実施した。
- 各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいて、離職した介護福祉士等からの届出情報を基に、求職者になる前の段階からニーズに沿った求人情報の提供等の支援を推進するとともに、当該センターに配置された専門員が求人事業所と求職者双方のニーズを

的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着支援、職業相談、職業紹介等を推進した。

- 在宅・施設を問わず必要となる基本的な介護の知識・技術を修得する「介護職員初任者研修」を各都道府県において実施した。
- 現場で働く介護職員の職場環境の改善につなげるため、優良事業者の表彰を通じた好事例の普及促進を図る観点から、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」を実施したほか、表彰受賞事業所の取組事例集を作成し周知を行った。
- 11月11日の「介護の日」に合わせ、介護のしごと魅力発信等事業や各都道府県における取組について、厚生労働省のホームページに掲載するなど、介護に関し、国民への啓発のための取組を重点的に実施した。
- 働く家族介護者の負担軽減の観点において、民間事業者等と連携し、介護需要の多様な受け皿のモデル提示や、介護保険外サービスの信頼確保のための環境整備を進めた。
- 地域づくり加速化事業として、市町村の地域づくり促進のための支援パッケージを活用し、有識者による研修実施や、総合事業等の実施にあたり課題を抱える市町村への伴走的支援を行った。

③ 介護サービスの質の向上

- 介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）の資質の向上を図るため、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施した。
- 地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーに対する助言・支援や関係機関との連絡調整等を行い、地域のケアマネジメント機

能の向上を図った。

- 高齢者の尊厳の保持を図る観点から、地方公共団体と連携し、地域住民への普及啓発や関係機関等への研修等を進め、高齢者虐待の未然防止や悪化防止、再発防止等、迅速かつ適切な対応が図られるよう取組を推進した。
- 一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に^{かくたん}喀痰吸引等の行為を実施できるとなっており、各都道府県と連携の下、研修等の実施を推進し、サービスの確保、向上を図った。
- 介護者（家族）の不安の軽減やケアマネジャー等介護従事者の負担軽減を図る必要があることから、マイナポータルを活用し介護保険手続の検索やオンライン申請を可能とする「介護ワンストップサービス」を行っており、「マイナポータルぴったりサービス」にオンライン申請における標準様式を登録している。

④ 仕事と介護の両立支援

ア 仕事と介護の両立支援制度の推進

- 介護休業や介護休暇等の仕事と介護の両立支援制度等を定めた育児・介護休業法について、都道府県労働局において制度の内容を周知するとともに、企業において同法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行った。
- 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の強化等を内容とする改正育児・介護休業法について、リーフレット等により改正内容の周知を図った。

イ 仕事と介護を両立しやすい職場環境整備

- 中高年齢者を中心として、家族の介護のために離職する労働者の数が高止まりしている

ことから、仕事と介護の両立支援制度について周知を行うとともに、全国各地での企業向けセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援を通じて、事業主が従業員の仕事と介護の両立を支援する際の具体的取組方法・支援メニューである「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及促進を図るとともに、介護に直面した労働者の介護休業の取得及び職場復帰等を円滑に行うためのツールである「介護支援プラン」の普及促進に取り組んだ。

- 介護に直面する労働者に対して、「介護支援プラン」の策定を伴う円滑な介護休業の取得・職場復帰や介護両立支援制度等の利用を通じた就業継続支援等を行う中小企業事業主へ助成金を支給することにより、企業の積極的な取組の促進を図った。
- 仕事と介護の両立支援に関する企業経営上の位置付けを整理した「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」の普及を進めるとともに、企業の経営層が両立支援の知見を共有できる仕組みづくりや、地域の中で中小企業の両立支援を支えるモデル構築・普及等を行った。

(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営

- 金融所得のうち上場株式の配当などは、確定申告の有無により保険料・窓口負担等が変わる不公平が発生していることから是正が必要であり、「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月閣議決定)等に基づき、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映するための法案を提出した。
- 後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と

一体的に後期高齢者の保健事業を実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の法的な枠組みを推進するため、後期高齢者医療広域連合から市町村へ高齢者保健事業を委託し、①事業全体のコーディネートや企画調整・分析等を行う医療専門職、②高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行う医療専門職を配置する費用等を、国が後期高齢者医療調整交付金のうち特別調整交付金により支援した。

- 後期高齢者医療広域連合や市町村の職員を対象とする保健事業実施に関する研修や市町村の取組状況の把握等を行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業等を通じて、高齢者保健事業の推進を支援した。

(4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進

- 認知症基本法に基づき策定された、「認知症施策推進基本計画」(以下「認知症基本計画」という。)(令和6年12月閣議決定)において、認知症になっても個人としてできること、やりたいことがあり、希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」が示されている。こうした「新しい認知症観」に立ち、認知症の人や家族の参画を得ながら、地域の多様な関係者が協働し、認知症施策に取り組むことが重要である。

このため、本基本計画を踏まえ、地方公共団体において、認知症の人や家族等との対話を通じて、地域の実情に即した計画の策定に努めることとされていることから、計画策定のための手引き作成や個別相談窓口の設置、セミナー等の開催を通じて、地方公共団体の計画策定に対する支援に努め、共生社会の実現に向けて、認知症に関する取組を推進した。

(5) がん対策の推進

- がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」（令和5年3月閣議決定）により、「がん予防」、「がん医療」及び「がんと共生」を3本の柱とし、がん検診の受診率向上に向けた取組や医療提供体制の整備、療養環境への支援等、各分野の対策を進めるとともに、これらを支える基盤として、「全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進」、「がん教育及びがんに関する知識の普及啓発」、「患者・市民参画の推進」等を位置付け、総合的ながん対策を進めた。
- がん研究については、「がん研究10か年戦略（第5次）」（令和5年12月策定）を踏まえ、「がん対策推進基本計画」に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資する調査研究等に加えて、「がんの予防」に関する研究、「がんの診断・治療」に関する研究、「がんと共生」に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究、がんの予防、がんの診断・治療の開発、がんと共生を促進するための分野横断的な研究を5つの柱として、がんに関する基礎から実用化までの一貫した研究開発を推進した。

(6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備

- 人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業として、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂）に基づき、医療・介護従事者等に向けて、研修を行った。
- 本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組である人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）

の普及・啓発を図るため、人生会議の国民向け普及啓発事業として、シンポジウム開催等を行った。

(7) 身寄りのない高齢者への支援

- 望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴走支援等の実施により、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進した。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を行うため、モデル事業として、頼れる身寄りがいない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施した。この実践も踏まえ、「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月公表）において、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応についての方向性として、「日常生活支援」に加えて、「円滑な入院等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けることが示された。
- 高齢者等終身サポート事業について、適正な事業運営を確保しつつ、事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるよう、令和6年度に関係府省庁が連携して作成した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（令和6年6月公表）の周知・徹底に取り組んだ。

- 遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、令和6年4月以降、法制審議会民法（遺言関係）部会において、遺言制度の見直しに関する調査審議が行われ、令和8年2月、法制審議会から法務大臣に「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱」が答申された。

（8）支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

- 地域住民相互の支え合いによる共助の取組を通じて、高齢者を含め、支援が必要な人を地域全体で支える基盤を構築するため、地方公共団体が行う地域のニーズ把握、住民参加による地域サービスの創出、地域のインフォーマル活動の活性化等の取組を支援する生活困窮者支援等のための地域づくり事業等を通じて、地域福祉の推進を図った。
- 寄り添い型相談支援事業として、24時間365日ワンストップで電話相談を受け、必要に応じて、具体的な解決につなげるための面接相談、同行支援等を行う事業を実施した。
- 市町村における包括的な支援体制の整備を推進した。
- かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題に対する保健指導の実施や地域の相談援助等の活用が推進されるよう、保険者協議会の取組を支援した。
- 地方分権提案に対応するため、令和6年度に開催した「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」において、居住要件の見直しについては一定の結論を得たが、民生委員の担い手確保対策全般については継続して検討を行う旨報告書に明記された。

これを受け、令和7年度においては地方公共団体・民生委員・学識経験者が参画し、業務負担の軽減や効率化のための方策や、推薦会の機能強化、自治会頼みとしない推薦母体の開拓など、地方公共団体の先駆的取組の収集や民生委員の実態把握を行い、行政と当事者団体がなすべき課題を明確化するための議論を行った。

イ 地域福祉計画の策定の支援

- 福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を行った。

ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

- 医療、介護の専門家を始め、地域の多様な関係者を含めた多職種が協働して個別事例の支援方針の検討等を行う「地域ケア会議」の取組の推進や、ICTの活用による在宅での生活支援ツールの整備等を進め、地域に暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会の構築に資する取組を進めた。
- 市町村が実施する地域支援事業を推進するとともに、各市町村が効果的かつ計画的に生活支援・介護予防サービスの基盤整備を行うことができるよう、市町村に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するとともに住民参画・官民連携推進事業により地域住民の活動に地域の多様な主体が関

わることを促進したほか、就労的活動をコーディネートする人材の配置を可能とするなど、その取組を推進した。

- 高齢者が安心して健康な生活が送れるようになることで、生涯学習や、教養・知識を吸収するための旅行等、新たなシニア向けサービスの需要も創出される。また、高齢者の起業や雇用にもつながるほか、高齢者が有する技術・知識等が次世代へも継承される。こうした好循環を可能とする環境の整備を行った。

(9) 加齢による難聴等への対応

- 「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた取組実施のための手引き（第2版）」（令和7年3月作成）を地方公共団体へ周知するとともに、地方公共団体による難聴高齢者の早期発見等に関する取組を促した。
- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）の医療機器開発推進研究事業を通じて、補聴器の研究開発を含む高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究等を支援した。
- 補聴器については、その購入に際して消費者トラブルが報告されていることを踏まえ、質の高い補聴器販売者の養成等を図る取組を推進した。

3 学習・社会参加

(1) 加齢に関する理解の促進

- 児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校において、ボランティア等社会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む体験活動の充実を図った。

(2) 高齢期の生活に資する学びの推進

① デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進

- 高齢者等が、デジタル技術の利活用により豊かな生活を送ることができるようにするため、関係府省庁や地方公共団体・関連団体、ボランティア団体等と連携し、デジタル機器・サービスの利用方法、各地で実装されているデジタルサービス及びマイナンバーカード・マイナポータルの利用方法をサポートするなど、「デジタル推進委員」による国民運動としての取組を行っており、令和8年1月末時点で5万9,000人超を同委員に任命した。
- 民間企業や地方公共団体等と連携し、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行うデジタル活用支援の講習会を全国の携帯電話ショップ等において実施している。令和7年度は、全国6,000か所以上で実施した。

② 社会保障教育及び金融経済教育の推進

- 中学校学習指導要領の社会科や技術・家庭科、高等学校学習指導要領の公民科や家庭科において、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化や介護に関する内容等が明記されていることを踏まえ、その趣旨の徹底を図るとともに、指導教材等について効果的な周知を図る等、若い世代が高齢社会を理解する力を養うために、教育現場において社会保障教育が正しく教えられる環境づくりに取り組んだ。
- より公平・公正な社会保障制度の基盤となるマイナンバー制度については情報連携により、各種年金関係手続のほか、介護保険を始め高齢者福祉に関する手続において従来必要とされていた住民票の写しや課税証明書、年

金証書等の書類が不要となっている。令和6年8月からは戸籍関係情報の情報連携の本格運用も開始され、本格運用の対象事務手続数は、平成29年11月の約900件から令和7年10月には約3,500件と順次拡大している。こうしたマイナンバー制度の取組状況について、地方公共団体等とも連携し、国民への周知・広報を行った。

- 国全体として金融経済教育を推進するため、金融経済教育推進機構（以下「J-FLEC」という。）が令和6年8月より本格稼働しており、J-FLECにおける社会保障制度を含む幅広い分野の金融経済教育の取組を支援するなど、社会保障分野も含めた金融経済教育の充実に取り組んだ。

③ 消費者教育の推進

- 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（令和5年3月閣議決定）に基づき、消費者教育コーディネーターの配置・育成の支援や、地域、家庭等の様々な場を活用した消費者教育の推進を図っている。令和7年度は、体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」を活用した周知啓発や、「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」等において周知・広報を行った。
- 高齢者向け消費者教育教材とその活用事例集について、「消費者教育ポータルサイト」に取組事例を掲載するなど、地方公共団体での啓発講座等での活用を促進した。

④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実

- 国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくり等、「生涯学習社会」の実現のための

取組を進めた。

ア 社会教育の振興

- 地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進した。
- 高齢者等の社会的に孤立しがちな住民の社会参画促進を図るため、行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に、学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

イ 学校機能・施設の地域への開放

- 学校は地域コミュニティの核となることから、児童生徒が地域住民とともに創造的な活動を企画・立案、交流するための「共創空間」を生み出す必要があることや、他の公共施設との複合化等を通じて、児童生徒や地域住民にとって多様な学習環境を創出する必要があることなどを周知している。
- 公立学校施設の整備のうち学校以外の公共施設との複合化・集約化を伴う改築及び長寿命化改修について、一定の条件の下、国庫補助率を引き上げている（1／3から1／2）。

ウ 文化活動の振興

- 国民文化祭の開催等による幅広い年齢層を対象とした文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図った。
- 博物館・美術館等を中核として、社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を補助する中で、文化活動の推進を図る取

組を支援した。

エ スポーツ活動の振興

- いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、スポーツによる地域活性化推進事業を活用し、スポーツを通じた地域の活性化を推進するとともに、スポーツ行事の実施等の各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図った。

オ 自然とのふれあい

- 国立公園等の利用者を始め、国民の誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、インターネット等を通じて自然ふれあい施設や自然体験活動等の情報を提供した。

(3) 地域における社会参加活動の促進

① 多世代による社会参加活動の促進

ア 地域社会における課題解決に向けた担い手確保等の仕組みの構築・活用促進

- 地域を支える人材の高齢化や人手不足が進む中で、幅広い世代の参画の下、地方公共団体、NPO、地域住民等の多様な主体の連携により、地域社会の課題解決に取り組むプラットフォームのモデル構築を図るため、多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業を行った。

イ 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- 高齢者の生きがいと健康づくりに向けて、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブの加入者が長期的に減少傾向にある中で、各地域の状況に応じた活動が積極的に行われるよう、都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援した。

- 国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」について、令和7年10月に「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会」を開催した。

- 地域の社会教育を推進するため、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な指導助言を行う社会教育主事等の専門的職員の養成等を図った。

- 退職教員や企業退職高齢者等を含む幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進した。

- 企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、有償ボランティア活動により一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービスの基盤整備を促進する高齢者生きがい活動促進事業を実施した。

- 高齢者等の旅行需要を喚起するため、旅行が困難な方の需要の掘り起こしのための調査や高齢者等に対応した旅行商品造成に資するマニュアルを作成した。さらに、宿泊施設等におけるバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等の支援を行った。

- 高齢者の社会参加や世代間交流の促進、社会活動を推進するリーダーの育成・支援、関係者間のネットワーキングに資することを目的に、地域参加に関心を持つ者が情報交換や多様な課題についての議論を行う「高齢社会フォーラム」を毎年行っており、令和7年度は、10月に熊本県熊本市において開催した。

- 年齢にとらわれず自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和7年度は個人32名及び32団体を選考し、広く国民に紹介した。

ウ 高齢者の余暇時間等の充実

- 高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、テレビジョン放送事業者の字幕放送等の令和9年度までの普及目標値を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、令和5年10月に同指針を改定した。本指針に基づき、各放送事業者は字幕放送等の普及に取り組んでおり、本指針対象番組に対する字幕放送の令和6年度実績において、日本放送協会（NHK）総合テレビジョン（NHK放送センター）及び在京キー5局等では100%を達成した。

② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備

- 市民やNPO等の活動環境を整備するため、認定NPO法人等の寄附税制の活用促進に取り組むとともに、NPO法の円滑な運用に取り組んだ。
- NPO法人運営に係る手続の簡素化・効率化の観点から、NPO法に基づく各種事務をオンライン化したシステムの利用を促進した。
- 開発途上国からの要請に見合った技術・知識・経験を有し、かつ開発途上国の社会や経済の発展への貢献を希望する国民が、JICA海外協力隊員（対象：20歳から69歳まで）

として途上国の現場で活躍する、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた事業（JICAボランティア事業）を推進した。

- NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わると期待される「社会教育士」について、令和6年度末までに1万人超に称号が付与された。また、社会教育士等の社会教育人材の継続的な学びの機会の確保等を図るとともに、社会教育人材ネットワークを構築するため、令和6年度から新たに社会教育士フォローアップ研修を実施した（令和7年度は都道府県教育委員会や大学、法人格を有する団体に委託し、全国9箇所で開催）。

4 生活環境

（1）豊かで安定した住生活の確保

- 「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月閣議決定）に掲げた目標を達成するため、必要な施策を着実に推進した。

① 居住支援の充実

ア 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の登録を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行った。
- 令和7年10月1日に施行された改正住宅セーフティネット法に基づき、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の供給等を推進した。

- 高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体の住宅・福祉部局が関係事業者、居住支援法人等と連携し設置する居住支援協議会の設立を促進し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、地域における総合的・包括的な居住支援体制整備の推進・支援を行った。

イ 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

- 公営住宅については、高齢者世帯向け公営住宅の供給を行った。また、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。
- 独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行った。

② 空き家対策の推進

- 市町村や民間事業者等による空き家の活用等を促すため、空家等対策特別措置法に基づく空家等活用促進区域制度や空家等管理活用支援法人制度の活用を促進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による空き家の除却や活用等に係る取組に対して支援を行った。

③ 安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現

ア 住宅と福祉の施策の連携強化

- 高齢者住まい法に基づき、都道府県及び市町村において高齢者の居住の安定確保のため

の計画を定めることを推進した。

- バリアフリー構造等を有し、生活支援サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行った。また、非接触でのサービス提供等を可能とするIoT技術の導入支援を行った。

イ 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

- スマートウェルネス住宅等推進事業により、高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組等に対して補助を行った。

ウ 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

- 健康で快適な暮らしを送るために必要な既存住宅の改修における配慮事項をまとめた「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」（平成31年3月公表）の普及を推進した。
- 住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修等について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施した。また、フラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行っている。さらに、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民間金融機関が提供する住宅の建設、購入、改良等の資金に係るリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援している。

エ 公共賃貸住宅

- 公営住宅、改良住宅の整備においては、中

高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行った。都市再生機構賃貸住宅においても、建て替え事業による中高層住宅の新たな供給においてはエレベーター設置を標準としている。また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進した。

- 既存の公営住宅や改良住宅の大規模な改修と併せて、高齢者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取組に対しても支援を行った。

オ 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改修努力への援助等の推進

- 良質な持家の取得・改修を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）等の勤労者財産形成持家融資を行っている。
- 住宅ローン減税等の税制上の措置を活用し、良質な住宅の取得を促進した。

(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応

- 住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済を実施している。

(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備

え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図った。

カ 循環型の住宅市場の実現

(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

- 消費者ニーズに対応した既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を図るため、登録講習機関が実施する既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査（インスペクション）の普及促進を図るとともに、既存住宅に関する瑕疵^{かし}保険や紛争処理体制の充実、「安心R住宅」制度の普及等に取り組んでいる。
- 住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るため、住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供等を行う等、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録する「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を実施している。
- 住宅ストック維持・向上促進事業により、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の形成を促進する先導的な取組に対し支援した。
- 居住者の高齢化も想定して、長期にわたり良好な状態で使用される住宅の普及を促進するため、長期優良住宅化リフォーム推進事業及び子育てグリーン住宅支援事業により、既存住宅の長寿命化に資するリフォームの取組を支援した。

(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援

- 高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸するこ

とを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅への住み替えを促進した。また、同制度を活用して住み替える先の住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行っている。

- 高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金及び住み替える先の住宅の建設・購入資金について、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民間金融機関のリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援している。

(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進

① 地域における移動手段の確保

- 買物・通院といった日常生活に必要なサービスへのアクセスなど、高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保するため、「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」(令和7年5月国土交通省「交通空白」解消本部決定)に基づき、地方運輸局・運輸支局による地方公共団体や交通事業者に対する伴走支援や、パイロット・プロジェクトの推進、民間企業の技術やノウハウを生かした連携の推進といった国による総合的な後押しにより、「地域の足」の確保を強力に進めた。
- 地域住民の移動手段の確保のため、登録申請等のオンライン化により運送主体の事務負担を軽減することにより、自家用有償旅客運送の活用を促進している。
- 「モビリティ・ロードマップ2025」(令和7年6月策定)に基づき、自動運転の社会実装に関する施策の進捗を確認するとともに、需要の創出とモビリティサービスの効率化を一体的に行う取組に向けた検討などを行った。

② 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進

- 高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する方針」及び「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」の作成を市町村に働きかけるとともに、地域公共交通バリアフリー化調査事業及びバリアフリー環境整備促進事業を実施した。
- 地方創生の観点から、誰もが居場所と役割を持つコミュニティである全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」(日本版CCRC)の展開に向けて、関係府省庁による検討チームを設置し、今後の推進に向けた課題に関する議論等を行った。
- 誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、「共生社会ホストタウン」に登録されている地方公共団体を中心にユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する取組が進められているところであり、令和7年11月に「共生社会バリアフリーシンポジウムin金沢」を開催し、開催自治体である石川県金沢市の取組について共有・発信を行った。
- 誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の身近な公園を始めとした都市公園等の計画的な整備を行っている。
- 良好な水辺空間は高齢者にとって憩いと交流の場となることから、河川等の水辺空間の整備を推進した。
- 中山間地域等において、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成拡大と質的

向上を目指し、全国フォーラムや現地セミナーの開催等により、地域の自立共助の運営組織や全国の多様な関係者間の連携を図る等、総合的に支援した。

③ 農山漁村のコミュニティの維持

- 生産性の向上に資するスマート農業技術の活用や農業支援サービス事業者の育成・活動の促進等を支援した。
- 高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、全国の農業者が農作業安全研修を受講するよう推進するとともに、農作業安全に関する指導者の育成及び活動の拡大を図った。
- 農福連携の取組として、高齢者の生きがい及びリハビリテーションを目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備等を支援した。また、世代や障害の有無を越えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進した。
- 集落の機能を補完して農用地保全や生活支援等を行う農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）の形成を推進する等、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進した。
- 山地災害からの生命の安全の確保に向け、要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等に関する情報提供や治山施設の設置、森林整備等を計画的に実施した。
- 漁港漁場整備法に基づき策定された「漁港漁場整備長期計画」（令和4年3月閣議決定）を踏まえ、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設等の整備を実施した。
- 買物困難者等への食料提供を円滑にするた

め、「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」（令和7年3月食品アクセス問題に関する関係省庁連絡会議決定）に沿ってドローンを活用したラストワンマイル配送の取組等を支援した。

（3）金融経済活動における支援

- 高齢顧客への対応を含め、金融事業者等における顧客本位の業務運営を推進するため、顧客等の最善の利益が図られるよう、モニタリング等を行った。また、令和7年に日本証券業協会が導入した「家族サポート証券口座」や、高齢者の金融取引に関する代理制度の活用促進など、顧客に寄り添った金融サービスの提供を金融機関等に促した。
- J-FLECを中心とした関係機関と連携し、国全体に金融経済教育を提供することにより、国民が自らのニーズやライフプランに合った適切な金融商品・サービスを選択できるよう、金融リテラシーの向上に取り組んだ。
- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の課題の中で、加齢による認知機能の低下に合わせて、高齢者が適切な支援サービスや技術を使うことで、自らの金融資産の管理、運用といった経済活動ができ、自立的に社会で生活できる「包摂的な社会経済システム」を構築する研究開発を進めており、認知機能が低下した高齢者による資産管理について、自治体・金融機関、地域包括支援センター等が連携する好事例を確立して標準化するため、モデル事業を推進した。令和7年度においては、モデル事業に協力する自治体の増加を図るとともに、自治体と金融機関等の連携を試行し、認知機能が低下した高齢者の支援につなげた事例などの収集を進めた。
- 高齢者自身が変化する認知機能の状況を把

握できるツールや認知機能の低下した高齢顧客を支え、取引を可能にする金融機関等向けツールの開発を進め、金融機関においてツールの機能の検証を行った。

- 認知症高齢者等の「配慮を要する消費者」を見守るため、地方公共団体において金融機関、消費生活センター等のほか、福祉関係者や消費者団体等の多様な関係者が連携して消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組む消費者安全確保地域協議会の設置・活性化を促進した。
- 日常生活で認知機能を必要とする場面が多い金融機関の窓口において、窓口業務に従事する職員は、認知機能が低下した人と接する機会が多いことから金融機関と地域の福祉機関等が連携し、必要な支援につなげることが望まれる。そのため、個人情報保護法に定める例外に該当する場合において、本人の同意を要することなく個人データを共有し得る、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進した。
- 重層的支援体制整備事業の支援会議の開催に当たって、同会議から金融機関等の認知症が疑われる者の状況を把握していることが想定される機関に対して必要に応じて情報提供を求めるよう、市区町村に促した。

(4) 消費者被害の防止

- 地方消費者行政強化交付金等を通じた支援等に加え、令和7年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業として、見守り活動の優良事例の収集・横展開や消費生活協力員・協力団体養成講座の開催等を行った。
- 全国どこからでも身近な消費生活相談窓口

につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン188」を運営している。また、イメージキャラクター「イヤヤン」も活用しながら、消費者庁ウェブサイトへの掲載、啓発イベントの実施、PR動画の放映、啓発チラシ・ポスターの配布等、様々な広報活動を通じて同ホットラインの周知に取り組んでいる。

- 「令和7年版消費者白書」において、高齢者の消費生活相談の状況等を取り上げ、広く国民や関係団体等に情報提供を行った。
- 独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）では、高齢者に多い消費者トラブルに関する注意喚起として「強引に勧められる住宅のリースバック契約にご注意！－本当に「そのまま“ずっと”住み続けられる」契約ですか？－」（令和7年5月）や、「太陽光発電システムの点検商法が急増！－「点検が義務化された」などと言われても、安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう－」（令和7年6月）等を公表した。
- 悪質商法被害や商品等に係る事故に関する注意情報を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度、行政機関のほか、高齢者や高齢者を支援する民生委員や福祉関係者等に向けて配信した。

(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策

- 高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題であり、令和3年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第11次交通安全基本計画」（計画期間：令和3～7年度）等に基づき、各種施策を推進した。
- 加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行

- 動を実践することができるよう、シミュレーター等の教育機材を活用した交通安全教室を開催したほか、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導等を利用した交通安全教育を推進した。また、シルバーリーダー¹等を対象とした参加・体験・実践型の講習会を実施し、高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成に努めた。
- 横断歩道以外の場所や走行車両の直前直後等を横断することの危険性についての広報啓発等を強化した。
 - 最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る区域を「ゾーン30プラス」として設定し、警察と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図った。
 - 「道路交通法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第248号）により、中央線等が設置されていない一般道路を自動車が走行する際の法定速度（道路標識又は道路標示により最高速度が指定されていない道路における最高速度）が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられるため（令和8年9月1日施行予定）、新たな法定速度について国民に向けた広報啓発を推進した。
 - 歩車分離式信号の整備を一層推進するため、令和7年1月に改定した歩車分離式信号に関する指針を踏まえ、歩車分離式信号の一層の整備推進を図った。
 - 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備など、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進した。
 - 踏切道の歩行者対策として、「移動等円滑化要対策踏切」が追加された「踏切道安全通行カルテ」や地方踏切道改良協議会を通じてプロセスの「見える化」を行い、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた対策を検討し、高齢者等の通行の安全対策を推進した。
 - 高齢運転者対策の充実・強化を図るため、運転免許証の更新時における運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習並びにサポートカー限定免許制度を効果的に運用し、高齢運転者による交通事故の防止を図った。
 - 高速道路での逆走事故対策については、標識や路面標示等の基本的対策実施後も重大事故が発生しているインターチェンジ等を「重点対策箇所」として選定し、逆走車に対して強く衝撃を与えるような段差や突起物を路面上に設ける物理的対策等を実施する計画を策定した。また、道路管理設備（CCTV等）の充実やDX関連技術の進展等の変化を踏まえ、道路管理設備を活用した逆走検知や車両側で逆走検知、通知できる新規技術を公募し、企業が実証実験を開始した。
 - 高齢者の横断歩行中の交通事故を減らすため、センサー付きスポットライトや二段階横断施設の設置等の交通安全対策を推進するなど、高齢者が安心して健康に暮らせる道路交通環境の整備を推進した。
 - 車両の安全対策については、ペダル踏み間違いによる事故を防止するため、令和7年6月及び8年1月に「道路運送車両の保安基準」等を改正し、障害物の手前で停止中やクリープ走行中に誤ってアクセルを踏み込んだ

1 高齢者を対象とした地域における市民参加型の高齢者交通安全活動を普及・促進する、高齢者及び地域活動（行政、ボランティア等）に影響力のある高齢者交通安全指導員

時に急発進や急加速を抑制する装置の搭載を乗用車等に義務付ける措置を行った。

(6) 情報アクセシビリティの確保

- 「ユーザビリティガイドライン」(令和7年9月デジタル社会推進会議幹事会決定)、「ウェブサイトガイドライン」(令和7年9月デジタル社会推進会議幹事会決定)等を策定し、公開済みであった「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」の編入と併せて、デジタル社会推進標準ガイドライン群として公開した。
- 行政機関のウェブサイトが様々な人にとって使いやすい状態で提供されることを促すために公開している「デジタル庁デザインシステム」のベータ版を随時更新したほか、データ等の再利用性を高めるため、ウェブサイト化して公開している「デジタル庁デザインシステム」について、随時更新している。
- 民間企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準(JIS X 8341シリーズ等)に適合しているかどうかを自己評価する「自己評価様式」の作成に関して、政府情報システムに係る調達における当該様式の利活用を推進するとともに、民間企業等による当該様式作成の普及展開策としてアクセシブルなICT機器・サービスの好事例を「情報アクセシビリティ好事例2025」として公表した。
- 公的機関がウェブアクセシビリティの向上に取り組む際の手順書となる「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の周知啓発を行うとともに、公的機関へウェブアクセシビリティに係る取組の実施状況等を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

- 文字表示電話サービス(ヨメテル：電話において聞こえに困難を抱える利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にするサービス)を含む電話リレーサービスに関して、令和7年10月より「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」を開催し、より適正・確実なサービス提供等を実現するための検討を行い、令和8年3月に報告書を取りまとめ、公表した。
- 高齢者や障害のある人々にも使いやすい製品やサービスの必要性がその提供者及び利用者等に広く認識されている中で、アクセシビリティを考慮した標準化を促進するため、令和7年度は新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた「新しい生活様式」について、高齢者や障害のある人々が利用しやすい製品やサービスの共通的な配慮事項に関する国際標準化活動を実施した。

(7) 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化

ア 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化

(ア) バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー法に基づき、旅客施設・車両等の新設等の際の「公共交通移動等円滑化基準」(令和7年4月改定)への適合義務、既設の旅客施設・車両等に対する適合努力義務を定めている。
- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号)に係るバリアフリー整備目標につ

いて、令和3年度からの5年間を目標期間として策定し、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進する観点から、各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の促進、聴覚障害及び知的障害・精神障害・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」の推進等を図っている。

- 「第3次交通政策基本計画」（令和8年1月閣議決定）において、バリアフリー化等の推進を目標の一つとして掲げており、これらを踏まえながらバリアフリー化の更なる推進を図っている。

（イ）ガイドライン等に基づくバリアフリー化の推進

- 公共交通機関の旅客施設・車両等について、ハード対策としては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和7年9月）及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和7年9月）に基づき、ソフト対策としては「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和7年9月）に基づき、バリアフリー化を進めている。
- 旅客船については「旅客船バリアフリーガイドライン」（令和3年11月）、ユニバーサルデザインタクシーについては「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」（令和6年4月）、ノンステップバスについては「標準仕様ノンステップバス認定要領」（平成27年7月）、航空旅客ターミナルについては「空港旅客ターミナルビル等のバリアフリーに関するガイドライン」（平成30年10月）に基づき、更なるバリアフリー化の推進を図っ

ている。

（ウ）公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

- 高齢者の移動等円滑化を図るため、駅・空港等の旅客施設におけるエレベーター設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入等の推進方策として、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施している。

（エ）歩行空間の形成

- 移動は就労、余暇等のあらゆる生活活動を支える要素であり、その障壁を取り除き、全ての人が安全に安心して暮らせるよう、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進した。
- 高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③無電柱化推進計画に基づく道路の無電柱化、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦生活道路における速度の抑制及び通過交通の抑制・排除並びに幹線道路における道路構造の工夫や、交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機（Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とする高度化PICSを含む。）の整備、⑨歩車分離式信号の整備の推進、⑩見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備、⑪信号灯器

のLED化等の対策を実施した。

(オ) 道路交通環境の整備

- 高齢者等が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識・道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」における優先駐車スペース、高齢運転者等専用駐車区間の整備等の対策を実施した。

(カ) バリアフリーのためのソフト面の取組

- 国民一人一人がバリアフリーについての理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、自然に快くサポートできるよう、高齢者、障害者等の介助体験・擬似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催や、目の不自由な方への声かけや列車内での利用者のマナー向上を図る「声かけ・サポート運動」といった啓発活動等、ソフト面での取組を推進している。
- 高齢者や障害者等に対する交通事業者による統一された一定水準の接遇を確保するため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」（令和6年3月）及び「接遇研修モデルプログラム」（令和6年3月）を活用した研修実施の推進を図っている。
- 高齢者や障害者等が自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、令和7年7月に「歩行空間の移動支援に係るデータのオープンデータ化・利活用促進ワーキンググループ」を設置し、データ整備プラットフォームの試行開始のためのAIを活用した実証や運用にかかる検討を行った。
- 施策普及のための広報の取組の一環として、令和8年1月に第3回「歩行空間DX研

究会シンポジウム」を開催した。

(キ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備

- 訪日外国人旅行者の移動円滑化を図るため、旅客施設における段差の解消等の取組を支援した。

イ 建築物・公共施設等のバリアフリー化

- バリアフリー法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）等のうち一定のものの整備及び不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対して支援措置を講ずることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の整備を促進している。
- 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、高齢者を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。
- 社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安心して利用できる都市公園の整備を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基準等により、公園施設のバリアフリー化を推進している。
- 訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は来訪の増加が見込まれる市町村において、観光スポット等における段差の解消等を支援した。

(8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策

① 防災施策の推進

- 病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を

- 保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進し、激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を実施した。
- 病院等の医療施設における防災対策を推進するため、医療施設が水害に備えて実施する医療用設備の高層階移設や止水板の設置等の浸水対策に要する経費の補助を行った。
 - 震災に備えて建物の耐震整備に要する経費の補助や、非常用自家発電装置、給水設備の整備に要する経費の補助を行ったほか、水害や震災により被災した医療施設の復旧事業に要する経費の補助を行った。
 - 災害時等においても、在宅療養患者に対し、在宅医療の診療体制を維持し継続的に医療提供することが求められるため、在宅医療提供機関におけるBCP（業務継続計画）策定支援研修を実施した。
 - 水害や土砂災害に対して、高齢者等要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法及び土砂災害防止法において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を義務付けており、避難確保計画の早期作成や訓練の実施促進を図った。
 - 水防法及び土砂災害防止法に基づく、市町村長から要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して助言・勧告を行うことができる制度が適切に運用できるよう、全国の市町村職員等を対象とした研修を実施するとともに、施設職員向けの動画やリーフレットを活用した制度の周知を行った。
 - 土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の開発行為の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、土砂災害防止法に基づき基礎調査や区域指定の促進を図った。
 - 住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動において、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を図るとともに、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカーの普及促進等、総合的な住宅防火対策を推進した。また、「老人の日・敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を図った。
 - 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合又は事故発生時に高齢者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、高齢期の特性にも配慮した多様な情報伝達手段の確保のための体制や環境の整備を促進した。また、災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連携を含め、防災行政無線による放送（音声）や緊急速報メールによる文字情報等の種々の方法を組み合わせて、災害情報伝達手段の多重化を推進した。
 - 令和7年度において、各市町村における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成状況等について調査結果を公表した。
 - 災害時に自ら避難することが困難な高齢者などの避難行動要支援者への避難支援等については、災害対策基本法や、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）を踏まえ、市町村の取組が促進されるよう、助言を行った。
 - 被災者のニーズに応じて、車椅子利用者も使用できる応急仮設住宅の確保が適切に図ら

れるよう、災害救助法に基づく救助の実施主体に取組を促した。

- 災害時の避難生活における高齢者等要配慮者の生活環境を確保するため、地方公共団体に対し、トイレや食料、パーティション、簡易ベッド、入浴設備等の確保を促すとともに、福祉避難所の確保や一般避難所における要配慮者スペースの設置について、避難生活に関する取組指針やガイドライン等を通じて周知を行った。
- 東日本大震災の対応については、復興の加速化を図るため、被災した高齢者施設等の復旧に係る施設整備について、関係地方公共団体との調整を行った。
- 地域医療介護総合確保基金等を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、都道府県計画等に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行った。
- 介護保険制度において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域及び上位所得層を除く平成27年度以降に指定が解除された旧帰還困難区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続した。当該財政支援については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月閣議決定）において、「避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」こととされたところ、関係自治体の意見を踏まえ、令和5年度以降順次見直しを行っている。また、避難

指示区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付け、相双地域から福島県内外の介護福祉士養成施設等に入学する者への支援、全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援や、介護施設等の運営に対する支援等を行った。

- 高齢者世帯の耐震改修を促進するため、住宅金融支援機構における住宅融資保険事業の枠組みを活用し、リバースモーゲージ型住宅ローンにより提供される耐震改修への融資について、利子補給を実施した。

② 犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護

ア 犯罪からの保護

- 高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口の周知及び被害防止対策についての啓発を行うとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行った。また、認知症等によって行方不明になる高齢者を発見、保護するための仕組みづくりを関係機関等と協力して推進した。
- 高齢者に大きな被害が生じている特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺については、犯罪対策閣僚会議において令和7年4月に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に基づき、関係府省庁や事業者と連携し、各種対策を強力に推進した。
- SNS型投資・ロマンス詐欺において、SNSやマッチングアプリが犯行ツールとして数多く利用されている実態を踏まえ、SNS事業者及びマッチングアプリ事業者に対し、詐欺被害のおそれがある利用者への個別の注意喚起など詐欺被害防止に資する対策の更なる実

施を働きかけた。

- 法人口座を含む不正な口座情報について、警察と預金取扱金融機関における迅速な情報共有に係る連携体制の構築を推進した。
- 悪質商法の中には、住宅リフォーム工事等の点検商法等による高齢者を狙った事件も発生したことから、悪質商法の取締りの推進に加え、所管府省庁を始めとする関係機関との情報共有及び連携を強化するとともに、悪質商法の被害防止に関する広報啓発活動及び悪質商法に関する相談窓口の周知を行った。
- 国際電話番号を悪用した特殊詐欺の増加に伴う国際電話番号からの発着信をブロック等できる取組を「みんなでとめよう!!国際電話詐欺#みんとめ」と呼称し、希望者に対して国際電話番号の着信を受けないための対策を促進するとともに、関係府省庁や事業者等と連携した被害発生状況に応じた広報啓発等の被害防止対策を推進した。
- 特殊詐欺等に係る携帯電話対策として、令和8年3月、特殊詐欺対策アプリを「警察庁推奨アプリ」として認定し、各種媒体を活用した広報啓発活動を行うとともに、関係省庁・団体等にも推奨への協力を求め、国民運動として警察庁推奨アプリの利用を呼びかけることで、特殊詐欺等の被害防止対策を推進した。
- 特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の犯行グループが使用していた名簿を警察が捜査の過程で押収した際は、データ化し、これを基に電話による注意喚起を行うなどの被害防止対策を実施した。
- 特殊詐欺等事件については、匿名・流動型犯罪グループの関与が認められることから、同グループの活動実態の変化に機動的に対応し、事件の背後にいる首謀者や指示役も含め

た犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、部門の壁を越えた効果的な取締りを推進した。

- 今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等の確保や市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築・強化を図る必要があることから、地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する養成研修や後見人の適正な活動が行われるよう支援した。
- 高齢者による犯罪の防止について、特に万引きでの検挙人員全体に占める65歳以上の者の割合が高い水準にあることを踏まえ、様々な機会を活用し、犯罪の防止に係る啓発を図った。
- 被疑者・被告人のうち、高齢等により、自立した生活を営む上で、福祉サービス等を受けることが必要な者に対し、本人の意思やニーズを踏まえつつ、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等との連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービス等につなげる取組について、各地域の実情に応じて、地方公共団体との協働等により、着実に実施した。
- 受刑者等のうち、福祉的支援の必要が認められる高齢者等に対し、福祉的支援を受けることについての動機付けを含む円滑な社会復帰に向けた指導等、高齢等の特性に応じた処遇を行った。また、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者等が、矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い、出所後の福祉的支援につなげる特別調整の取組を推進した。
- 刑務所出所者等のうち、犯罪をした高齢者等の更生保護施設における受入れやその特性

に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行う特別処遇等の取組を推進した。

- 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書等を踏まえた更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律が第219回国会にて成立し、令和7年12月に公布された。
- 保護司の適任者確保や保護司活動に対する理解促進のため、実際に保護司活動を体験する保護司活動インターンシップを実施するとともに、地域の関係機関・団体、民間企業等に対し保護司活動等について紹介する保護司セミナーを実施した。

イ 人権侵害からの保護

- 高齢者虐待防止法に基づき、前年度の養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、市町村等に高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や保護を行う等の必要な措置を講じ、高齢者虐待への早期対応が推進されるよう必要な支援を行った。
- 法務局において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、法務局に来庁することができない高齢者等について、老人福祉施設等に特設の人権相談所を開設したほか、電話、手紙、インターネット等を通じて相談を受け付けた。人権相談等を通じて、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思

想の普及高揚に努めた。また、高齢者の人権問題に関する各種啓発活動を行った。

ウ 司法ソーシャルワークの実施

- 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、法的問題を抱えていることに気付いていない、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的支援を求めることが難しい高齢者・障害者等に対して、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図りつつ、当該高齢者・障害者等に積極的に働きかける（アウトリーチ）などして、法的問題を含めた諸問題を総合的に解決することを目指す「司法ソーシャルワーク」を推進しており、弁護士会・司法書士会と協議をして出張法律相談等のアウトリーチ活動を担う弁護士・司法書士を確保するなど、「司法ソーシャルワーク」の実施に必要な体制の整備を進めるとともに、地域包括支援センターや福祉事務所等の福祉機関職員を対象に業務説明会や意見交換会を実施するなどして、福祉機関との連携強化を図った。

（９）成年後見制度の利用促進

- 認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度（表2-2-2）について周知を図った。成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月閣議決定）を踏まえ、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組んだ。このうち、成年後見制度の見直しに向けた検討については、令和8年2月、法制審議会から法務大臣に

表2-2-2

成年後見制度の概要

○ 制度の趣旨

本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念と本人の保護の理念との調和を図りつつ、認知症等の精神上的の障害により判断能力が不十分な方々の権利を擁護する。

○ 概要

法定後見制度と任意後見制度の2つがある。法定後見制度については、各人の多様な判断能力の程度に応じた制度とするため、補助・保佐・後見の三類型に分かれている。

(1) 法定後見制度（民法）

3類型	補助	保佐	後見
対象者	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方

(2) 任意後見制度（任意後見契約に関する法律）

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う。

(3) 成年後見登記制度（後見登記等に関する法律）

本人のプライバシー保護と取引の安全との調和を図る観点から、戸籍への記載に代わる公示方法として成年後見登記制度を設けている。

資料：法務省

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱」が答申された。

5 研究開発・国際展開等

（1）高齢社会に資する研究開発等の推進

① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進

ア 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

- 公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向け、企業・健康保険組合等による健康経営の推進やヘルスケア分野におけるPFS（Pay For Success）／SIB（Social Impact Bond）の活用促進等、需要面の支援を、供給面では、個人の健康・医療データ等（パーソナル・ヘルス・レコード（以下「PHR」という。））を活用したサービスの普及・促進に向けた介護予防分野におけるサービス創出及び環境整備や、介護保険外サービス振興のため、介護保険外サービスに係る業界団体の設立支援及び地域と民間企業

との連携の活性化を促した。

- ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定支援や、AMEDによる支援を通じた認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備などを推進した。
- ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口であるInnoHub（Healthcare Innovation Hub）を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーキング支援等を行ったほか、令和6年度に選定したヘルスケアサービスのエビデンス・ビジネスモデル構築等の社会実装支援を担う「ヘルスケアスタートアップ社会実装推進拠点」に支援施策を展開するとともに、InnoHubとヘルスケアスタートアップ社会実装推進拠点が連携することでヘルスケアスタートアップの振興を図った。
- 健康立国に向けて、高齢者等の健康状態や生活環境等に起因・関連する課題の解決のために、第6期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）で掲げた

Society 5.0の実現を目指した、最先端科学技術の活用や実装に取り組んだ。

- 高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に大きく期待されている自動車の自動運転に関しては、高齢者事故対策を目的とした安全運転支援技術の普及啓発及び導入促進を実施したほか、自動運転移動サービスの全国各地の普及拡大に向け、サービスの導入を目指す地方自治体の取組に対して令和7年度は67件の支援を行うとともに、自動運転車に係る実証実験に取り組んだ。
- 介護テクノロジーについては、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備するため、令和6年度まで設置していた「開発・実証・普及広報のプラットフォーム」を発展的に見直し、介護テクノロジーの研究開発から市場投入に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を実施するCARISO（CARE Innovation Support Office）を立ち上げ、介護テックスタートアップを支援する一元的相談窓口を新設するとともに、セミナーやイベント出展等を実施した。
- 介護事業者への支援の観点から、都道府県におけるワンストップ型の総合相談センターを45都道府県まで拡大するとともに、介護テクノロジーの導入費用に対する助成や、協働化・大規模化への支援、介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助等を実施した。
- 認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、認知症当事者の真のニーズをとらえた製品・サービス開発を行う「当事者参画型開発」の推進・普及と、本取組により開発された製品・サービスの流通・販売経路に関する検討を行った。

イ 医療・リハビリテーション・介護関連機器等に関する研究開発

- 福祉用具及び医療機器について、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、福祉用具・医療機器の民間やアカデミアによる開発の支援等を行った。例えば、医療機器等研究成果展開事業を実施し、アカデミア・企業・臨床の連携を通じ、医療現場のニーズに応じた本格的な医療機器開発への橋渡しを支援するとともに、若手・女性研究者等に対する人材育成を推進した。
- 最先端の科学技術を駆使し、低侵襲の治療機器や早期に疾患を発見する診断機器等、我が国発の、国際競争力の高い革新的医療機器・システムの開発・実用化を図った。また、「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、異業種参入も念頭に、ものづくり中小企業と医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・実用化を支援した。
- 優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業を通じて、医療機器創出に携わる企業等の人材の育成、リ・スキリングやスタートアップ企業の伴走支援等を行う医療機器産業振興拠点の充実・強化を図った。
- 介護現場の課題を解決する介護テクノロジーの開発を支援するとともに、施設等の課題に応じた介護DXパッケージモデルの確立や導入効果をユーザーに提示して関心喚起を促すエビデンス構築等を行うための予算を措置し、AMEDを通じて実施した。
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）では、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、スタートアップ等に

による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することによって、我が国のイノベーション創出を促進する新SBIR制度の下、高齢者及び障害のある人の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉機器の開発に対する支援を行った。

- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（NIBN）では、患者の診療や検体情報をリアルタイムで収集する方法を確立し、収集したデータをAIで解析することで、患者を層別化し、創薬に有用なマーカーの特定や患者への情報還元が可能なプラットフォームの運用を始めた。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

- 高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対する助成を行った。

エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進

- 日々の活動から得られるPHRデータを医療現場での診療に活用することで、医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築するための研究開発を実施した。

② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等

- 高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム、要介護状態になる要因の一つである認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療

技術等の確立に向けた研究を推進した。

- 高齢者が罹患し得る疾患を含めた難病の病因や病態を解明し、難病の患者を早期に正しく診断し、効果的な治療が行えるよう研究開発の推進を図った。
- ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、AMEDによる支援を通じて認知症やフレイル等の高齢者が罹患し得る疾患領域の学会が中心となって作成した予防・健康づくりの医学会指針の普及及び整備を行った。
- 感染症の拡大や自然災害の発生に備え、平時からの保健・介護に関する情報収集・分析等公衆衛生領域等の調査研究を実施した。

③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用

ア 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

- 高齢社会対策基本法に定められた基本的施策に沿ったテーマを中心に、高齢社会対策総合調査を行っており、令和7年度は、高齢者の生活と意識に関する国際比較調査を実施した。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が実施する社会技術研究開発事業において、高齢者の社会的孤立・孤独の予防に向けて、高齢者向けの新たな居場所づくり、リアルとバーチャルなコミュニティ・ネットワーク形成、ボランティア活動を通じて社会参加を促すシステムの構築等の研究開発を実施した。

イ データ等利活用のための環境整備

- 急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月閣議決定）に基づ

き、官民データの利活用を推進した。

(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信

① 健康・医療産業の国際展開

- 「健康・医療戦略」(令和7年2月閣議決定)に基づき、我が国における健康・医療関連産業の強みを活かした国際展開の推進及びアジア諸国の健康・医療分野への貢献を図るため、アジア健康構想及びグローバルヘルス戦略を一体的に推進し、各府省庁及び関係機関における各種施策による取組を実施した。
- 今後、人口が急激に高齢化するアジア諸国に対し、高齢化が大きく進む我が国における知見を共有しつつ、相手国のニーズに沿った形で我が国の健康・医療産業の更なる進出を後押しするため、有識者及び企業らによる講演及び参加型の高齢化等をテーマとした官民セミナーを実施し、我が国企業等の国際展開を推進した。
- 介護ロボットやICT等のテクノロジーについて、海外での販売や規制の承認といった具体的な成果創出に向けて、実効性検証や現地ニーズに合わせた改良開発を支援し、各国の制度や背景を踏まえた知見を集約するとともに、認証取得のサポート等を行うことで、海外展開を促進し、世界市場の獲得を目指した。
- 我が国は、G7、G20、アフリカ開発会議(TICAD)、世界保健機関(以下「WHO」という。)総会、WHO西太平洋地域委員会、国連総会等の国際的な議論の場において、全ての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられることを指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(以下「UHC」という。)

の推進を積極的に主張してきた。UHCにおける基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等全てのサービスが含まれている。これまで開発途上国における高齢社会対策や社会保障制度整備において、専門家の派遣、研修、技術協力プロジェクト等の取組を通じ、我が国の高齢社会対策等に関する経験・知見の共有を図ってきた。令和7年度には、世界銀行やWHOと連携しながら、少子高齢化に対応しつつ質の高いUHCを維持している我が国の知見や経験も活用し、持続可能な保健財政の構築に向けて開発途上国の財務・保健当局の人材育成を行う世界的な拠点、「UHCナレッジハブ」を我が国に設置するとともに、UHC達成に向けた機運の更なる醸成のために、UHCを推進する国及び組織のリーダーらを招待し、「UHCハイレベルフォーラム2025」を令和7年12月に開催した。

- 医療機器の海外展開に向けて、当初より海外展開を見据えた医療機器の研究開発を行う企業に対する開発支援や、海外展開に必要なネットワーク構築支援を行った。
- 福祉用具等の開発・普及を促進するためには、安全性を含めた品質の向上とともに公正なルール形成や市場基盤創造に資する観点から標準化が重要である。令和7年度においては、認知機能を支援する機器及び環境デザインのガイドラインに関する国際標準化活動を実施した。

② 国際社会への知見等の発信

- 各分野における閣僚級国際会議等の二国間・多国間の枠組み等を通じ、世界で最も高齢化が進んでいる国の一つである我が国における経験や知見及び課題を発信するとともに

に、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国との政策対話や取組を進めた。

- 令和7年10月には、千葉県成田市で開催された「第23回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合」にて、「高齢化社会に向けた持続可能な社会づくり」をテーマに、高齢化対応として我が国やASEAN各国の制度や取組を紹介し、ASEAN各国において活力ある高齢化推進に向けた社会づくりを着実に推進していくことを確認した。また、日本国、中華人民共和国及び大韓民国の保健担当大臣が保健医療分野における三国の共通課題の協力について討議する場である「日中韓三国保健大臣会合」においては、令和7年12月にソウルで開催された第18回会合で、健康な高

齢化の推進等に関して意見交換や協力強化に係る議論を行った。くわえて、令和7年11月に「認知症予防と地域介入」などをテーマとする日中韓少子高齢化セミナーを開催した。

- 令和7年4月に、感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点として国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）を設立した。
- 令和7年7月に、我が国は、4年ぶり3回目となる国連加盟国が自国のSDGs達成状況を定期的に報告する「自発的国家レビュー（VNR）」を国連本部で発表した。同報告書の中で、他国においても人口減少・少子高齢化を迎えながら持続可能な経済・社会を構築するための事例として我が国の高齢化社会対策について取り上げ、発信を行った。

トピックス1

静岡市認知症ケア推進センターかけこまち七間町 ～認知症のこと、気軽に話してみませんか～

令和6年に施行された認知症基本法に基づき、国・地方公共団体等により様々な認知症施策が推進されているが、相談対応、情報提供、VR体験機器などを活用した普及啓発等を一体的に実施する常設の拠点として開設された、静岡県静岡市の「静岡市認知症ケア推進センター“かけこまち七間町”」を紹介する。

事業の目的・概要

静岡県静岡市（人口665,330人、高齢化率31.5%（令和8年3月31日現在））は、政令指定都市の中でも、高齢化率が高く、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」を策定し、その柱の一つとして、「認知症総合支援プロジェクト」を推進している。静岡市認知症ケア推進センター“かけこまち七間町”（以下「かけこまち七間町」という。）は「認知症に悩む市民の方々とそのご家族が、『ここへ来れば何かよいことがある、今後の支えになる』と思える場所にしたい」との思いから、認知症本人やその家族の支援を行うとともに、広く全世代を対象とした認知症予防や認知症への理解促進を行うため、令和2年10月に開設された認知症施策の常設の拠点である。

具体的な取組内容

「かけこまち七間町」は、七間町通りという全世代のアクセスの良い市の中心部に位置し、明るくオープンな雰囲気の下、土日も開館していることから、「特別な施設」ではなく、「困ったときにすぐに相談できる」「買物のついでに立ち寄れる」など市民にとって心理的にも地理的にも利用しやすい場所であることが特徴的である。なお、“かけこまち”とは、誰もが気軽に立ち寄れるという「かけつけ集まる」の意味と、静岡市中心街の親しみを込めた呼称「おまち」を合わせたものである。

「かけこまち七間町」の役割は、①認知症の本人・家族への支援と②認知症の理解促進のための普及啓発であり、介護・福祉の専門職が常駐し、相談対応、情報提供、普及啓発等を一体的に実施する点を特徴としている。

具体的には、①認知症の本人・家族への支援として、福祉・介護の専門職が認知症についての個別の相談に応じるほか、必要に応じて地域包括支援センターやケアマネジャーとの情報共有等、関係機関と連携しており、認知症の方を介護する家庭への訪問支援も行っている。

また、②認知症の理解促進のための普及啓発として、脳の健康度チェックをゲーム感覚で行うタブレット「のうKNOW」や認知症の方の立場をVRで体験できる機器「VR認知症」を常設しており、自身の脳の健康度の状態を客観的に把握することで、実際に受診につながる



かけこまち七間町



脳の健康度チェック「のうKNOW」

ケースが見られたり、認知症のVR体験（例：距離感がつかめなくなる「視空間失認」の症状の体験、認知症と診断された本人を取り巻く家族の体験）を通じて、認知症の症状や当事者の視点や立場について理解を深めるための機会を提供している。その他、普及啓発の取組として、認知症の理解や予防につながる講座やイベントを開催しているほか、最近では、若年層への周知・広報に力を入れており、小学生向けのイベント、高校生の職業プログラム、大学生向けのVR体験会も実施している。



認知症のVR体験機器「VR認知症」

今後の展開

令和2年の開設当初は、コロナ禍であったことや「認知症」というネガティブなイメージのあるものがテーマであったことの影響から利用者数は月平均100人強と伸び悩んでいたが、立地する商店街との連携、直接「認知症」をテーマとしないイベントの積極的な実施など、施設の魅力発信を行い、現在の利用者数は月平均1,000人弱と、利用者数が大きく増加しており、認知度は向上してきている。

今後は、認知症を取り巻く環境の変化を踏まえ、認知症の予防に加え、認知機能の簡易チェックの機会提供や「静岡市もの忘れ検診」の受診者に対して本拠点のパンフレットを渡すなどの医療機関との連携強化を進めるなど認知症の早期発見を強く推進するとともに、認知症支援についてのコンシェルジェとして、認知症のことで困らないための相談支援を強化することとしている。また、認知症関連情報の普及啓発のプラットフォームとして、認知症のVR体験機器を常設する優位性を生かして、若年層を対象としたイベントを開催するなど、認知症についての無関心層に認知症についてじっくり考える機会を提供することを目指している。あわせて、認知症の方やそのご家族が、イベントや相談会を通して、地域の方々に「認知症の予防」や「正しい理解」を広く発信できる拠点となるよう取り組んでいくこととしている。

トピックス2

多世代、多様な主体が集まる場づくり ～「支える側」にも「支えられる側」にもなれる 社会を目指して～

令和6年9月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、高齢社会対策を「高齢者を支えるための取組だけでなく、高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組」と位置付け、若年世代から高齢世代までの全ての人々が、それぞれの状況に応じて、「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目標に掲げるとともに、高齢期においても社会や他者との積極的な関わりを持ち続けることができる環境整備の重要性を指摘している。こうした観点から、地域に根差した多世代交流の場づくりの取組を行っている社会福祉法人の事例を以下紹介する。

事例① 社会福祉法人愛川舜寿会「春日台センターセンター」(神奈川県愛川町)

概要

社会福祉法人愛川舜寿会が運営する「春日台センターセンター」は、かつて地域の中心だったスーパーマーケットの跡地を活用し、福祉を中心としたコミュニティ拠点として再生することを目指し、2022年に開設された福祉施設である。認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、放課後等デイサービス、就労継続支援事業所（A型・B型）が併設されているほか、地域の活動団体との協働により外国籍の子供たちや不登校の子供たちへの学習支援などを行う寺子屋、用途を限定しない地域交流スペース（コモンズルーム）、地域住民も日常的に利用するコインランドリーや惣菜販売（コロツケスタンド）が設けられている。

住民が気軽に立ち寄れる福祉施設の設計

地域の誰もが、世代や属性にかかわらず気軽に立ち寄れる、開かれた福祉施設にするため、建物内外の空間デザインに様々な工夫が施されている。例えば、周辺の住宅地と敷地の間に塀を設けず、日々立ち寄りやすい環境設定にしているほか、建屋にも玄関を設けず、複数の出入口から、靴を脱がずに、各サービスが提供されている場に行き来できる設計とすることで、誰でも入りやすい開かれた場所になっている。また、大きな軒や縁側、土間スペースなどかつての日本家屋の建築要素を採用したり、建物をガラス張りの構造にすることで、福祉サービスの利用者と地域の人々の間で、自然とコミュニケーションが生まれる空間を創出している。

さらに、地域に偶発的なつながりを生み出すため、広場に面してコロツケスタンドやコインランドリーを配置することで、福祉に直接関わりのない人々も日常的に立ち寄る環境を整えている。

また、完全なバリアフリー化はあえて行わないことで、例えば、車椅子利用者が手で引き戸を開けるのに時間がかかっている場面で、子供たちがその様子に気付き、手助けをするなど、自然なケアや助け合いが生まれる環境となっている。

日常生活の中で生まれる多世代交流

認知症グループホームと障害児通所支援事業を同じ建屋で展開しており、高齢者と子供たちが同じ空間を自由に行き来できる環境が整えられているため、世代間交流がごく自然な形で促進されている点が特徴である。広場に集まってくる子供たちの活動を高齢者が温かく見守る場面や、施設内の駄菓子コーナーや縁側に腰掛けて会話を交わす様子など、世代を超えた関わりが日常的に生まれている。



春日台センターセンター

また、コインランドリーにおける洗濯代行事業や、コロッキスタンドでの販売業務は、障害者の就労支援を目的とした取組であると同時に、忙しい人々の家事負担を軽減するなど、地域の暮らしを支える役割も果たしている。こうした仕組みにより、「支える側」と「支えられる側」という立場が固定されることなく、多くの人々が相互に関わり合う場が形成されている。

事例② 社会福祉法人ながよ光彩会「みんなのまなびば み館」(長崎県長与町)

概要

社会福祉法人ながよ光彩会は、普段の暮らしの中で出会う機会の少ない、介護・福祉を地域に開いていくことを掲げ、特別養護老人ホーム「かがやき」を始めとする高齢者福祉事業や、就労継続支援B型事業所「GOOOD KAGAYAKI」、JR長与駅の運営を担う「GOOOOOOOD STATION」などの事業のほか、公益事業として「みんなのまなびば み館」を運営している。「み館」は、高齢者グループホームが入っている施設の1階を改装し、「まちのリビング」をコンセプトとして、子供から高齢者まで、誰もが無料で利用できる地域に開かれた場として2020年に開設された。

「誰もが先生、誰もが生徒」という学びの仕組み

「みんなのまなびば み館」では多様な「きょうしつ」が開催されており、地域住民、施設入居者、職員、子供など、立場を問わず誰もが「せんせい」となり、自分の得意なことを教えることのできる仕組みが特徴である。

誰もが「せんせい」「生徒」の両方になれるため、「支える側」「支えられる側」の区別なく参加できる仕組みとなっている。例えば、入所後に以前の趣味から離れていた高齢者が、華道や習字といった得意分野を生かして「きょうしつ」を主催し、地域の子供たちも参加するなど、参加者の「得意」や「好き」を起点とした多様な「きょうしつ」が定期的に行われている。教える側と学ぶ側が固定されない点が特徴であるため、高齢者が講師となる場面だけでなく、子供が大人に教える場面もあり、「きょうしつ」の開催などを通じて、支援する側・される側という関係に固定されず、地域住民自身が主体的に関わることで、世代や立場を超えた交流が双方向的な形で自然に生まれている。

住民が気軽に立ち寄れる工夫

「み館」では、多世代が集いやすい空間づくりが行われている。塀のない開放的な構造に加え、ハンモックやソファが配置され、来館者がリラックスして過ごせる環境が整えられている。

さらに、若年層も利用しやすいよう、Wi-Fi環境を整備するほか、職員が所蔵する本を活用した「まちの図書館」を設置し、一般的な図書館には少ない漫画を揃えることで、子供たちが足を運ぶきっかけづくりも行われている。そのほかにも、「み館スペース」の貸切利用、プロジェクター、テプラ、ラミネーターなどを貸し出す「まちのおどうぐばこ」といったサービスを提供しているほか、毎月第3土曜日には、年齢を問わず参加できる「まちの食堂（らふキッチン）」が開催されるなど、気軽に住民が立ち寄ることのできる工夫がされており、地域の外国人との交流の場にもなっている。

また、子供の主体的参加を促進するための工夫として、単なる居場所の提供にとどまらず、例えば、「せんせい」として「きょうしつ」を開催したり、お手伝いすることでポイントが貯まり、お菓子と交換できる仕組みが導入され、子供たちの主体的な参加を促進している。



みんなのまなびば み館

トピックス3

デジタル技術を活用した 高齢者の日常生活を支える事例 ～高齢者を支える人をも支える技術～

「高齢社会対策大綱」においては、高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進、介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた支援などによる介護職員の業務負担の軽減などが盛り込まれているところ、以下においては、デジタル技術を活用した高齢者の日常生活を支える事例について紹介する。

事例① スマートスピーカーを活用した「高齢者見守り・オンライン診療」(愛媛県宇和島市)

愛媛県宇和島市(人口64,801人、高齢化率41.7%(令和8年4月1日時点))では、市内の独居高齢者、高齢者世帯に設置したスマートスピーカーを活用した「高齢者の見守り・オンライン診療」の取組を実施している。本取組は内閣官房主催のDigi田甲子園の地方公共団体部門で「内閣総理大臣賞(審査委員選考枠)」を受賞したものである。

取組に至った経緯

宇和島市は高齢化率が4割を超える地域であり、特に島しょ部では医師不足が深刻化していた。行政、医療、介護の既存体制だけでは独居高齢者等の支援に限界が生じており、市民が望む在宅での生活を支えるには、新たな連携と効率的なサービス提供が喫緊の課題であった。こうした背景から、日本郵便株式会社が実施していたスマートスピーカーを活用した見守りサービスに着目し、デジタル田園都市国家構想交付金を活用することで、オンライン診療を含む包括的な支援体制の構築が具体化された。

取組の特徴

この事業は、独居高齢者宅にスマートスピーカーを設置し、体調や服薬状況の確認、家族への自動通知を行うとともに、日本郵便社員が定期的に戸別訪問して生活状況の確認や、スマートスピーカーの操作支援を実施し、必要に応じて家族や行政、居宅介護事業所とのオンライン通話を可能にするものである。

特徴的な点としては、日本郵便社員がタブレットを持参してオンライン診療や服薬指導を支援し、処方薬の配達までを一貫して行っていることが挙げられる。また、Wi-Fiルーターの貸し出しにより、ネット環境の有無に関わらずサービス提供を可能にしている。行政、医療、介護、そして日本郵便の四者連携により、地域包括ケアシステムの強化につながっている。

事業の効果

この取組により、例えば、オンライン服薬指導は従来の訪問に要する2時間半をわずか10分に短縮し、薬剤師がより多くの患者に対応できるようになるなど、特に島しょ部における医療提供の効率性が飛躍的に向上したほか、「できるだけ自宅で」と願う高齢者のニーズに応え、場所を問わない在宅医療の実現を可能にしている。また、デジタル機器に不慣れな高齢者も多い中で、家族の協力と日本郵便社員の丁寧なサポートにより、市内の高齢者を支援している。



スマートスピーカー

事例② 排泄検知センサー「ヘルプパッド」(株式会社aba)

株式会社abaでは、「におい」を活用した排泄検知センサー「ヘルプパッド」を開発・展開している。本取組は厚生労働省主催の第1回CARISO Caretech Startup Awardsでグランプリを受賞したものである。

製品の特徴

「おむつを開けずに中が見たい」という介護現場のニーズを踏まえ開発されたヘルプパッドは、いくつかの特徴が挙げられる。一つ目の特徴として、ベッドに敷くだけで排泄状況を把握できる点である。パッドに内蔵されているセンサーが「におい」「温度」「湿度」を捉え、AIが尿と便を検知することで、利用者毎に最適なおむつ交換タイミングを知らせることができる。

二つ目の特徴は、この製品はシート型を採用しており、身体に装着することなく排泄状況を把握することができるため、利用者の負担を軽減できることである。

さらに、製品にはSIMが内蔵されており、スマートフォンやパソコン等に最適なおむつ交換タイミングを通知することができる。また、そのデータは自動でグラフ化され、施設内で共有したり、利用者の課題に応じた排泄ケアの検討に活用できる。

導入によるメリット

ヘルプパッドの導入は、介護職員の負担軽減に寄与することが期待される。

導入によるメリットは大きく3つ挙げられる。一つ目は、「空振り」の回避である。おむつ内の状態を把握できるため、定時交換時に不要なおむつ交換を減らすことができる。

二つ目は、尿便漏れの軽減である。最適なおむつ交換タイミングが通知されるため、漏れ出す前の対応が可能となる。これにより、利用者が排泄物に接触している時間の短縮につながり、皮膚への負担軽減にも寄与することが期待される。

三つ目は、定時交換の最適化である。排泄データが蓄積されることで、排泄パターンが見える化される。このデータは、利用者ごとに設定できるため、効率的かつ最適なおむつ交換につながる。



ヘルプパッド

導入事例

現在、ヘルプパッドは全国の特別養護老人ホームや病院を中心に導入が進んでいる。愛媛県松山市の特別養護老人ホーム「サンシティ北条」では、ヘルプパッドの導入により、①おむつ確認回数が35%削減、②おむつの空振りの回数が1週間当たり107回から導入後は約11回に減少(90.1%削減)、③尿便漏れの回数が週14回から約2回に減少(86.2%削減)、などの効果が報告されている。

トピックス4

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律の概要

我が国では、単身世帯の増加、持ち家率の低下等により、高齢者、低額所得者などの住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれている。しかし、孤独死や死亡後に物件内に残された家財の処理などへの対応、家賃滞納などへの懸念から、特に単身高齢者などの要配慮者の入居に対して大家の不安感は大々くなっている。一方で、民間賃貸住宅の空き家・空き室は一定数存在している。

誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅セーフティネット法等が改正され、令和7年10月1日に施行された。



出典：国土交通省「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律」の公布時点の資料

○改正の主なポイント

（1）居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

○居住支援法人等が大家と連携し、①日常の安否確認・見守り、②生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつながりを行う住宅（居住サポート住宅）を創設。

要配慮者の入居に対する大家の不安を軽減するため、改正住宅セーフティネット法では、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）について、市町村等が認定する制度が創設された。

居住サポート住宅においては、居住支援法人等が大家と連携し、要配慮者に対して、ICT等による日常の安否確認、訪問等による見守り、要配慮者の生活や心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつながりを行うことで、大家の不安を軽減し、要配慮者への住宅の供給が促進されることを目指している。

(2) 大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備

① “賃貸借契約が相続されない”仕組みの推進

○終身建物賃貸借（賃借人の死亡時まで継続し、死亡時に終了することにより、相続人に相続されない賃貸借）の認可手続の簡素化。

通常の賃貸借では、入居者（賃借人）の死亡後、借家権が相続人に引き継がれるため、賃貸人は、賃貸借契約を解除するには、入居者の相続人を探し、契約解除の申入れをする必要がある。一方で、「終身建物賃貸借」は、入居者の死亡時まで継続し、死亡時に終了する（相続されない）賃貸借である。

改正前は、終身建物賃貸借を行う賃貸住宅ごとに都道府県知事等の認可を受ける必要があったが、改正後は、事業者（賃貸人）として都道府県知事等の認可を受け、実際に高齢者の入居が決まったら、住戸番号や賃貸住宅の構造等の届出を行えばよいこととなり、手続面で簡素化が図られた。

② “残置物処理に困らない”仕組みの普及

○入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加。

賃借人が亡くなった場合、賃貸借契約上の賃借権や居室内に残された家財（残置物）は相続の対象となるため、相続人の有無や所在が分からない場合、その処理が困難になることがある。こうしたことへの不安から、高齢者に部屋を貸すことを賃貸人が躊躇する実態がある。

改正住宅セーフティネット法では、居住支援法人の業務として、入居者からの委託に基づく死後の残置物処理を追加し、居住支援法人が、一定のルールに沿って残置物処理を実施できるようにすることで、円滑・適切な残置物処理が行われる環境を整備していくこととしている。

③ “家賃の滞納に困らない”仕組みの創設

○要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者（認定家賃債務保証業者）を国土交通大臣が認定。

従来の連帯保証人に代わるものとして、家賃滞納時の立替えなどに関する保証を提供する家賃債務保証業者の利用が広がっているが、要配慮者は家賃滞納のリスクが高いとして審査に通らないことがあった。

このため、改正住宅セーフティネット法では、要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者を国土交通大臣が認定する仕組みを創設することで、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進し、家賃債務保証を利用しやすい環境に整備することとしている。

このほか、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化として、市区町村による、地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体（居住支援協議会）の設置を努力義務化し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進することとしている。

第3章

令和8年度高齢社会対策

第1節 令和8年度の高齢社会対策の基本的な取組

① 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・所得分野、健康・福祉分野、学習・社会参加分野、生活環境分野、研究開発・国際展開等分野にわたり着実に実施する。

一般会計予算における令和8年度の高齢社会対策の関係予算は、25兆5,977億円であり、分野別では、就業・所得分野14兆3,738億円、健康・福祉分野11兆632億円、学習・社会参加分野31億円、生活環境分野374億円、研究開発・国際展開等分野1,201億円となっている。

② 全世代型社会保障制度の構築に向けて

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向け、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等に基づき、引き続き、政府として取組を着実に進めていく。また、社会保障国民会議において、社会保障と税の一体改革について、引き続き、丁寧かつスピード感をもって検討を進める。

③ ユニバーサル社会の実現に向けて

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律に基づき、令和7年度に政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表する。

第2節 分野別の高齢社会対策

1 就業・所得

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

① 高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進

- 労働者のキャリアプラン再設計や企業内の取組の支援を行うキャリア形成・リスキリング推進事業において、労働者等及び企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした総合的な支援を実施する。
- 在職中も含めた学びの促進のため、教育訓練給付制度の活用により、労働者個人の主体的な能力開発・キャリア形成を支援する。
- 都道府県単位で組織される地域職業能力開発促進協議会において、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定や実施、職業訓練効果の把握、検証等を実施する。
- 生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施等を行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。
- 大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に還元し、履修証明プログラムや公開講座を実施する等の高度な学習機会を提供することを促進する。
- 高等教育段階の学習機会の多様な発展に寄与するため、短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校等修了者で、大学における科目等履修生制度等を利用し一定の学習を修めた者については、大学改革支援・学位授与機構において審査の上、「学士」の学位授与

を行う。

- 放送大学においては、テレビ・ラジオ放送やインターネット等の身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供する。

② 企業等における高齢期の就業の促進

ア 知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保

- 高年齢者雇用安定法で義務付けられた高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対しては、公共職業安定所による指導等を実施するほか、事業主の努力義務である高年齢者就業確保措置については、適切な措置の実施に向けた周知啓発を実施する。また、高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等により、高年齢者就業確保措置に関する技術的事項についての相談・助言を行う。
- 労働施策総合推進法に基づき、労働者の一人一人により均等な働く機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行う。
- 企業における高年齢者の雇用を推進するため、65歳以上の年齢への定年延長や66歳以上の年齢への継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入を行う事業主、高年齢者の雇用管理制度の見直し又は導入等や高年齢の有期雇用労働者を無期雇用労働者に転換する事業主に対する助成措置や相談援助による支援を実施する。特に、継続雇用延長・定年引上げに係る具体的な制度改善提案を実施し、企業への働きかけを行う。
- 日本政策金融公庫（中小企業事業）の融資

制度（地域活性化・雇用促進資金）において、エイジフリーな勤労環境の整備を促進するため、60歳以上の者等の雇用等を行う事業者に対しては、当該制度の利用に必要な雇用創出効果の要件を緩和する措置を実施する。

- 地域における高齢者の就業促進に当たり、地方公共団体の意向を踏まえつつ、都道府県労働局と地方公共団体が一体となって地域の雇用対策に取り組むための雇用対策協定の活用を図る。
- 「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知を行うとともに、中小企業等に対し、エイジフレンドリー補助金による支援や労働災害防止団体による個別事業場支援の利用勧奨を行い、高年齢者の安全衛生対策を推進する。
- 高年齢者の労働災害が多い業種を対象とする労働災害防止マニュアルを作成し、事業者による高年齢者の労働災害防止対策の推進を図る。
- 国家公務員については、「国家公務員の定年引上げに向けた取組指針」を踏まえた取組を進めるとともに、暫定再任用制度を適切に運用することにより65歳までの雇用確保に努めるほか、令和13年度の定年引上げの完成を見据えた必要な取組の検討を進める。
- 地方公務員についても、国家公務員と同様に、定年を段階的に引き上げて65歳とすることとされており、定年引上げの適切かつ円滑な運用に向けて、必要な助言等を行う。

イ ゆとりある職業生活の実現等

- 労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、労働時間等設定改善指針の周知・啓発や、企業における働き方・休み方の改善

に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」による情報発信などにより労使の自主的な取組を支援するほか、年次有給休暇の取得促進や、勤務間インターバル制度の導入促進等を行う。

③ 高齢期のニーズに応じた多様な就業等の機会の提供

ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保

（ア）多様な働き方を選択できる環境の整備

- 高年齢者雇用安定法を踏まえ、定年引上げや継続雇用制度の導入等に加えて、雇用以外で働く機会を提供する創業支援等措置を導入することで働き方の選択肢を増やし、今後も高齢者の就業促進をより一層図っていく。
- 生涯現役地域づくり環境整備事業を実施し、先駆的なモデル地域の取組の普及を図る。
- シルバー人材センター事業について、各シルバー人材センターにおける就業機会の確保や会員拡大等の取組への支援を行うとともに、特に、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進し、高年齢者の生きがいの充実、就労による社会参加への促進等を図る。
- 労働者協同組合制度について、周知広報やモデル事業を通じた制度の活用促進に取り組むことで、高齢者がこれまでの豊富な経験を生かし、地域のニーズに応じた働く場を創出する取組を促進する。
- 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、パートタイム・有期雇用労働法の着実な履行確保を図る。
- 労働政策審議会同一労働同一賃金部会の報

告を踏まえた省令、指針等の改正を行い、その円滑な施行、適用に向けた周知・広報等に取り組む。

- 労働基準監督署と都道府県労働局が連携し、同一労働同一賃金の更なる遵守の徹底に取り組む。
- 企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、「働き方改革推進支援センター」において、労務管理等の専門家による無料の個別相談支援やセミナー等を実施する。
- 「多様な正社員」制度の導入・定着を図るため、制度導入支援セミナーや「多様な働き方の実現応援サイト」での好事例の周知、企業への社会保険労務士などによる導入支援等を実施する。
- 副業・兼業については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等の周知を実施する。

(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及

- 適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進を図るため、テレワークに関する労務管理とICTの双方についてワンストップで相談できる窓口での相談対応や、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知、中小企業事業主に対するテレワーク勤務制度導入への助成、情報セキュリティに関するガイドラインの周知を行う。
- 事業主等を対象としたセミナー等の開催、中小企業を支援する団体と連携した全国的なテレワーク導入支援制度の構築を実施する。また、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握を行う。

イ 高齢者等の再就職の支援・促進

- 求職活動支援書の交付を希望する高年齢離職予定者に対して必ず事業主が交付するよう公共職業安定所において指導・助言を行う。求職活動支援書の作成に当たって、ジョブ・カードを活用することが可能となっていることから、その積極的な活用を促す。
- 公共職業安定所において、特に65歳以上の高年齢求職者を対象に、本人の状況に即した職業相談や職業紹介、求人開拓等の支援を行う生涯現役支援窓口を設置するとともに、当該窓口において、高年齢求職者を対象とした職場見学、職場体験等の機会を提供する。
- また、常用雇用への移行や継続雇用を目的として、就職困難者を公共職業安定所等の紹介により雇い入れる事業主に対する助成措置（トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金）を実施する。
- 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）により、離職を余儀なくされる高年齢者等の再就職を民間の職業紹介事業者に委託した事業主に対して助成措置を実施するほか、早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）により、高年齢者等を早期に雇い入れるとともに、前職よりも賃金を5%以上上昇させた事業主に対して助成措置を実施し、賃金上昇を伴う労働移動の促進を図る。また、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）により高年齢者等の賃金上昇を伴う労働移動の促進を図る。
- 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業を産業雇用安定センターにおいて実施し、高年齢者の就業促進を図る。

ウ 高齢期の起業の支援

- 日本政策金融公庫において、高齢者等を対

象に優遇金利を適用する融資制度により開業・創業の支援を行う。

(2) 公的年金制度の安定的運営

ア 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に対応した年金制度の構築

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方等に中立的で、ライフスタイル等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化等により高齢期における生活の安定を図るため、更なる被用者保険の適用拡大等の内容が盛り込まれた令和7年年金改正法を、法律に定められたスケジュールに沿って着実に施行していく。

イ 年金制度等の分かりやすい情報提供

- 年金制度の意義や基本的な仕組みとともに、短時間労働者等への被用者保険の適用拡大による被保険者のメリット等の令和7年年金改正法の内容や対象者、改正の効果等について、国民に分かりやすい周知・広報を進めていく。また、若年層を主なターゲットとして、SNSを通じてインフルエンサーを活用した周知・広報にも新たにに取り組む。
- 「学生との年金対話集会」を開催するとともに、教育現場の教員の意見を踏まえた年金教育教材の開発にも取り組む。
- 公的年金シミュレーターについて、令和8年度から障害年金及びiDeCoの試算機能を追加して試験運用を開始するところ、利用方法に関する特設サイトの公開や解説動画の配信を行うことで、積極的に周知していく。
- 保険料の納付実績や将来の給付に関して、ねんきん定期便において分かりやすく通知する。

(3) 高齢期に向けた資産形成等の支援

ア 資産形成等の促進のための環境整備

- 勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な財産形成を促進する。
- 企業年金・個人年金については、令和7年年金改正法に基づき、iDeCoの加入可能年齢の引上げや企業年金の運用の見える化等の措置の円滑な施行に努める。また、iDeCo等の拠出限度額の引上げが令和8年12月1日に施行されることに伴い、iDeCoの更なる普及を図るため、各種広報媒体を活用した周知・広報を行う。
- 退職金制度については、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進のための施策を実施する。
- 新しいNISAの活用を含む安定的な資産形成を目的としたイベント・セミナーの開催等により、適切な周知・広報を行う。

イ 資産の有効活用のための環境整備

- 住宅金融支援機構において、高齢者が住み替え等のための住生活関連資金を確保するために、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及を促進する。
- 低所得の高齢者世帯が安定した生活を送れるようにするため、各都道府県社会福祉協議会において、一定の居住用不動産を担保として、世帯の自立に向けた相談支援に併せて必要な資金の貸付けを行う不動産担保型生活資金の貸与制度を実施する。

2 健康・福祉

(1) 健康づくりの総合的推進

① 生涯にわたる健康づくりの推進

- 令和5年5月に告示した「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(令和5年厚生労働省告示第207号)に基づき、健康日本21(第三次)を推進する。健康日本21(第三次)においては、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」のため、健康寿命の延伸を最終的な目標として、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「個人の行動と健康状態の改善」、「社会環境の質の向上」、「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4つを基本的な方向として運動を進めていく。
- 「スマート・ライフ・プロジェクト」を実施する。
- 市町村が健康増進法に基づき実施している健康教育、健康診査、訪問指導等の健康増進事業について一層の推進を図る。
- 「こどもまんなか実行計画」を毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図っていく。
- 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の着実な実施や、データヘルス計画に沿った取組等、加入者の予防・健康づくりの取組を推進していくとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防の先進的な事例の横展開等、中長期的な各般の取組を進めていく。
- 地域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を推進する。
- 多世代交流等の共食の場の提供や栄養バランスに優れた日本型食生活の実践に向けたセミナーの開催等の食育活動を支援するとともに、

に、大人を対象に食や農への理解醸成と行動変容を促す「大人の食育」等の取組を推進する。

- 高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、リハビリテーション専門スタッフを配置する。
- 「かわまちづくり」を推進する。
- 熱中症対策普及団体の活用等を通じ、高齢者等の熱中症になりやすい方に対する見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を推進する。

② 介護予防の推進

- 要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう、市町村における地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業は、多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり、介護予防の推進等を図るものであり、「第9期介護保険事業(支援)計画」の実施に当たり、介護予防の取組を更に推進し、より効果的な取組の展開に資する事業となるよう、研修会の開催等を行い、市町村の取組を支援していく。

(2) 持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実

① 地域包括ケアシステム構築の深化・推進

- 「第9期介護保険事業(支援)計画」に基づき、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組や、介護人材の確保や介護現場の生産性が向上するような取組を推進する。
- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を

構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、医療介護での情報連携基盤の整備について、検討を進める。

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、各都道府県が策定した事業計画に基づき行われる、在宅医療・介護サービスの提供体制の整備等のために必要な取組への支援を行う。
- 在宅医療・介護の連携推進に係る事業は、介護保険法の地域支援事業に位置付け、市町村が主体となって地域の医師会等と連携しながら取り組むこととしている。また、在宅医療・介護連携に関する取組の推進・充実を図るために、市町村等職員に対する研修の実施や市町村支援を行う都道府県への支援の充実等を行う。
- 在宅医療の体制の整備については、都道府県が策定した第8次医療計画を踏まえ、地域の実情に応じた支援を行う。

② 必要な介護サービスの確保

- 地域包括ケアシステムの実現を目指すため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、全国の地方公共団体に「地域ケア会議」の普及・定着を図るため、市町村に対し、「地域ケア会議」の開催に係る費用に対して、財政支援を行う。
- 地域づくり加速化事業として、市町村の地域づくり促進のための支援パッケージを活用し、有識者による研修実施や、総合事業等に課題を抱える市町村等への伴走的支援を行う。
- 地域の実情に応じた介護人材確保の取組を支援するため、地域医療介護総合確保基金を

活用し、「参入促進」、「資質の向上」及び「労働環境・処遇の改善」に向けた都道府県の取組を支援する。

- 介護福祉士修学資金等貸付事業の更なる活用促進等に取り組む。
- 介護職の魅力及び社会的評価の向上や、他業種で働いていた方等が介護職に就職する際の支援、人材育成のための様々な研修受講支援、外国人介護人材の受入環境整備等を行い、介護分野への更なる参入促進に向けた取組を推進する。
- 介護分野の処遇改善については、これまでの累次の取組に加え、令和7年度補正予算による緊急的な対応や、令和9年度改定を待たずに令和8年度改定における対応を行うこととしており、こうした取組を通じて、他職種と遜色のない処遇改善に向けて取り組んでいく。
- 「介護雇用管理改善等計画」に基づき、事業所の雇用管理の改善のためのコンサルティングの実施、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、事業所の雇用管理改善に係る好事例の公開や助成金の周知等を実施する。
- 介護に関する専門的な技能を身に付けられるようにするための公的職業訓練について、民間教育訓練実施機関等を活用した職業訓練枠の拡充のため、職場見学・職場体験を組み込むことを要件とした訓練委託費等の上乗せを実施するとともに、全国の主要な公共職業安定所に設置した医療・福祉分野等のマッチング支援を行う「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導等の取組の強化を図る。また、「人材確保対策コーナー」を設置していない公共職業安定所においても、医

療・福祉分野等の職業相談・職業紹介、求人情報の提供及び「人材確保対策コーナー」の利用勧奨等の支援を実施するとともに、アウトリーチによる医療・福祉分野の事業所への求人充足支援を強化する。

- 各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいて、離職した介護福祉士等からの届出情報を基に、求職者になる前の段階からニーズに沿った求人情報の提供等の支援を推進するとともに、当該センターに配置された専門員が求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着促進、職業相談、職業紹介等を推進する。
- 介護職員初任者研修を各都道府県において実施する。
- 11月11日の「介護の日」に合わせ、介護のしごと魅力発信等事業や各都道府県における取組について、厚生労働省のホームページに掲載するなど、介護に関し、国民への啓発のための取組を重点的に実施する。
- 介護職員の働く環境改善を推進することを目的とした「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」を実施するほか、表彰受賞事業所の取組事例集を作成し周知を行う。
- 働く家族介護者の負担軽減の観点において、民間事業者等と連携し、介護需要の多様な受皿のモデル提示や、介護保険外サービスの信頼確保のための環境整備を進める。

③ 介護サービスの質の向上

- 介護保険制度の運営の要であるケアマネジャーの資質の向上を図るため、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施する。
- 高齢者の尊厳の保持を図る観点から、地方

公共団体と連携し、地域住民への普及啓発や関係機関への研修等を進める等、高齢者虐待の未然防止、悪化防止、再発防止等に向けた取組を推進していく。

- 一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引^{かくたん}等の行為を実施できることとなっており、各都道府県と連携の下、研修等の実施を推進し、サービスの確保、向上を図っていく。

④ 仕事と介護の両立支援

ア 仕事と介護の両立支援制度の推進

- 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の強化等を内容とした改正育児・介護休業法について、都道府県労働局において制度の内容を周知するとともに、企業において同法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行う。

イ 仕事と介護を両立しやすい職場環境整備

- 仕事と介護の両立支援制度について周知するとともに、全国各地での企業向けセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援を通じて、「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」及び「仕事と介護の両立支援プラン」の普及促進を図り、労働者の仕事と介護の両立を支援することにより、継続就業を促進する。
- 介護に直面する労働者に対して、「仕事と介護の両立支援プラン」の策定を伴う円滑な介護休業の取得・職場復帰や介護両立支援制度等の利用を通じた就業継続支援等を行う中小企業事業主へ助成金を支給することにより、企業の積極的な取組の促進を図る。
- 「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」の普及を進めるとともに、

企業の経営層が両立支援の知見を共有できる仕組みづくりや、地域の中で中小企業の両立支援を支えるモデル構築・普及等を行う。

(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営

- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を推進するため、後期高齢者医療広域連合から市町村へ高齢者保健事業を委託し、①事業全体のコーディネートや企画調整・分析等を行う医療専門職、②高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行う医療専門職を配置する費用等を、国が後期高齢者医療調整交付金のうち特別調整交付金により支援する。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業等を通じて、高齢者保健事業の推進を支援する。
- 高齢者の窓口負担割合の在り方について、「強い経済」を実現する総合経済対策」において、令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施することとされている。
- 金融所得のうち上場株式の配当などは、確定申告の有無により保険料・窓口負担等が変わる不公平が発生していることから是正が必要であり、「強い経済」を実現する総合経済対策」等に基づき、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映するための法案を提出したところであり、今後、必要な対応を進めていく。

(4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進

- 国の認知症基本計画を踏まえ、地方公共団体における計画の策定を支援していくとともに、認知症の人と家族等の地域での居場所づくりを推進し、多様な社会参加の機会を確保

するなど、共生社会の実現に向けて、認知症に関する取組を進めていく。

(5) がん対策の推進

- 高齢期の主要な死因であるがんに関しては、「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診の受診率向上に向けた取組や医療提供体制の整備、療養環境への支援等、総合的な対策に取り組む。
- がん研究については、「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、「がん対策推進基本計画」に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資する調査研究等に加えて、「がんの予防」に関する研究、「がんの診断・治療」に関する研究、「がんとの共生」に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究、がんの予防、がんの診断・治療の開発、がんとの共生を促進するための分野横断的な研究を5つの柱として、がんに関する基礎から実用化までの一貫した研究開発を推進する。

(6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備

- 人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業として、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、全国の医療・介護従事者等に向けて、研修を行う。
- 本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組である人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の更なる普及・啓発を図る。

(7) 身寄りのない高齢者への支援

- 望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴走支援等の実施により、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。また、地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により、取組を促進する。
- 「社会保障審議会福祉部会報告書」で示された対応の方向性を踏まえ、日常生活自立支援事業の枠組みの中で、頼れる身寄りがない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、試行的な取組として、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。
- 「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知・徹底に努める。
- 令和8年2月に法制審議会から法務大臣にされた答申に基づき、遺言制度の見直し等を内容とする民法等の改正を行う法案を国会に提出し、成立を目指す。

(8) 支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

- 生活困窮者支援等のための地域づくり事業等を通じて、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりなどの取組を進め、身近な地域における共助の取組を活

性化させることで、地域福祉の推進を図る。

- 寄り添い型相談支援事業を実施する。
- 地域共生社会の実現に向けて、市町村において包括的な支援体制を整備するため、市町村に対して支援を行うこと等により、地域における取組等を推進する。
- かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題に対する保健指導の実施や地域の相談援助等の活用に加え、周知啓発等の取組が推進されるよう、保険者協議会の取組を支援する。

イ 地域福祉計画の策定の支援

- 福祉の各分野における共通して取り組むべき事項や福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進、要援護者に係る情報の把握・共有・安否確認等の方法等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を行う。

ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

- 「地域ケア会議」の取組や、ICTの活用による在宅での生活支援ツールの整備等を進め、地域に暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会の構築に資する取組を進める。
- 市町村が実施する地域支援事業を推進し、市町村に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することに加え、住民参画・官民連携推進事業により地域住民の活動に地域の多様な主体が関わることを促進するほか、国や都道府県における生活支援体制整備に係るプラットフォームによる市町村支援などにより、高齢者の日常生活を地域で支える体制の整備を推進する。

- 新たなシニア向けサービスの需要の創出、高齢者の起業や雇用の促進、高齢者が有する技術・知識等の次世代への継承等の好循環を可能とする環境を整備していく。

(9) 加齢による難聴等への対応

- 令和6年度末に改訂した「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた取組実施のための手引き（第2版）」を地方公共団体へ周知するとともに、地方公共団体による難聴高齢者の早期発見等に関する取組の促進を図る。
- 補聴器については、その購入に際して消費者トラブルが報告されていることを踏まえ、質の高い補聴器販売者の養成等を図る取組を推進する。

3 学習・社会参加

(1) 加齢に関する理解の促進

- 小・中・高等学校におけるボランティア等の社会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む体験活動の充実を図る。

(2) 高齢期の生活に資する学びの推進

① デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進

- 「デジタル推進委員」について、関係府省庁が実施するデジタルリテラシー向上やデジタル格差の解消に向けた取組等と連携し、携帯電話ショップに加え、地方公共団体・経済団体・企業・地域ボランティア団体への拡大を図るとともに、図書館や公民館、鉄道駅、薬局など身近な場所の活用を含め、継続的にきめ細やかなサポートができるよう、相談体制の充実を図っていく。

② 社会保障教育及び金融経済教育の推進

- 早い段階からの社会保障教育やライフステージに応じた啓発の充実を図る。特に、学校教育段階においては、小・中・高等学校学習指導要領に基づく社会保障の意義や役割等に関する教育について、教育委員会等への周知とともに、教職員向けの研修会の実施や、教員にとって使いやすい資料の提供等を通じて、社会保障教育の十分な機会の確保を図る。
- マイナンバー制度について、情報連携により添付書類の省略が可能な事務手続数は順次拡大しており、こうした取組状況に関して、地方公共団体等とも連携し、国民への周知・広報を行う。
- J-FLECを中心とした関係機関と連携し、社会保障分野も含めた金融経済教育の充実に取り組む。

③ 消費者教育の推進

- 消費者教育の推進に関する法律及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、消費者教育を推進する。また、第7期消費者教育推進会議の下で「地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会」を開催し、高齢期を含むあらゆるライフステージの多様な消費者への消費者教育の機会の創出・充実に向けて、地域ネットワークの構築・強化に関する方策について検討を行う。
- 消費者教育コーディネーターの配置・育成の支援として「消費者教育コーディネーター会議」の開催等を行い、地方公共団体での啓発活動等の取組事例を収集することや、「消費者教育ポータルサイト」等で情報発信を行うことにより、地域、家庭等の様々な場での

消費者教育の推進を図る。

- 体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」等を活用した啓発活動を推進し、悪質商法等の消費者被害の未然防止に取り組む。
- 多様な高齢者の実態や社会のデジタル化を踏まえ、高齢者や福祉関係者等の見守り活動の担い手に対して、「消費者教育ポータルサイト」等を通じて消費者教育教材や啓発資料、取組事例等の情報提供を行い、見守り活動における啓発活動を促進する。

④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実 ア 社会教育の振興

- 公民館を始めとする社会教育施設等において、高齢者を含む幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進するとともに、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集し、広く全国に情報共有等を図る。

イ 学校機能・施設の地域への開放

- 学校は地域コミュニティの核となることから、複合化等を行う公立学校の施設整備に対して国庫補助を行うとともに、好事例を収集・横展開することを通じて、高齢者を含む地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めていく。

ウ 文化活動の振興

- 国民文化祭の開催等による幅広い年齢層を対象とした文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図る。

- 博物館・美術館等を中核として、社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を補助する中で、文化活動の推進を図る。

エ スポーツ活動の振興

- スポーツによる地域活性化推進事業を活用し、スポーツを通じた地域の活性化を推進するとともに、スポーツ行事の実施等の各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

オ 自然とのふれあい

- 国民の誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、インターネット等を通じて自然ふれあい施設や自然体験活動等の情報を提供する。

(3) 地域における社会参加活動の促進

① 多世代による社会参加活動の促進

ア 地域社会における課題解決に向けた担い手確保等の仕組みの構築・活用促進

- 地域を支える人材の高齢化や人手不足が進む中で、幅広い世代の参画の下、地方公共団体、NPO、地域住民等の多様な主体の連携により、地域社会の課題解決に取り組むプラットフォームのモデル構築を図るため、多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業を行う。

イ 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- 老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。
- 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を令和8年11月に埼玉県で開催する。
- 地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「地域学校協働活動」を推進する。
- 企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、有償ボ

ランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動の立ち上げを支援する高齢者生きがい活動促進事業を実施する。

- 地域支援事業において、有償ボランティア活動等の就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置を推進する。
- 高齢者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、バリアフリー化に必要な施設整備や設備導入を含めハード・ソフト両面からの支援など、国内外の旅行者を対象にユニバーサルツーリズムの促進を図る。
- 地域の社会教育を推進するため、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な指導助言を行う社会教育主事等の専門的職員の養成等を図る。
- 地域住民が主体となって地域の様々な課題解決を図る取組を通じた安全・安心で活力ある地域形成を促進するため、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集し、広く全国に情報共有等を図る。
- 「高齢社会フォーラム」を開催する。
- エイジレス・ライフ実践者や、社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を紹介する。

ウ 国立公園等におけるユニバーサルデザインの推進

- 国立公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化や、利用者の利便性を高めるための情報発信の充実等を推

進し、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場を提供していく。

エ 高齢者の余暇時間等の充実

- 高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、放送事業者の自主的な取組を促す。同時に、字幕番組等の制作費や設備整備費等に対する助成を行うこと等により、放送事業者等の取組を支援していく。

② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備

- 認定NPO法人等の寄附税制の活用促進やNPO法の適切な運用を推進する。
- 市民活動に関する情報の提供を行うための内閣府NPOホームページや、ポータルサイト等の情報公開システムの機能向上に取り組む。
- NPO法に基づく各種事務をオンライン化したシステムの利便性向上と利用の促進を図る。
- JICA ボランティア事業を推進する。
- 「社会教育士」の称号を取得できる社会教育主事講習を実施する。また、社会教育士等の社会教育人材の継続的な学びの機会の確保等を図るとともに、社会教育士フォローアップ研修を実施する。

4 生活環境

(1) 豊かで安定した住生活の確保

- 「住生活基本計画（全国計画）」（令和8年3月閣議決定）に掲げた目標を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

ランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動の立ち上げを支援する高齢者生きがい活動促進事業を実施する。

- 地域支援事業において、有償ボランティア活動等の就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置を推進する。
- 高齢者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、バリアフリー化に必要な施設整備や設備導入を含めハード・ソフト両面からの支援など、国内外の旅行者を対象にユニバーサルツーリズムの促進を図る。
- 地域の社会教育を推進するため、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な指導助言を行う社会教育主事等の専門的職員の養成等を図る。
- 地域住民が主体となって地域の様々な課題解決を図る取組を通じた安全・安心で活力ある地域形成を促進するため、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集し、広く全国に情報共有等を図る。
- 「高齢社会フォーラム」を開催する。
- エイジレス・ライフ実践者や、社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を紹介する。

ウ 国立公園等におけるユニバーサルデザインの推進

- 国立公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化や、利用者の利便性を高めるための情報発信の充実等を推

進し、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場を提供していく。

エ 高齢者の余暇時間等の充実

- 高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、放送事業者の自主的な取組を促す。同時に、字幕番組等の制作費や設備整備費等に対する助成を行うこと等により、放送事業者等の取組を支援していく。

② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備

- 認定NPO法人等の寄附税制の活用促進やNPO法の適切な運用を推進する。
- 市民活動に関する情報の提供を行うための内閣府NPOホームページや、ポータルサイト等の情報公開システムの機能向上に取り組む。
- NPO法に基づく各種事務をオンライン化したシステムの利便性向上と利用の促進を図る。
- JICA ボランティア事業を推進する。
- 「社会教育士」の称号を取得できる社会教育主事講習を実施する。また、社会教育士等の社会教育人材の継続的な学びの機会の確保等を図るとともに、社会教育士フォローアップ研修を実施する。

4 生活環境

(1) 豊かで安定した住生活の確保

- 「住生活基本計画（全国計画）」（令和8年3月閣議決定）に掲げた目標を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

① 居住支援の充実

ア 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の登録を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行う。
- 改正住宅セーフティネット法に基づき、居住サポート住宅の供給等を推進するとともに、認定住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行う。
- 高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体の住宅・福祉部局が関係事業者、居住支援法人等と連携し設置する居住支援協議会の設立を促進し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、地域における総合的・包括的な居住支援体制整備の推進・支援を行う。

イ 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

- 公営住宅については、高齢者世帯向け公営住宅の供給を促進する。また、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。
- 都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

② 空き家対策の推進

- 空家等活用促進区域制度や空家等管理活用支援法人制度の活用を促進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による空き家の除却や活用等に係る取組に対して支援を行う。

③ 安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現

ア 住宅と福祉の施策の連携強化

- 都道府県及び市町村において、高齢者の居住の安定確保のための計画を策定することを推進していく。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。また、非接触でのサービス提供等を可能とするIoT技術の導入支援を行う。

イ 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

- スマートウェルネス住宅等推進事業により、高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組等に対して補助を行う。

ウ 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

- 「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及を進める。
- 住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修等について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、フラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行う。さらに、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民間金融機関が提供する住宅の建設、購入、改良等の資金に係るリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援する。

エ 公共賃貸住宅

- 公営住宅、改良住宅の整備においては、中

高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、建て替え事業による中高層住宅の新たな供給においてはエレベーター設置を標準とする。また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

オ 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改修努力への援助等の推進

- 良質な持家の取得・改修を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業及び勤労者退職金共済機構等の勤労者財産形成持家融資を行う。
- 住宅ローン減税等の税制上の措置を活用し、良質な住宅の取得を促進する。

(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応

- 住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済を実施する。

(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成

- 「認定長期優良住宅」の普及促進を図る。

カ 循環型の住宅市場の実現

(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

- 既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けて、建物状況調査（インスペクション）の円滑な普及、安心して既存住宅を取得

したりリフォーム工事を依頼したりすることができる市場環境の整備、^{かし}瑕疵保険や住宅紛争処理制度の充実を図るとともに、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の形成を促進する先導的な取組や、居住者の高齢化も想定して、長期にわたり良好な状態で使用される住宅の普及を促進する既存住宅の長寿化に資するリフォームを支援する。

(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援

- 高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅への住み替え等を促進するとともに、同制度を活用して住み替える先の住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和により支援する。
- 高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金及び住み替える先の住宅の建設・購入資金の確保に資するよう、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民間金融機関のリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援する。

(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進

① 地域における移動手段の確保

- 全国各地の「交通空白」の一つ一つの解消等に向けて、今後は、地方公共団体、交通事業者、ノウハウや技術を持つ民間企業等の関係者による連携体制の下で、地域の輸送資源のフル活用事例の創出など「交通空白」解消の取組の一層の加速、次期施策の指針となる「取組方針2026」の策定準備を行う。くわえて、共同化・協業化、地方公共団体の体制強化等を図るための新たな制度的枠組みの構築

に向けて、令和7年6月より、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会を行い、同年12月に「とりまとめ」を行った。これを踏まえ、令和8年3月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正案を国会に提出した。

- 自家用有償旅客運送については、その性格や役割（非営利性、公共交通の補完的役割等）を維持しつつ、広域での輸送ニーズ等に対応するための実施主体の拡大についても検討していく。
- 自動運転を含めた新たなモビリティサービスの社会実装に向け、「モビリティ・ロードマップ2026」の取りまとめ、自動運転社会実装先行的事業化地域事業の実施などに取り組み、地域における移動手段の確保を推進する。

② 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進

- 令和7年12月にバリアフリー法に基づく基本方針を改正し、令和8年度以降の新たな整備目標を定め、国・地方公共団体・事業者等と連携してバリアフリー化を推進していくとともに、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーなど、ハード・ソフト両面からの取組を推進する。
- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する方針」及び「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」の作成を市町村に働きかけるとともに、地域公共交通バリアフリー化調査事業及びバリアフリー環境整備促進事業を実施する。
- 地方創生の観点から、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版CCRC）の展開を進めるため、関係府省庁において議論を行った上で、令和8年度に「地域の特性に合わせ

た導入拡大のためのガイドライン（仮称）」を作成し、その内容に沿った取組を支援する。

- 中山間地域等において、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成拡大と質的向上を目指し、地域の自立共助の運営組織や全国の多様な関係者間の連携を図る等、総合的に支援する。

③ 農山漁村のコミュニティの維持

- 生産性の向上に資するスマート農業技術の活用や農業支援サービス事業者の育成・活動の促進等を支援する。
- 全国の農業者が農作業安全研修を受講するよう推進するとともに、農作業安全に関する指導者の育成及び活動の拡大を図る。
- 農福連携の取組として、高齢者の生きがい及びリハビリテーションを目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備等を支援する。また、世代や障害の有無を越えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進する。
- 農村RMOの形成を推進する等、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進する。
- 山地災害からの生命の安全の確保に向け、要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等に関する情報提供や治山施設の設置、森林整備等を計画的に実施する。
- 「漁港漁場整備長期計画」を踏まえ、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設等の整備を実施する。
- 高齢者等を中心とする買物困難者の食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携

して取り組む移動販売車の導入等の取組を推進する。

(3) 金融経済活動における支援

- 高齢顧客への対応を含め、金融事業者等における顧客本位の業務運営を推進するため、顧客等の最善の利益が図られるよう、モニタリング等を行う。また、高齢者の金融取引に関する代理制度の活用促進など、顧客に寄り添った金融サービスの提供を金融機関等に対して促していく。
- J-FLECを中心とした関係機関と連携し、国全体に金融経済教育を提供することにより、国民が自らのニーズやライフプランに合った適切な金融商品・サービスを選択できるよう、金融リテラシーの向上に取り組む。
- 研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）により、認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システムを構築するための研究開発を進める。
- 認知機能が低下した人を金融機関から地域の福祉機関等の必要な支援につなげるため、個人情報保護法に定める例外に該当する場合において、本人の同意を要することなく個人データを共有し得る、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに、必要に応じて金融機関の参加を促進する取組を推進する。
- 重層的支援体制整備事業の支援会議の開催に当たって、同会議から金融機関等の認知症が疑われる者の状況を把握していることが想定される機関に対して必要に応じて情報提供を求めるよう、市区町村に促す。
- 消費者安全確保地域協議会について、地方消費者行政強化交付金の活用や見守り活動促

進事業の実施などにより、地方公共団体における更なる協議会の設置や活動の活性化を支援する。その際、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進する。

(4) 消費者被害の防止

- 高齢者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体のほか障害者団体、行政機関等を構成員とする「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、各団体における取組や消費者トラブルの現状等の情報提供等を行う。
- 「消費者ホットライン188」を運営するとともに、同ホットラインについて消費者庁ウェブサイトへの掲載、SNSを活用した広報、啓発チラシやポスターの配布、各種会議等を通じた周知を行い、利用の促進を図る。
- 国民生活センターでは「見守り新鮮情報」を月2回程度配信する。

(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策

- 高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題であり、令和8年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第12次交通安全基本計画」（令和8年3月中央交通安全対策会議決定）（計画期間：令和8～12年度）等に基づき、各種施策を推進する。
- 加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、シミュレーター等の教育資材を活用した交通安全教室を開催するほか、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導等を利用した交通安全教育を推進する。また、シルバーリーダー等を対象とした

参加・体験・実践型の講習会を実施し、高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成に努める。

- 横断歩道以外の場所や走行車両の直前直後等を横断することの危険性についての広報啓発等を強化する。
- 「ゾーン30プラス」を設定し、警察と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。
- 令和8年9月1日より、中央線等が設置されていない一般道路を自動車が行く際の法定速度が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられることを踏まえ、新たな法定速度について国民に向けた広報啓発を推進するなど、所要の対応を実施する。
- 歩車分離式信号については、改定された「歩車分離式信号に関する指針」を踏まえ、その整備を更に推進する。
- 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備を促進するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する。
- 踏切道の歩行者対策として、「踏切道安全通行カルテ」や地方踏切道改良協議会を通じてプロセスの「見える化」を行い、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた移動等円滑化対策等を検討・実施することにより、高齢者等の通行の安全対策を推進する。
- 高齢運転者対策の充実・強化を図るため、運転免許証の更新時における運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習並びにサポートカー限定免許制度を効果的に運用することにより、高齢運転者による交通事故の防止を図っていく。
- 高速道路の逆走対策については、2025年

11月に各高速道路会社が策定した重点対策箇所の実施計画に基づき、対策を着実に推進する。また、道路管理設備を活用した逆走検知や車両側で逆走検知、通知できる新規技術について、実証実験を通じ実用化を目指す。

- 車両の安全技術の観点からは、更なる高齢ドライバーの事故削減に向けて、ドライバー異常時対応システムなど、より高度な安全運転支援技術の開発・普及の促進に取り組んでいく。
- 高齢者の横断歩行中の交通事故を減らすため、センサー付きスポットライトや二段階横断施設の設置等の交通安全対策を推進するなど、高齢者が安心して健康に暮らせる道路交通環境の整備を推進する。

(6) 情報アクセシビリティの確保

- 「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」、「ユーザビリティガイドライン」及び「ウェブサイトガイドライン」等について、必要に応じて更新を行う。
- 行政機関のウェブサイトが様々な人にとって使いやすい状態で提供されることを促すために公開している「デジタル庁デザインシステム」のベータ版を随時更新するほか、データ等の再利用性を高めるため、ウェブサイト化して公開した「デジタル庁デザインシステム」についても、随時更新を行う。
- 民間企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準（JIS X 8341シリーズ等）に適合しているかどうかを自己評価する「自己評価様式」の作成に関して、民間企業等による当該様式作成の普及展開策としてアクセシブルなICT機器・サービスの好事例を「情報アクセシビリティ好事例2026」として公表する。

- 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」について、ウェブアクセシビリティの基準であるJIS X 8341-3の改正を受けて、本ガイドラインの改訂を行う。
- 高齢者等の社会参加を支援するため、文字表示電話サービス（ヨメテル）の普及を推進する。
- 高齢者や障害のある人々にも使いやすい製品やサービスの必要性がその提供者及び利用者等に広く認識されている中で、アクセシビリティを考慮した標準化を促進するため、関連する国際標準化活動を推進する。

（７）公共交通機関や建築物等のバリアフリー化

ア 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化

（ア）バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 「公共交通移動等円滑化基準」、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づく整備を進めるとともに、「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」によるソフト面での取組を推進する。
- 鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施する。
- 「第３次交通政策基本計画」においても、バリアフリー化等の推進を目標の一つとして掲げ、バリアフリー整備をより一層推進する。

（イ）歩行空間の形成

- 移動の障壁を取り除き、全ての人が安全に

安心して暮らせるよう、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する。

- 高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、各種対策を実施する。

（ウ）道路交通環境の整備

- 高齢者等が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識・道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」における優先駐車スペース、高齢運転者等専用駐車区間の整備等の対策を実施する。

（エ）バリアフリーのためのソフト面の取組

- 高齢者や障害者等が自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、ICTを活用した歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進する。
- 多様な主体の参画による実証等を踏まえた歩行空間ネットワークデータ等の作成支援及び作業効率化のためのデータ整備プラットフォームの試行運用の開始に向けた検討を行うとともに、シンポジウムの開催等による継続的な広報活動を実施する。
- 「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、「バリアフリー教室」の開催等、ソフト面での取組を推進する。

（オ）訪日外国人旅行者の受入環境整備

- 訪日外国人旅行者の移動円滑化を図るため、旅客施設における段差の解消等の取組を支援する。

イ 建築物・公共施設等のバリアフリー化

- 認定特定建築物等のうち一定のものの整備及び不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の整備を促進する。
- 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、高齢者を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進する。
- 社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安心して利用できる都市公園の整備を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基準等により、公園施設のバリアフリー化を推進する。また、河川等では、高齢者にとって憩いと交流の場となる良好な水辺空間の整備を推進する。
- 訪日外国人旅行者の来訪が多い又は来訪の増加が見込まれる市町村において、観光スポット等における段差の解消を支援する。

(8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策

① 防災施策の推進

- 病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を実施する。
- 病院等の医療施設において水害が生じた際の被害を軽減するため、浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在する医療施設に対し、止水板等の設置による止水対策、自家発電機等の電気設備の高所移設及び排水ポンプの設置による浸水対策の実施を促進する。
- 災害時等においても、在宅療養患者に対し、在宅医療の診療体制を維持し継続的な医療を提供することが求められるため、在宅医療提供機関におけるBCP策定支援研修を実施する。
- 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進する。
- 施設の避難確保計画や訓練結果に関して市町村長から要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して助言・勧告を行うことができる制度が適切に運用できるよう、市町村職員を対象とした研修を実施するとともに、施設職員向けの動画やリーフレットを活用した制度の周知を行う。
- 土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の開発行為の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、土砂災害防止法に基づき区域指定の促進を図る。
- 春・秋の全国火災予防運動において、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を図るとともに、住宅用火災警報器、防災品、住宅用消火器及び感震ブレーカーの普及促進等、総合的な住宅防火対策を推進する。また、「老人の日・敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を図る。
- 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合又は事故発生時に高齢者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、高齢期の特性にも配慮した多様な情報伝達手

段の確保のための体制や環境の整備を促進する。また、災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、Jアラートとの連携を含め、防災行政無線による放送（音声）や緊急速報メールによる文字情報等の種々の方法を組み合わせて、災害情報伝達手段の多重化を推進する。

- 災害時に自ら避難することが困難な高齢者などの避難行動要支援者への避難支援等については、市町村による避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、活用等の取組が促進されるよう、助言を行う。
- 被災者のニーズに応じて、車椅子利用者も使用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、災害救助法に基づく救助の実施主体に取組を促していく。
- 災害時の避難生活における高齢者等要配慮者の生活環境を確保するため、地方公共団体に対し、トイレや食料、パーティション、簡易ベッド、入浴設備等の確保を促すとともに、福祉避難所の確保や一般避難所における要配慮者スペースの設置について、避難生活に関する取組指針やガイドライン等を通じて周知を行う。
- 東日本大震災への対応については、復興の加速化を図るため、被災した高齢者施設等の復旧に係る施設整備について、関係地方公共団体との調整を行う。
- 地域医療介護総合確保基金等を活用し、「地域包括ケア」の体制を整備するため、都道府県計画等に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。
- 介護保険制度において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域及び上位所得層を除く平成28年度以降に指定が解除され

た旧帰還困難区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続する。

なお、当該財政支援については、令和5年度以降順次見直しを行っていくこととしている。

また、避難指示区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付け、相双地域から福島県内外の介護福祉士養成施設等に入学する者への支援等や全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援を行うとともに、介護施設等の運営に対する支援を行う。

- 高齢者世帯の耐震改修を促進するため、住宅金融支援機構における住宅融資保険事業の枠組みを活用し、リバースモーゲージ型住宅ローンにより提供される耐震改修への融資について、利子補給を実施する。

② 犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護

ア 犯罪からの保護

- 高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口の周知及び被害防止対策についての啓発を行うとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行う。また、認知症等によって行方不明になる高齢者を発見、保護するための仕組みづくりを関係機関等と協力して推進する。
- 高齢者に大きな被害が生じている特殊詐欺については、犯罪対策閣僚会議において令和7年4月に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に基づき、関係府省庁や事業者と連携し、各種対策を強力に推進す

- る。
- 特殊詐欺のうち、SNS型投資詐欺及びSNS型ロマンス詐欺において、SNSやマッチングアプリが犯行ツールとして数多く利用されている実態を踏まえ、SNS事業者及びマッチングアプリ事業者に対し、詐欺被害のおそれがある利用者への個別の注意喚起など詐欺被害防止に資する対策の更なる実施を働きかける。
 - 法人口座を含む不正な口座情報について、警察と預金取扱金融機関における迅速な情報共有に係る連携体制の構築を推進する。
 - 悪質商法の中には、住宅リフォーム工事等の点検商法等による高齢者を狙った事件も発生していることから、悪質商法の取締りの推進に加え、所管府省庁を始めとする関係機関と情報共有及び連携を強化するとともに、悪質商法の被害防止に関する広報啓発活動及び悪質商法に関する相談活動を行う。
 - 国際電話番号を悪用した特殊詐欺の増加に伴う国際電話番号からの発着信をブロック等できる取組を「みんなでとめよう!!国際電話詐欺#みんとめ」と呼称して希望者に対して国際電話番号の着信を受けないための対策を促進しているところ、関係府省庁や事業者等と連携した被害発生状況に応じた広報啓発等の被害防止対策を推進する。
 - 特殊詐欺に係る携帯電話対策として、各種媒体を活用するとともに、関係府省庁・団体等と連携し、国民運動として警察庁推奨アプリの利用を呼びかけることで、特殊詐欺の被害防止対策を推進する。
 - 特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の犯行グループが使用していた名簿を警察が捜査の過程で押収した際は、この名簿をデータ化し、これを基に電話による注意喚起を行うなどの被害防止対策を実施する。
 - 特殊詐欺事件については、匿名・流動型犯罪グループの関与が認められることから、同グループの活動実態の変化に機動的に対応し、事件の背後にいる首謀者や指示役も含めた犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、部門の壁を越えた効果的な取締りを推進する。
 - 地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する養成研修や市民後見人等の適正な活動が行われるよう支援していく。
 - 万引きでの検挙人員全体に占める65歳以上の者の割合が高い水準にあることを踏まえ、様々な機会を活用し、高齢者による犯罪の防止に係る啓発を図る。
 - 被疑者・被告人のうち、高齢等により、自立した生活を営む上で、福祉サービス等を受けることが必要な者に対し、本人の意思やニーズを踏まえつつ、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等との連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービス等につなげる取組について、各地域の実情に応じた、地方公共団体との協働等により、着実な実施を図る。
 - 受刑者等のうち、福祉的支援の必要が認められる高齢者等に対し、福祉的支援を受けることについての動機付けを含む円滑な社会復帰に向けた指導等、高齢等の特性に応じた処遇を行う。また、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者等が、矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い、出所後の福祉的支援につなげる特別調整の取組を推進する。
 - 刑務所出所者等のうち、犯罪をした高齢者等の更生保護施設における受入れやその特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導

を行う特別処遇等の取組を推進する。

- 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書及び更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律を踏まえ、幅広い世代から多様な保護司の担い手を確保するための取組を進めるとともに、保護司の活動環境の整備を進めるなど、持続可能な保護司制度の確立に向けた方策を講じる。

イ 人権侵害からの保護

- 高齢者虐待防止法に基づき、前年度の養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、市町村等に高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や保護を行う等の必要な措置を講じ、高齢者虐待への早期対応が行われるよう、必要な支援を行っていく。
- 法務局において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、法務局に来庁することができない高齢者等からの相談について、老人福祉施設等に特設の人権相談所を設置するほか、電話、手紙、インターネット等を通じて受け付ける。人権相談等を通じて、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。また、高齢者の人権問題に関する各種啓発活動を行う。

ウ 司法ソーシャルワークの実施

- 法テラスにおいて、自ら法的支援を求める

ことが難しい高齢者・障害者等に対して、「司法ソーシャルワーク」を推進する。

- 出張法律相談等のアウトリーチ活動を担う弁護士・司法書士を確保するなど、「司法ソーシャルワーク」の実施に必要な体制整備をより一層進めるとともに、福祉機関職員に対して業務説明会を行って特定援助対象者援助事業を始めとする法テラスの業務内容の周知を図るなどして、福祉機関との連携を更に強化する。

(9) 成年後見制度の利用促進

- 認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知する。成年後見制度の利用促進については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

5 研究開発・国際展開等

(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進

- ① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進
- ア 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化
- 公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向けた取組を、需要側・供給側の両面から一体的に進めていく。

需要面においては、企業等の健康投資・健康経営を促すため、健康経営顕彰制度等を通じて健康経営の普及促進を図るとともに、資本市場や労働市場等において健康経営が適切に評価されるための効果の可視化や質向上、

健康経営を支える産業の創出に向けた検討や国際展開の推進、健康経営の社会への浸透定着に向けた中小企業や若年層への普及検討等を行う。また、ヘルスケア分野におけるPFS／SIBの活用促進を行う。

供給面においては、PHRを活用し、個人に最適化されたサービスの創出やそのために必要となる事業環境の整備を実施する。具体的には、介護予防分野や多職種連携におけるサービスの実用化研究開発支援や、検証事業を通じた持続的にサービス提供可能なビジネスモデル検討を実施する。持続的な介護保険外サービス振興に向けては、地域属性を踏まえた民間企業との連携を促す。

- ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定支援や、AMEDによる認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備・普及・社会実装の支援を実施する。
- InnoHubを通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーキング支援等を実施するほか、エビデンス・ビジネスモデル構築等の社会実装支援を担う拠点と連携することでヘルスケアスタートアップ振興を図る。
- 高齢者事故防止を目的とした安全運転支援技術の普及啓発及び性能向上や、自動運転の高度化及び自動運転移動サービスの全国各地の普及拡大に向けた取組に対する支援を行うほか、自動運転移動サービスの導入を目指す地方公共団体と連携し、自動運転車の走行の安全性・円滑性の向上に資する走行環境の整備（交差点センサや合流支援・先読み情報等の路車協調システム、走行空間等の基準の策定等）を推進する。
- 生産性向上の取組等による職場環境の改善

等を推進する観点から、協働化・大規模化への支援、地域の実情に応じた介護テクノロジーの導入支援及び伴走支援、DX人材の育成等の取組を進めるとともに、全都道府県へのワンストップ型の総合相談センターの設置を進める。あわせて、介護事業者に対する経営改善支援事業をモデル的に実施する。

- 認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、認知症当事者の真のニーズをとらえた製品・サービス開発を行う「当事者参画型開発」を推進する。また、「当事者参画型開発」をより持続可能かつ有用な取組とすべく、自走化を含めた官民が連携する仕組みづくりの検討を進める。

イ 医療・リハビリテーション・介護関連機器等に関する研究開発

- 福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、福祉用具・医療機器の民間やアカデミアによる開発の支援等を行う。例えば、医療機器等研究成果展開事業では、アカデミア・企業・臨床の連携による医療機器開発への支援や、若手・女性研究者等に対する人材育成を推進する。
- 低侵襲の治療機器や早期に疾患を発見する診断機器等、世界最先端の革新的な医療機器・システムの開発・実用化を推進する。さらに、我が国で生み出された基礎研究の成果等を活用し、高齢者に特徴的な疾病等の治療や検査用の医療機器、遠隔や在宅でも操作しやすい医療機器の研究開発・実用化を推進する。また、「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、中小企業又はスタートアップと医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・事業化

を推進する。

- 優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業を通じて、医療機器創出に携わる企業等の人材の育成、リ・スキリングやスタートアップ企業の伴走支援等を行う医療機器産業振興拠点の更なる充実・強化を図る。
- AMEDを通じて、介護現場の課題を解決する介護テクノロジーの開発を支援する。
- NEDOでは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することによって、我が国のイノベーション創出を促進する新SBIR制度の下、高齢者及び障害のある人の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉機器の開発に対する支援を行う。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

- 高齢者等向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対する助成を行う。

エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進

- 医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を改良・高度化するための研究開発を実施する。

② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等

- 高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム、要介護状態になる要因の一つである認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療

技術等の確立に向けた研究を推進する。

- 新興感染症や自然災害の発生に備え、平時からの保健・医療・介護に関する情報収集・分析等公衆衛生領域等の調査研究について検討する。
- 高齢者が罹患し得る疾患を含めた難病の病因や病態を解明し、難病の患者を早期に正しく診断し、効果的な治療が行えるよう研究開発の推進を図る。
- ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、認知症やフレイル等の高齢者が罹患し得る疾患領域の学会が作成した予防・健康づくりの医学会指針を、事業者が利活用できるよう、AMEDの支援を通じて普及・整備を引き続き行う。

③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用

ア 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

- 高齢社会対策基本法に定められた基本的施策に沿ったテーマを中心に、高齢社会対策総合調査として、高齢者の意識や実態に関する調査を実施する。
- JSTが実施する社会技術研究開発事業において、高齢者の社会的孤立・孤独の予防に向けて、高齢者向けの新たな居場所づくり、リアルとバーチャルなコミュニティ・ネットワーク形成、ボランティア活動を通じて社会参加を促すシステムの構築等の研究開発を実施する。

イ データ等利活用のための環境整備

- 急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、官民データの利活用を

推進する。

(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信

① 健康・医療産業の国際展開

- 我が国は、国際的な議論の場において、UHC推進を積極的に主張してきた。世界的な高齢化が加速する中で、高齢者に対する様々なリスクに対し、高齢者が身体的・精神的健康を享受する権利を守るために、今後、高齢社会対策や社会保障制度整備において、専門家の派遣、研修、技術協力プロジェクト等の取組を通じて、我が国の経験・技術・知見を活用した協力を行っていく。令和7年度に我が国に設置された「UHCナレッジハブ」では、世界銀行及びWHOと連携し、少子高齢化に対応しつつUHCを維持している我が国の知見や経験の活用も視野に、開発途上国の財務・保健当局の人材育成等を実施する。
- 「健康・医療戦略」に基づき、我が国における健康・医療関連産業の強みを生かした国際展開の推進及びアジア諸国の健康・医療分野への貢献を図るため、アジア健康構想及びグローバルヘルス戦略を一体的に推進し、各府省庁及び関係機関における各種施策による取組を実施する。
- 介護ロボットやICT等のテクノロジーについて、海外での販売や規制の承認に向けた各国の制度や背景、現地ニーズ、認証取得の課題等について調査を実施し、知見を集約することで、海外展開を促進し、世界市場の獲得を目指す。
- 医療機器の海外展開に向けて、当初より海外展開を見据えた医療機器の研究開発を行う企業に対する開発支援や、海外展開に必要と

なるネットワーク構築支援を行う。

- 福祉用具等の開発・普及を促進するためには、安全性を含めた品質の向上とともに公正なルール形成や市場基盤創造に資する観点から標準化が重要であり、関連するJISの開発や国際標準化活動を推進する。
- ② 国際社会への知見等の発信
 - 各分野における閣僚級国際会議等の二国間・多国間の枠組み等を通じ、世界で最も高齢化が進んでいる国の一つである我が国の経験、知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。特に、具体的な取組に関心のある国においては、アジア健康構想の下、予防・リハビリテーション・自立支援等、我が国が培ってきた様々な高齢社会対策の知見・経験を相手国の実情とニーズに見合う形で紹介するとともに、政策対話を実施し、当該相手国との連携体制の構築を推進する。
 - 諸外国の高齢化に伴い増加するがん、循環器病、糖尿病等、我が国が研究・知見の蓄積を有する分野での保健課題に関する取組を推進し、世界におけるUHCの達成や令和7年4月に設立したJIHSとの連携強化を始めとした、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応（PPR）を強化する。
 - 各国政府のリーダーシップの下、多分野におけるマルチステイクホルダーの関与・連携を進めることが期待される中、我が国は国連、WHOや国連人口基金（UNFPA）などの国際機関とも協働しながら、その知見を共有し、国際社会の連携強化を目指していく。
 - 日本政府と相手国政府との間において署名したヘルスケア分野における二国間の協力覚

書に基づき、相手国と合意した事項をより一層深化及び推進していく。その他の国々との間においても、アジア健康構想及びグローバ

ルヘルス戦略を一体的に推進し、協力の推進に向けた取組を検討する。